

平成 28 年度

包括外部監査の結果報告書

教育関連事業の財務に関する事務の執行
及び経営に係る事業の管理について
(関連する施設・外部団体を含む)

平成 29 年 3 月

京都市包括外部監査人

市 川 晃

目 次

第1 包括外部監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 外部監査のテーマ	1
2.1 選定したテーマ	1
2.2 テーマの選定理由	1
3 外部監査の方法	1
3.1 監査の要点	1
3.2 主な監査手続き	2
3.3 監査の対象期間	2
3.4 外部監査の実施期間	2
3.5 往査の実施状況	2
4 包括外部監査人並びに同補助者の氏名・資格	3
4.1 包括外部監査人	3
4.2 包括外部監査人補助者	3
5 利害関係	3
第2 各学校の状況	4
1 学校について	4
1.1 学校監査の視点	4
1.2 主な監査手続	4
2 学校の実施監査	5
2.1 京都市立京都工学院高等学校	5
2.2 京都市立深草小学校	19
2.3 京都市立太秦小学校	22
2.4 京都市立開晴小学校・開晴中学校(東山開晴館)	39
2.5 京都市立九条弘道小学校	49
2.6 各学校の項に記載されている指摘事項や意見について	52

第3 学校給食	53
1 学校給食の概要	53
1.1 小学校給食	54
1.2 中学校給食	57
1.3 監査の結果及び意見	64
2 公益財団法人京都市学校給食協会	66
2.1 概要	67
2.2 監査の結果及び意見	70
第4 学校・教育施設	76
1 学校・教育施設の現状と改修状況について	76
1.1 学校施設の工事契約の概要	77
1.2 学校施設の改修状況	78
2 新增改築工事の長期計画	82
2.1 学校施設の長寿命化計画の背景と目的等	82
2.2 京都市学校施設の現状	83
2.3 学校施設の長寿命化に向けた取組	84
2.4 長寿命化改修の方向性	84
2.5 施設整備の方向性	85
3 施設・設備面における学校間格差	86
4 監査の結果及び意見	89
4.1 「京都市学校施設マネジメント基本計画」策定後の課題	89
4.2 施設・設備面における学校間格差の是正	90
第5 公有財産	91
1 未利用地の状況	91
2 学校跡地の利活用	95
2.1 民間等事業者による学校跡地の活用事例	96

3 保有教室の活用	97
4 公有財産の貸付及び使用許可	98
4.1 公有財産の使用料	99
4.2 元成徳中学校施設の賃貸契約に係る住民監査請求	99
5 監査の結果及び意見	101
5.1 未利用地に対する地域からの意見聴取	101
5.2 全国の廃校活用事例の研究	101
第6 補助制度について	103
1 個人向けの補助・援助制度	103
1.1 補助金と扶助費	104
1.2 各扶助費の概要	111
2 過年度包括外部監査等での指摘事項	113
2.1 私立幼稚園就園奨励費	113
2.2 遠距離通学費援助	113
2.3 へき地スクールバス運営補助金	113
2.4 京都市学童う歯対策事業	114
3 監査の結果及び意見	115
3.1 私立幼稚園就園奨励費	115
3.2 京都市民族学校児童生徒就学援助費	115
3.3 京都市立高校グローバルリーダー育成研修補助金	116
3.4 京都市学童う歯対策事業	116
3.5 個人向け補助金・扶助費の支給に係る所得確認について	116
第7 公益財団法人 京都市生涯学習振興財団	119
1 公益財団法人京都市生涯学習振興財団について	119
2 組織	120
3 生涯学習センター事業	120
3.1 財団事業(自主事業)	120

3.2 受託事業	121
4 行った監査の内容	122
4.1 監査結果	123
5 中央・地域図書館事業	123
5.1 図書館施設の一覧	124
5.2 行った監査の内容	134
5.3 監査結果	134
6 物品購入手続き	141
6.1 京都アスニー（中央事業館）	141
6.2 アスニー山科（山科事業館）	141
6.3 右京中央図書館	141
6.4 山科図書館	142
6.5 下京図書館	142
6.6 監査の結果及び意見	142
7 サービス事業・委託料勘定	143
7.1 監査の結果及び意見	143
8 久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金	143
8.1 引当預金の概要及び発生の経緯	143
8.2 久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金の費消の流れ	145
8.3 監査の結果及び意見	145
参考資料	147
 第8 むすびにかえて	 151
1 総括	151
2 各学校の状況	152
2.1 瑕疵担保責任と法律的判断の在りようについて	152
2.2 契約手続きの不備や形骸化	152
2.3 学校徴収金の現金決済	153
3 学校給食について	154

4 補助制度について	154
5 むすびにあたり	154

※ 本報告書内で用いている数値については、端数処理の関係で合計等の計算結果が一致しない場合がある。

※ 「指摘」は、法律や条例への適合性・合规性のみならず経済性・効率性・有効性の観点から法律や条例で強制されていない事項にあっても直ちに改善を求める事項について記述し、「意見」は、将来的に改善・検討することが望ましい事項を記述している。

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び京都市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に規定する包括外部監査

2 外部監査のテーマ（地方自治法第252条の37第1項にいう特定の事件）

2.1 選定したテーマ

教育関連事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について（関連する施設・外部団体を含む）

2.2 テーマの選定理由

少子化対策は、先進諸国共通の課題となっている現在、日本においても対策は急務とされ、様々な施策で取り組んでいるところであるが、京都市（以下、本市という）では合計特殊出生率が全国平均よりも低いという統計結果が発表されている。

少子化だけが原因ではないが、公立・私立を問わず児童・生徒数が年々減少し、それに伴う学校の統廃合が避けられない状況となっている。本市では平成23年度から「はばたけ未来へ！ 京プラン」という基本計画を掲げ、学校教育を含める本市基本構想に向かってまちづくりに取り組んでいるところである。

一方、校舎の耐震化、経常的な管理コスト等々、教育をとりまく事業には多額の本市予算を投入している。そういった予算執行を一括して担う教育委員会は、本市予算の6%超にあたる504億円（平成27年度一般会計）を費やす事を鑑みると、その財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行うことが有用であると判断して、本年度の特定の事件（監査テーマ）として選定した。

3 外部監査の方法

3.1 監査の要点

監査対象について、

- ① 教育委員会が所管する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に従って執行されているか（合規性）。
- ② 教育委員会が所管する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的・効率的に行われているか（経済性・効率性）。
- ③ 教育委員会が所管する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、所期の目的を達成し、また、効果を上げているか（有効性）。

という、会計検査院法第20条第3項に規定される三つの観点を以て監査した。また、

- ④ 監査対象においてガバナンスが適正に構築され機能しているか。

⑤ 委託業務等の契約事務が適正に為されているか。

⑥ 補助金の申請・交付は適正に為されているか。

という観点に留意して監査した。

3.2 主な監査手続き

① 関係書類の収集（書類監査）

各所属に関係書類並びに資料の提供を求め、それらの閲覧を通して理解を深めると共に分析を進めた。

② 関係者への質問（ヒアリング）

書類監査では理解不十分な点や疑問点等につき、各所属の担当者に対し直接質問し説明を受けると共に、追加資料等の提供を受けて監査を進めた。

③ 往査（実地監査）

様々な提供資料を分析することにより監査対象を選定し、現地に出向いて質問、視察、確認、突合等の監査をした。尚、監査対象の選定にあたり、様々な視点で考慮し、実地調査の結果が偏ることがないように留意した。

3.3 監査の対象期間

平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）。

ただし、必要に応じて平成 26 年度以前の各年度も対象とする。

3.4 外部監査の実施期間

平成 28 年 7 月 1 日～平成 29 年 3 月 2 日

3.5 往査の実施状況

往査実施対象施設	往査実施日	往査担当者
公益財団法人 京都市生涯学習振興財団	平成 28 年 9 月 28 日(水)	包括外部監査人並びに同補助者 3 名
深草小学校	平成 28 年 10 月 12 日(水)	包括外部監査人並びに同補助者 4 名
京都工学院高等学校	平成 28 年 10 月 12 日(水)	包括外部監査人並びに同補助者 4 名
太秦小学校	平成 28 年 10 月 13 日(木)	包括外部監査人並びに同補助者 5 名
開晴小学校・開晴中学校	平成 28 年 10 月 19 日(水)	包括外部監査人並びに同補助者 3 名

第2 各学校の状況

1 学校について

平成 28 年 5 月 1 日時点で、京都市立幼稚園は 16 園、小学校 166、中学校 73、高等学校 10、総合支援学校 8 校の 273 校園（休校中及び閉校した学校を除く）がある。

教育委員会の監査にあたり、以下の市立小学校、中学校及び高等学校を抽出し、往査を行った。

① 京都工学院高等学校

洛陽工業高等学校及び伏見工業高等学校の統合に伴い、平成 28 年 4 月開校されたことから。

② 深草小学校

児童数が多く、給食費の未納金なしとなっている学校の中から抽出。

③ 太秦小学校

児童数が多く、歴史のある学校の中から抽出。

④ 開晴小学校・開晴中学校

小中一貫校の中から抽出。

⑤ 九条弘道小学校

児童数が少ない学校の中から抽出。

1.1 学校監査の視点

監査に際して、各学校監査における基本的な視点を以下のとおり設定し、往査を行った。

① 「開かれた学校づくり」を達成させるべく取組がなされているか。

② 学校運営は適切になされているか。

③ 学校の施設の維持管理は適切になされているか。

④ I C T（Information and Communication Technology・情報通信技術）環境の充実は適切になされているか。

⑤ 学校で保管されている現金預金は適切に管理されているか。

⑥ 備品消耗品の整備及び管理は適切になされているか。

1.2 主な監査手続

教育委員会関係部署に、事業の概要のヒアリングを行い、その結果に基づき必要なデータや資料の閲覧・検討を行ったうえで、各学校において往査を行った。往査では、学校運営等についてのヒアリング、必要なデータや資料の閲覧により管理状況の確認・検討を行った。

2 学校の実施監査

2.1 京都市立京都工学院高等学校

2.1.1 学校の概要

所在地	京都市伏見区深草西出山町 23
学校教育目標 学校経営方針	「豊かな人間性、確かな技術を身に付け、 京都から社会の発展と人類の幸福に貢献できる人材を育成する。」 ※教育目標実現に向けて、以下の資質・能力の育成を目指す〔育てる生徒像〕 ①自己実現を目指し他者を理解する豊かな人間性を持つ生徒 ②専門的・先端的な知識と技術を身に付け、生涯にわたって継続して学習意欲を持つ生徒 ③グローバルな視野を持ち、リーダーシップを発揮して社会に貢献し、活躍できる生徒 ④高い倫理観と責任感を持ち、社会・地域の一員として他者と連携し協働することができる生徒 ⑤英知を結集し、社会を支え未来を切り拓く、次世代の科学技術を担う生徒
開校までの経緯 とその後の予定	平成 25 年 4 月に策定した「京都市立工業高校の再編に関する基本方針」のもと、京都市立洛陽工業高校（南区）・伏見工業高校（伏見区）の統合・再編により創設する「新しい工業高校」の開校に向けた準備を進め、その整備予定地は、平成 26 年 9 月に長岡京市へ移転予定である立命館中学・高校の跡地（伏見区深草西出山町 23）とすることを平成 25 年末に教育委員会で決定。 その後、学校法人立命館と買収交渉が整った後、校舎改修工事を着工、当初の計画どおり平成 26 年 4 月入学生が高校 3 年生となる平成 28 年 4 月に開校した。 現時点では、平成 28 年 4 月入学の高校 1 年生のみが在校生。 平成 29 年 4 月には新高校 1 年生の入学とともに、洛陽・伏見工業高校の平成 29 年度の高校 3 年生も京都工学院高等学校に通学する予定である。
沿革	洛陽・伏見工業高校を統合・再編し、創設する新設高校（平成 28 年 4 月開校）の新校名は、700 件を超える一般公募を踏まえ、「京都工学院（きょうとこうがくいん）」とした。 新校名「京都工学院」の選定理由

	◇世界に通じる都市名である「京都」を冠することで、伝統産業から最先端産業まで幅広い産業が集積しそれらの技術を融合した革新的技術を生み出す「ものづくり都市・京都」に位置する高校であることをわかりやすく、かつ広く発信できること。 ◇「工学」を入れることで、産業界や大学、地域との連携のもと、社会的課題の解決を実践する「プロジェクトゼミ」を核とした教育を通して、「工学」系人材の育成を目指すという新校の教育理念を体現できること。 ◇「院」という言葉には、ある目的の下に、人が集い、確固たる力を身につけるという意味があり、学んだ技術や知識をみんなで結集・協働して、社会貢献を目指していく新校の教育活動に繋がること。 以上のように、この校名には新校が、高い英知や志を結集した「ものづくり」「まちづくり」教育を通じ、社会の発展に寄与する豊かな人間性や創造力を培い、やがて京都から全国へ、そして世界に飛翔する人材を多く輩出する学校になってほしいという願いを込められている。 平成 28 年 4 月 1 日 京都市立京都工学院高等学校 創設
学級数	フロンティア理数科 2 学級 プロジェクト工学科 5 学級
生徒数	242 名（平成 28 年 4 月開校時は新入生の 1 年生のみ。平成 28 年 5 月 1 日現在。）
教職員数	29 名（平成 28 年 5 月 1 日現在。管理職含む。）
学校の特徴	統合に向けた新設校として開校。 新しい校名での開校であり、工業高校であることから、産学官の連携のなかで、学校自体が新しい試みを次々と企画しながらチャレンジし続けている。 I C T 環境は充実している。生徒は、学用品としてタブレット端末を活用して、学校生活を送っている。

2. 1. 2 学校施設の取得及び改修工事について

2. 1. 2. 1 不動産取得の経緯

京都市立工業高校改革

平成 21 年 11 月～平成 22 年 7 月「京都市立工業高校のあり方に関する検討プロジェクト」

平成 23 年 6 月～平成 24 年 12 月「京都市立工業高校将来構想委員会」設置期間

(「京都市ホームページ」より抜粋)

- 京都市では、高校教育において豊かな人間性や社会性を育むとともに、生徒一人一人の進路希望の実現を図るため、魅力ある高校づくりを進めています。
とりわけ、洛陽工業高校・伏見工業高校の2校につきましては、明治・大正期以来、確かな技術と高い使命感を兼ね備えた技術者の育成に努め、長年にわたり市民の皆様と産業界とともに「ものづくり都市・京都」さらには「技術立国・日本」を支えてまいりました。
- 特に、平成19年度からは、それぞれ「創造技術科」、「システム工学科」を新設し、幅広く「ものづくり」について学ぶとともに、専門的な技術を磨き、社会で活躍できる魅力的な人材育成に努めています。
- 平成22年春に上記の新学科1期生が卒業したことを機に、専門家らによる検討組織(「京都市立工業高校のあり方に関する検討プロジェクト」平成21年11月～平成22年7月)において、これまで取り組んできた教育活動について総括を行い、様々な課題が明確になりました。
- そこで、このたび、産業界、学識経験者、教育関係者などからなる「京都市立工業高校将来構想委員会」を設置し、両校がより魅力ある学校として発展していくための展望について、上記プロジェクトで示された方向性をより具体化する方法や学校の適正規模、施設整備等も含め、これまで以上に幅広い観点での議論を進めます。

2.1.2.2 その後の用地選定に関する経緯

平成24年12月「京都市立工業高校将来構想委員会」の「最終まとめ」

平成25年4月「京都市立工業高校の再編に関する基本方針について」

平成25年12月「新しい工業高校の整備候補地選定委員会」まとめ(案)

京都市のホームページによれば、平成24年12月に提出された「京都市立工業高校将来構想委員会」の最終まとめにおいて「将来にわたる学校規模の確保」及び「行政資源の効率的・効果的な活用による施設設備の充実」という観点から、市立工業高校の再編が提言されている。こうした提言を踏まえ、平成25年4月策定の「京都市立工業高校の再編に関する基本方針」に基づき、洛陽工業高校及び伏見工業高校を統合し、「新しい工業高校」として再編するとしている。そして、「本市が利活用に関する照会を受けている旧立命館中学・高等学校(京都市伏見区深草西出山町)について、地理的条件や施設状況、教育環境、工業高校として求められる実習室への改修適否等を調査のうえ、候補地としての活用の可否を検討する。」として、この基本方針において初めて具体的に整備候補地に「立命館中学・高等学校」の名称が明示された。

平成25年12月「新しい工業高校の整備候補地選定委員会」まとめ(案)において、洛

陽工業高校・伏見工業高校及び旧立命館中学・高校に関する諸条件（施設状況、利便性、立地、財政負担面、工事に伴う生徒の教育活動への影響）を比較検討し、旧立命館中学・高校跡地を望ましい整備候補地としてまとめられている。その後は、用地取得に向けて、具体的な手続きが進められた。

（旧立命館中学・高等学校跡地が整備候補地として望ましいとされた理由）

① 工業高校としての転用が可能

普通教室を実習室等として再整備できるとともに、コマ型基礎工法などにより基礎を設けて、床下補強等を行うことにより、工作機械等を設置できる場所も確保できるため、新しい工業高校として整備が可能。

② 建物の耐震性等

建築後 25 年を経過しており、経年による劣化や自然災害時における緊急避難施設など地域の防災拠点として公立の学校に求められる機能を高めるという観点から耐震性の強化に向け、詳細な調査に基づいて全面的なリニューアル工事や改修が必要ではあるが、新耐震基準以降の施設となっており、建替の必要がない。

③ 財政負担面で有利

「伏見工業敷地・グラウンドを活用した建替え案」の 72 億円程度から「洛陽工業敷地・全ての機能を伏見工業に移転・建替え案」の 96 億円程度までの範囲が示されている。一方、旧立命館中学・高等学校跡地については、床下補強、エレベータ設置などバリアフリー化工事や空調設備全面更新を含む全面リニューアル工事として 23 億円程度が見込まれている。

④ 工事に伴う生徒の教育活動への影響

旧立命館中学・高等学校の整備計画については、同校の移転に伴い平成 26 年 9 月以降に在校生がいない状態となり、着工から 1 年以内の整備が可能となるため、両校の生徒に対する教育活動への影響を心配することはない。

2.1.2.3 不動産の取得価額について

（平成 28 年 10 月 21 日教育環境整備室用地土木担当

「京都工学院高校(立命館中・高)取得価格について」の資料より抜粋)

取得価格については、以下のとおり算出したものである。

(1) 土地

京都市公有財産規則第 5 条第 1 項において公有財産として不動産を取得しようとするときは、当該不動産の価格について京都市不動産評価委員会(以下「評価委員会」という。)に諮ることとしている。このうち、土地を取得する場合は、京都市不動産評価事務取扱要綱第 8 条において、標準地(対象地域内における標準的な画地)の評価額を評価委員会

に諮問することとしており、本件については、当該敷地内に数メートルの段差がある現況及び校舎やグラウンドなどの敷地利用状況を鑑み3箇所の標準地(宅地、雑種地、林地)及び各々の評価格を設定し、平成26年1月16日に開催された評価委員会に諮問し、適正である旨の評価が行われた。

その後、事業対象地の価格算出にあたり、標準地の評価格を基準として、京都市用地事務取扱規程第9条の規定に基づき、行財政局と協議のうえ用地取得課(教育委員会)において対象不動産の取得価格を決定することとなった。具体的には、宅地やテニスコート等8種類の画地に分類し、標準地の評価格を基準として形状等の個別的格差要因を踏まえたうえで画地毎に単価を定め、その合計を取得価格とした。

(2) 建物

建物については、中学校・高等学校の校舎として利用されており、規模が広大かつ取引事例も皆無であることから、京都市公有財産規則第5条第1項ただし書及び京都市不動産評価事務取扱要綱第16条第9号の規定により、特殊な評価条件のもとに評価する必要があると認められることから、不動産の取得価格について評価委員会への諮問を行わないこととした。価格決定にあたっては、京都市不動産評価事務取扱要綱第17条の規定に基づき、不動産鑑定士による不動産鑑定書をもって行財政局と協議を行い、その根拠としたものである。

なお、不動産鑑定書については2者から取得し、安価な鑑定額である鑑定書をもとに、価格を決定した。

【参考】取得価格算定、契約締結に係る経過

平成26年1月京都市不動産評価委員会への諮問(土地)

建物取得価格に係る行財政局との価格協議

平成26年2月学校法人立命館へ土地・建物の譲渡依頼を提出

平成26年3月土地・建物売買に係る仮契約を締結

平成26年5月市会へ売買契約に係る議案提出

平成26年6月市会議決を受け、本契約締結、仮登記

平成26年9月所有権移転登記敷地内の借地開始(3件)

平成26年10月土地・建物の引渡し

2.1.2.4 改修工事について

平成27年6月改修工事着工。平成28年3月竣工。

- ① 建築主体：長村・デザオ特定建設工事共同企業体
- ② 空調設備：影近・山本特定建設工事共同企業体
- ③ 衛生設備：新栄設備㈱
- ④ 電気設備：豊原・中島特定建設工事共同事業体
- ⑤ 土木工事：山品建設㈱

工事費用合計：2,729,026,080 円
 建築主体：1,346,110,920 円
 空調設備：504,520,920 円
 衛生設備：171,315,000 円
 電気設備：427,077,360 円
 土木工事：280,001,880 円

2.1.2.5 修繕工事について

教員委員会事務局へ「契約額 100 万円以上の修繕工事についてのリスト」の提出を依頼したところ、該当工事が 27 件確認できた。全て契約額は 200 万円未満となっている。契約額がこの範囲内であれば、原則として随意契約が可能である。

No	契約額	起案日	履行確認日	件名
1	1,998,000	2015/04/20	2015/04/30	雨漏り対応緊急修繕
2	1,996,498	2015/05/08	2015/05/27	体育館床修繕
3	1,868,400	2015/06/02	2016/03/31	正門東側 側道仮設拡幅等修繕
4	1,321,920	2015/06/24	2015/11/26	図書室固定書架解体・再設置等修繕
5	1,944,000	2015/11/17	2015/11/26	プロジェクター用 UTP ケーブル追加等修繕
6	1,692,360	2015/12/14	2015/12/22	投光器設置等修繕
7	1,792,800	2015/12/16	2015/12/24	E2 棟更衣室・便所床張替え等修繕
8	1,728,000	2016/01/04	2016/01/08	コンセント不具合等修繕
9	1,782,000	2016/01/06	2016/01/13	各トイレ巾木補修
10	1,986,600	2016/01/22	2016/01/29	中央 1 階トイレ修繕
11	1,908,360	2016/01/25	2016/01/29	ナイター照明設備設置等修繕
12	1,753,400	2016/02/03	2016/02/10	既設トイレ衛生設備撤去修繕
13	1,890,000	2016/02/08	2016/02/12	直付仕様プロジェクトハンガー取付修繕
14	1,501,200	2016/02/09	2016/03/31	擁壁その他修繕
15	1,146,600	2016/02/18	2016/02/25	便所空調設備修繕
16	1,679,400	2016/02/22	2016/02/26	照明器具設置その他修繕
17	1,868,400	2016/02/22	2016/02/26	各所シャッター設備等修繕
18	1,998,864	2016/02/26	2016/03/04	中央棟各部屋床カーペット設置等修繕
19	1,976,400	2016/03/01	2016/03/18	中庭人工芝敷設業務
20	1,555,200	2016/03/02	2016/03/08	トイレ等電気設備修繕
21	1,296,000	2016/03/03	2016/03/08	A 棟厨房エリア区画等修繕

2 2	1, 512, 000	2016/03/14	2016/03/31	電話交換機設定等修繕
2 3	1, 982, 340	2016/03/14	2016/03/18	電気機器実習室電源等修繕
2 4	1, 782, 000	2016/03/14	2016/03/18	パイプ吊りプロジェクトハンガー取付修繕
2 5	1, 218, 240	2016/03/23	2016/03/31	排水設備修繕
2 6	1, 458, 000	2016/03/23	2016/03/29	シューズロッカー化粧囲い等修繕
2 7	1, 973, 160	2016/03/28	2016/03/31	既設ボール投光器修繕等

平成 26 年 3 月 28 日に学校法人立命館と締結した建物等売買契約書第 10 条（瑕疵担保）では瑕疵担保責任として立命館側の責任を問う内容になっている。瑕疵担保について定めた民法の規定とともに紹介する。

（建物の引渡し）

第 7 条

甲は、建物を平成 26 年 10 月 31 日までに乙に引き渡すものとする。

（瑕疵担保）

第 10 条

甲は、本件建物を現状有姿にて引き渡すものとし、第 7 条の規定による引渡しの完了の日から 2 年間、本件建物の瑕疵を補修し、又はその瑕疵により乙に生じた損害を賠償しなければならない。

民法 瑕疵担保

（地上権等がある場合等における売主の担保責任）

第 566 条 売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。

2 前項の規定は、売買の目的である不動産のために存すると称した地役権が存しなかった場合及びその不動産について登記をした賃貸借があった場合について準用する。

3 前二項の場合において、契約の解除又は損害賠償の請求は、買主が事実を知った時から一年以内にしなければならない。

（売主の瑕疵担保責任）

第 570 条 売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第 566 条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。

以下のとおり各修繕工事に至った経緯の説明について、教育委員会事務局より提出を受けた。これらの修繕工事のうち、建物等売買契約書の第 10 条に該当する修繕工事に該当するもの及び、分割発注に該当するものがないかの確認を行った。

京都工学院高校の修繕について

1 雨漏り対応緊急修繕

4 月中旬に E 2 棟 2 階にて雨漏りが発生。排水口周囲の落葉の堆積と排水口周りのシート防水劣化が原因。整備工事対象外のため見積合わせで事業者を決定。

2 体育館床修繕

平成 26 年度中は体育館の競技種目選定中のため競技ラインを工事対象外としていたが着工から竣工までの間は体育館が資材や備品置場等となることが判明。着工までに改修すべく見積合わせで事業者を決定。

3 正門東側側道仮設拡幅等修繕

G 棟東側既存擁壁の改修で隣接農地の側道に仮設足場を設置する必要があり、4 月上旬に農地所有者と協議し、農業車両通行用に側道を拡幅。また生徒の安全確保のため正門横道路未舗装部分を整備工事の都合で開校直前に修繕。見積合わせで事業者を決定。

4 図書室固定書架解体・再設置等修繕

6 月上旬に図書室内装改修時に固定書架の解体と再設置・補修が必要と判明。見積合わせで事業者を決定。図書室内装改修後に書架を再設置・補修。

5 プロジェクター用 U T P ケーブル追加等修繕

10 月下旬に開校後の I C T 関係備品の配置の都合から既存のスピーカーやマイクの配線、A V プレート等に修繕が必要と判明。見積合わせで事業者を決定。

6 投光器設置等修繕

12 月上旬に既存利用予定の投光器が故障していると判明。器具更新と明度改善の修繕が必要と判断。見積合わせで事業者を決定。

7 E 2 棟更衣室・便所床張替え等修繕

12 月に既存利用予定の E 2 棟の更衣室・便所の床及び普通教室等巾木修繕が必要と判明。1 月の備品搬入迄に修繕すべく見積合わせで事業者を決定。

8 コンセント不具合等修繕

12 月に行った既存利用予定のコンセントや照明器具等の電気設備の通電試験等の結果、不具合が判明。1 月の備品搬入迄に修繕を要したため、見積合わせで事業者を決定。

9 各トイレ巾木補修

12 月下旬に既存利用を予定していたトイレの巾木が劣化していることが判明。見積合わせで事業者を決定。

10 中央 1 階トイレ修繕

12 月中旬に A 棟 1 階既存トイレ排水管の破損が判明。排水管敷設替えには内装が完成している部屋の床下を再改修する必要があり開校までに施工完了することが困難とわかり、施工が容易な隣接会議室を多目的トイレスペースを備えた男子トイレとして整備す

ることが適当と判断した。見積合わせで事業者を決定。

11 ナイター照明設備設置等修繕

1月上旬に既存のナイター照明設備の故障が判明。改善のため照明器具の修繕と追加が必要と判断。見積合わせで事業者を決定。

12 既設トイレ衛生設備撤去修繕

1月にA棟1階のトイレ修繕の関連で既存トイレの便器等衛生器具の撤去が必要と判断。見積合わせで事業者を決定。

13 直付仕様プロジェクトハンガー取付修繕

1月下旬にプロジェクター落札業者と打合せした結果、プロジェクターを天井に直付するハンガーの設置が必要と判明。見積合わせで事業者を決定。

14 擁壁その他修繕

2月上旬にネットフェンスや第1グラウンド観覧席・擁壁等が部分的に破損していることが判明。見積合わせで事業者を決定。

15 便所空調設備修繕

1月上旬にA棟1階のトイレ改修に関連で既存の空調機を撤去・換気設備を設置することが必要と判断。見積合わせで事業者を決定。

16 照明器具設置その他修繕

2月上旬に既存照明の点灯状況の結果、照明器具を追加設置が必要と判断。またハンドホールの嵩上げ等が必要な箇所が判明。併せて修繕するため、見積合わせで事業者を決定。

17 各所シャッター設備等修繕

2月上旬に既存防火シャッターに不作動箇所があると判明。また、既存利用予定のドライエリアで溝蓋がない箇所にグレーチングが必要と判断。見積合わせで事業者を決定。

18 中央棟各部屋床カーペット設置等修繕

2月中旬に既存職員室等の床面が汚損していることが判明。タイルカーペットを敷設する必要があると判断。見積合わせで事業者を決定。

19 中庭人工芝敷設修繕

2月下旬に教育活動のため中庭にクッション性のある人工芝を敷設することが必要と判断。見積合わせで事業者を決定。

20 トイレ等電気設備修繕

A棟1階会議室を男子トイレに改修するには、ブースの割付等に合わせて照明器具等の撤去及び設置が必要と判明。見積合わせで事業者を決定。

21 A棟厨房エリア区画等修繕

2月下旬に厨房業務委託業者と協議し、職員不在時の管理のため区画形成が必要であると判明。アコーディオン式の扉を設置する必要があると判断。見積合わせで事業者を決定。

22 電話交換機設定等修繕

2月下旬に新設校の室配置の都合により既存電話配線の組換えが必要であることが判

明。電話配線等の設置や交換機設定等の作業は既存の電話交換機の設定は性質上電話交換機メーカーにしか行えず、見積合わせに適さないため、電話交換機メーカーと値引き交渉の上随意契約。

23 電気機器実習室電源等修繕

3月上旬に新規備品の配置上、電源の増設が必要であることが判明。見積合わせで事業者を決定。

24 パイプ吊りプロジェクトハンガー取付修繕

3月上旬にプロジェクター落札業者と打合せした結果、パイプ吊りのハンガーの設置が必要と判明。見積合わせで事業者を決定。

25 排水設備修繕

3月上旬に校舎内各所の手洗い等流水試験を実施。既存流し排水トラップから漏水している箇所がありトラップの修繕が必要と判断。また立命館中・高の調理実習用グリストラップが不要となったため撤去することとなった。見積合わせで事業者を決定。

26 シューズロッカー化粧囲い等修繕

3月中旬に昇降口のシューズロッカーの美観及び安全性の確保の観点から木製の化粧囲いを設置する必要があると判断。見積合わせで事業者を決定。

27 既設ポール投光器修繕等

3月中旬に点灯試験を実施したところ既設のポール投光器が2箇所故障していることが判明。開校までに整備するため、見積合わせで事業者を決定。

2.1.3 監査の結果及び意見

2.1.3.1 改修工事について

(結果)

京都工学院高等学校における改修工事は、当初の検討段階で23億円の概算とされていたが、結果として、検討段階以降に追加された新築棟の工事を含む主体工事費用約27億3千万円に加え、約5千万円の修繕工事費用を投じて完成した。当然、工事契約の前提として非常に短期間の工事であり、竣工日必達、工事期間中の工事内容の変更を厳禁としていたことが推測される。単に、工事費用の面だけで考えると、「公共建築物の整備に係る事務手続きについて（都市計画局公共建築部）」に例示されているような標準的なスケジュールで施工した場合と条件が異なるため、やむを得ない増額と解することもできるが、それゆえ、当初から追加工事もある程度見込んだ結果の増額であったと思料する。

京都工学院高等学校における修繕工事として今回抽出した27件は、総工費約27億3千万円の改修工事の着工前段階から竣工までの期間に生じたものである。大規模な改修工事に対する追加変更工事は全く生じておらず、すべて修繕として随意契約されている。また、修繕の契約金額はすべて200万円以下となっているため、指名競争入札の必要のないものばかりである。平成26年10月末に旧立命館中学・高等学校跡地の引渡を受けた後、基本設計・実施設計、工事契約、市議会承認、入札価額調査、地元協議を経て、平成27年6月より工事着工から平成28年3月竣工と非常に短期間の工事スケジュールである。ゆえに、

立命館中高等学校の移転前に設計を行う必要があったため、設計時点では認識できなかった施設の経年劣化や、新設校に相応しい施設とするための修繕については、発生につど、修繕により対応する結果となったものである。

2.1.3.2 小規模修繕 27 件について

(意見)

引渡後に修繕が発生した際など、契約に係る法律上の判断の制度化には瑕疵担保責任が存在することを念頭に置き、売主への請求が可能か弁護士等外部専門家とも十分に相談のうえ、対応方法の制度化を検討するように努められたい。

(理由)

京都工学院高等学校における修繕工事 27 件については、工事着工までの段階で確認が不十分なため生じたものも含まれているため、契約書及び民法の規定に従い、瑕疵補修工事代金を売主に請求すべき項目がないか検討されるべきものも含まれていると考えられる。

瑕疵補修工事については本来であれば発見時又は修理後に、売主に瑕疵担保責任を問えるかを弁護士等の専門家に相談し、一部でも可能であれば立命館と協議を行い、その瑕疵の原因や負担内容について協議が行われるべきであったところ、そのような協議は行われていなかった。

この小規模修繕の実施判断は都度適正に行われており、中には緊急を要するものもあった。ここで意見するのは瑕疵担保責任の有無やその負担割合等を売主・買主双方を交えて協議する必要があったのではないかということである。全部をどちらかが負担するという極端な事ではなく、これら工事代金の何れかの一部または全部を売主が負担すべき瑕疵として協議する余地は少なからずあったものと考えられる。

市民から託された大切な税を 1 円たりとも無駄にしないという意識のもと、今後はこのような協議をすべきか否かの判断に際しては、積極的に外部の専門家を活用して適切に対応ができるような仕組が求められる。

2.1.4 ICT 環境と管理について

2.1.4.1 概要

新設の工業高校であり、先駆的である。校内は無線 LAN 環境で、生徒 1 人 1 人にタブレット (i P a d) を配備し、授業や学校生活で積極的に活用機会を作り、生徒の創造性を高めるためのツールとして活用している。

i P a d は、全生徒が各々 1 台購入し、教員には支給している。なお、生活保護受給者には補助金制度も活用できるとのことである。校内はすべて W i - F i 環境なのでどこでも使えるようになっている。

活用方法はさまざまである。たとえば、英語の授業のリーディングの宿題は i P a d に録音して、それを提出することとなっている。授業内容の補講は、e ラーニングで再度学

ぶことができる（保護者負担あり）。黒板の板書はカメラで撮影しておき、次の授業を円滑に進めることができるよう活用されている。

i P a dを採用した理由は、スマートフォンを使える者であれば、i P a dは直感的に操作が可能であり、導入当初から活用しやすいと考えたためである。尚、アンドロイドのタブレットについては脆弱性や業者の不明瞭さがあるので選定の対象としなかったとのことであった。

i P a dを安全に使用するためにi P a d内のデータの保護と、端末・アプリケーションの管理が必要である。これらの管理については、MDM（モバイルデバイスマネジメントシステム）を採用しており、システムのリース契約は入札によって1社に決まっている。MDMの費用は保護者負担となる。学校徴収金として1年毎に徴収する。学習環境での活用度を考慮して、インターネットサイトはR17指定でフィルタリングしているが、このMDMの管理によりアプリケーションをダウンロードした履歴や消去の履歴を確認できるから、生徒の不適切な使用については、履歴を確認して、個別に呼び出して指導することも可能である。

i P a dの故障等は往査時点までに全部で3件あった（故障1件、破損2件）。そのため、予備機を8台用意している。

また、本校内にファイヤーウォールが設けてある。このような管理状況で全教室のW i - F i環境を実現しているのは先駆的である。

地域の緊急時には、ゲストアカウントを設定して本校のW i - F i環境を開放することも想定しているとのことである。

2.1.4.2 監査の結果及び意見

I C T環境と管理に関係するタブレット端末の予備機の管理の必要性については、「2.1.6 備品・消耗品の管理について」に記載した。

2.1.5 学校徴収金（預り金）について

学校徴収金とは、学校が保護者からその執行について託された金銭である。学校園においては、保護者負担の軽減の観点に立ち、公金に準じ厳正かつ計画的・効率的な執行に努めなければならない（京都市学校事務の手引「預り金の基本的な考え方」）。また、会計システムにおける預り金システムは、平成23年に導入された「校内予算管理システム」によって公金会計と連結され、一体的に実務運用されており、このシステムは全国的な模範としての評価も高い。

学校徴収金は公金ではなく京都市の財務事務ではないことから、本来は地方自治法に規定される包括外部監査の対象とはならない。しかし、学校における学校徴収金の重要性を鑑みると、執行内容等の確認を行う必要性が高いと判断し、今回の監査においては参考意見を付すこととした（以下、各校の往査についても同様）。

2.1.5.1 概要

各生徒の保護者向けに配布された「平成 28 年 学年費等の納入について」によれば、学校徴収金は学科や学年によって多少金額は異なるが、それらの明細は、生徒証明書、宿泊、遠足、模擬試験、生徒会費、PTA 年会費などとなっている。これらの徴収金は、一括して自動引き落としされる。当年度分は、4 月 25 日、5 月 25 日、6 月 25 日に口座振替が実施され、すべての入金は 8 月に完了する。

平成 29 年 4 月から伏見工業、洛陽工高から 3 年生が通学することになるが、これら 3 年生はそれぞれの学校の生徒として卒業することになるため、各校それぞれに学校徴収金を区分して管理する必要がある。

また、卒業後の繰越金の引き継ぎなどの検討を今後進めていくこととなっている。

2.1.5.2 監査の結果及び意見

京都工学院高等学校の学校徴収金（預り金）について、問題等は発見されなかった。

2.1.6 備品・消耗品の管理について

2.1.6.1 概要

備品・消耗品などにおける開校準備の管理の状況を確認した。備品整理票のシールについては、巡回して確認したもののうち相当程度が未貼付の状態にあった。備品整理票のシール自体は存在しているが、シールを教員に交付して貼付け作業中であり、平成 28 年 12 月までを貼付完了の目標としているとの回答であった。

1 単位 5 万円未満の物品は消物品扱いとなっていることから備品整理票のシール貼付対象ではないとの説明があった。なお、予定価額が 5 万円以上の物品であれば、実際の購入価格が 5 万円を下回っていても備品台帳には記帳することとなる。

i P a d の貸出管理については、往査の段階で貸出状況のわかる管理簿を作成していない。

2.1.6.2 理科室

理科室薬品の在庫管理について、往査時点で劇薬物は存在しなかった。

2.1.6.3 テクニカルステーション

ガスボンベの管理や取替、ガス充てんなどは業者に委託しているとのことである。

2.1.6.4 アリーナ 危険物保管室

往査時点で取扱危険物はない。

2.1.6.5 監査の結果及び意見

(1) 備品の管理について

(意見)

備品整理票の貼付については、実施管理者（担当者）によりスケジュール管理を明確にして行うべきである。

(理由)

平成 28 年 4 月開校であるため、開校後は今回の監査対象期間ではないが、今後も受け入れる備品は相当予定されている状況とのことなので、現時点で導入済の備品のうち備品整理票が未貼付のものについては、速やかに整理されることが望まれる。

(2) i P a d の貸出管理について

(結果)

予備機の i P a d 端末の貸出管理をすべきであるとして、現況を確認したところ次の回答を得た。

① 購入金額および予算

公費により、1 台 46,000 円で 8 台を購入した。

※ 5 万円以下のため備品登録はしていない。

② 使用方法

- ・生徒個人の i P a d が故障して修理に出している間に代替機として一時的に貸し出している。
- ・修理中は生徒に常時貸し出した状態であり、自宅学習でも必要になるため、自宅に持ち帰ることも許可している。
- ・常時 2 ～ 3 台が貸し出されている状態である。

③ 貸出簿

従来から、生徒に予備用 i P a d を貸し出す際には担当教員等が『いつ、だれに』貸したかを把握していたが、貸出簿は作成していない。

④ 今回の往査後の対応

今回の往査を受けて、より一層適正な管理を行うため、学校独自に情報機器等貸出簿を作成し、常に貸出状況が確認できる状態に改善されたとのことである。

2.2 京都市立深草小学校

深草小学校については学校給食費の徴収状況の往査を行った。

2.2.1 学校の概要

所在地	京都市伏見区深草西伊達町 82-3
学校教育目標	夢に向かって、共にたくましく生きる児童の育成
学校経営方針	我が子をこの学校に学ばせたい 「子どもが喜んで登校してくる学校、地域に信頼される学校」づくり 「ともに創ろう！私たちの学校」自分を創る 仲間を創る 学びを創る
沿革	明治5年10月20日 紀伊郡伏水（ふしみ）第一小学校として創立される。 この日を本校「創立記念日」とする 昭和22年4月1日 京都市立深草小学校と改称 昭和30年 給食調理室を新築 昭和38年7月9日 新講堂竣工 昭和40年8月19日 プール竣工 昭和55年8月21日 給食調理室竣工 平成8年3月 職員室・保健室空調設備完成 8月 プール工事完成 平成15年3月 体育館及び校舎竣工 6月6日 体育館・校舎竣工式 創立130周年記念式典 7月19日 コミュニティプラザ深草図書館開館式典 平成19年12月 校内LAN設置 平成26年3月 正門前電波時計完成 6月プール改修工事
学級数	1年2年4年5年6年各4学級、3年3学級、育成(わかば)学級2学級
児童数	708名（平成27年12月1日現在）
教職員数	52名（管理職、非常勤含む、平成28年4月12日現在）
学校の特徴	京阪藤森駅徒歩3分。開校144年目。大規模校。 平成17年4月独立行政法人科学技術振興機構「理数大好きモデル地域事業」に指定される。 平成18年4月文部科学省「コミュニティ・スクール推進事業調査研究校」に指定、および市教委「みやこ学校創生事業 パイロットスクール」に指定される。

2.2.2 給食費の徴収状況について（概要）

学校給食会計事務は、経理の適正を図り、学校給食の健全な運営を行ううえで重要であり、日々の経理を正確に処理し、年度末に多額の余剰金や不足額を生じないように留意すべきである。また、収支の状況等については、学校徴収金（預り金）システムにより正確に把握し、適切な学校給食運営の基礎となるようにする必要がある。

2.2.3 深草小学校における給食費の徴収状況

2.2.3.1 給食費の収入状況と実食数

深草小は、児童数 707 名（平成 27 年 12 月 1 日現在。25 クラス）＋教職員数 52 名（平成 28 年 4 月 12 日現在）＝759 名。平成 27 年度の収入総額を 1 人単価で割ると、学級閉鎖や催事に伴う欠食等があったため、実人数より少なくなっている。

2.2.3.2 給食費の徴収方法

① 教職員

府より給与の支給を受ける者は毎月 16 日の支給日に給与より控除し、市より給与の支給を受ける者は毎月 21 日の支給日に現金集金を行っている。

② 児童（保護者）

毎月 10 日に口座振替を行う。その 2 営業日後に振替不能者は金融機関より通知がある。これらの対象者へ「集金のお知らせ」を児童経由で保護者へ配付する。指定期日までに持参されなければ、徴収できるまで繰り返し行うこととしている。

生活保護対象者の保護費については原則保護者に直接振り込まれるが、給食費については毎月福祉事務所から学校へ直接振り込まれる。就学援助対象者についても、援助費は原則保護者に直接振り込まれるが、給食費については年 3 回、市より学校へ直接振り込まれる。

就学援助対象者に未納が生じる場合には、就学援助申請時に学校が委任状を受け取り、直接、学校に入金してもらうことも可能となっている。就学援助の認定は学校長が行うことになっているので、手続きはすべて学校側で行っている。その際に徴する書類の中に委任状が含まれている。

就学援助に関して事務職員にヒアリングを行った。就学援助関係書類は鍵のかかる棚に保管している。就学援助の申請にあたって、就学援助の経済的理由によるものは証票書類が必要である。サンプルとして数件確認したところ、それらの書類の存在は確認できた。未納状態を極力少なくするために、就学援助の申請要件を満たす者については、担任教員が委任状を受領してでも申請添付書類の所得証明等を入手する。就学援助の遡及適用はないが、新規の場合は 5 月 15 日までに手続きすれば 4 月から適用があるので、入金が先にある場合は返金を行う。

往査時点において、生活保護対象者及び就学援助対象者以外の者で滞納している者

はいない。

2.2.3.3 給食費の支払い

京都府学校給食会へ主食分の70～80万円を、京都市学校給食協会へ副食分の約200万円を毎月ネットバンキングにて支払っている。

ただし、支払期日までに徴収できなかった分及び就学援助分があるため、請求額を全額支払うことができない月もあることから、就学援助の第3期分が4月に入金され、年度の支払いが完了することとなる。

2.2.3.4 副食物資前納金について

年度初めの給食費の徴収は、4月分、5月分をまとめて5月10日に口座振替するため、4月分を充当して副食物資前納金を支払う。そして、4月分の物資代金を5月分の給食費徴収金より支払う。

この副食物資前納金については、翌2月分、3月分の業者請求額より減額して精算している。

2.2.3.5 年度ごとの徴収金管理

事務処理上、年度末の分と年度初めの分との徴収・支払時期が重なることとなるため、年度ごとに通帳を別にして管理し、未徴収分を明確に把握できるようにしている（奇数年度口座と偶数年度口座）。

2.2.3.6 監査の結果及び意見

平成28年3月末時点で未納があったが、その後、回収できているため、5月1日時点では未納金なしと報告していたことを確認しただけで、深草小学校の給食費の徴収状況について、特段の問題等は発見されなかった。

2.3 京都市立太秦小学校

2.3.1 学校の概要

所在地	京都市右京区太秦奥殿町 1-1
学校教育目標	自分も友達も大切にし 笑顔あふれる学校 ～自ら学び 心豊かで 元気な子の育成～ めざす 子ども像 1. 自分の思いを表現し 進んで学習する子ども 2. 人とのつながりを大切にし 元気にあいさつする子ども 3. みんなを笑顔にできる 思いやりのある子ども 4. 心も体も健康で たくましい子ども
学校経営方針	「一人一人のよさや可能性をいかした活力ある学校運営」 人権尊重の教育を基盤とした学級経営 1. 組織力を高め、一人一人を徹底的に大切にしきる教育活動を推進 2. 社会性や規範意識の向上を図る。 3. 家庭・地域との連携を深める。 4. 教育効果を高め、環境を整備し子どもに寄与した学校予算を図る。
沿革	明治 5 年 広隆寺内に京都府葛城郡第三区太秦村太秦学校として開校 昭和 22 年 学制改革により京都市立太秦小学校と校名変更 昭和 30 年 学校給食施設を整備 昭和 43 年 体育館完工式 昭和 46 年 プール新設 平成 5 年 コンピュータ室完成 平成 7 年 大型図書室完成 平成 10 年 運動場全面改修 平成 15 年 土俵完成 平成 20 年 新プール完成 平成 24 年 創立 140 周年記念式典挙行
学級数	1 年 5 学級、2 年 5 学級、3 年 5 学級、4 年 4 学級、5 年 5 学級、6 年 5 学級、育成学級 1 学級
児童数	970 名（平成 27 年 12 月 1 日現在）
教職員数	70 名（管理職、非常勤を含む、うち事務職員 2 名、平成 28 年 4 月 9 日現在）
学校の特徴	開校 144 年目。大規模校。

	近くに映画村がある。朝日放送のドラマの舞台として校舎が使われた。スポーツ活動が盛んで、特に相撲部の活動が盛んに行われている。平成15年に校内に土俵を設置。夏場所、秋場所を開催、小・中で300名ほどの参加となる。
--	--

2.3.2 学校施設の改修工事（小規模修繕）について

2.3.2.1 随意契約による小規模修繕の概要

随意契約は例外的な契約締結法であるが、地方自治法の規定を受け、随意契約により契約を締結することが出来る例外的なケースを地方自治法施行令第167条の2第1項各号で定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号では契約に応じた一定の金額を超えないものについては随意契約を許容している。

京都市では「本体の維持管理、原状復旧を目的とし、建物の構造、電気配線その他建物、設備等の主要部分に触れない小規模な修繕で、予算科目の需用費から支出するもの…（例えば、ガラスの入替え、木製建具、配線器具の取替え、ペンキの塗替え、塀等附属設備の修繕など）」を「建物、設備及び構内地の小規模な修繕」とし（「専決規程の運用について（依命通達）」（平成21年10月30日））、京都市局長等専決規程等において、一定金額以下の小規模修繕に係る専決を定めている。

2.3.2.2 小規模修繕の手続

京都市では、京都市契約事務規則第26条のほか、京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン、京都市局長等専決規程、京都市教育委員会事務局教育次長等専決規程その他の専決規程などによって専決可能な金額を定めている。

学校の施設に係る小規模修繕の決定及び契約締結並びに経費の支出に係る専決権限は、1件200万円以下のものについては教育委員会事務局総務課長が、1件50万円以下のものについては学校長がそれぞれ専決をすることとされている。いわゆる1号随意契約として締結される。

これに該当しなければ工事請負契約を締結しなければならない。工事請負契約の締結は、京都市において1号随意契約の方法によることはされておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号以下に掲げる事由に該当しない限り、競争入札の方法によらなければならない。

競争入札の実施を免れるために1号随意契約の上限額を基準とした工事の分割は許されるものではないが、随意契約が許されるか否かについては金額を基準とした分割の有無だけでなく工事の内容および金額から本来であれば小規模修繕に該当せず、競争入札の方法により工事請負契約を締結すべきであったか否かも併せて判断する必要がある。そのうえで随意契約が認められるか否かを判断することになる。

そこで、教育委員会において決定した「契約額100万円以上の修繕工事についてのリス

ト」の提出を依頼したところ、該当工事が2件確認できた。

No	契約額	起案日	履行確認日	件名
1	1,987,200	2015/06/23	2015/07/09	太秦小学校丸太遊具修繕
2	1,853,280	2015/12/17	2016/01/12	太秦小学校中校舎2・3階便所洋便化修繕

2.3.2.3 監査の結果及び意見

(1) 丸太遊具修繕工事について

(結果)

太秦小学校から教育委員会に対して「木製アスレチック遊具修理のお願い」（平成27年6月1日付）が提出されている。校内の木製アスレチック遊具についての修繕依頼であった。その際、優先順位第1に挙げられている「③箇所（吊り橋渡り）」の修繕見積もりは2,646,000円（この項において「見積書①」という）であった。

同修繕の一部が「太秦小学校丸太遊具修繕」（起案日6月23日、この項において「修繕①」という）として1,987,200円で修繕が行われている（履行確認日7月9日）。その一方で、学校長専決にて「吊り輪遊具修繕一式」（起案日8月3日、この項において「修繕②」という）が496,000円かけて修繕されている（履行確認日8月18日）。なお、見積書の発行及び両修繕の施工は同一業者に発注されている。

教育委員会からのヒアリングによれば修繕①で足りると判断し、実際に修繕を始めたところ、一部破損が見つかったことから修繕②の必要性を認識し、結果、②の着工に至ったのであり、分割発注の意図はない旨の説明を受けている。

結果としてではあるが、当初の見込が正しく行われていたならば、一体の工事として競争入札の方法により発注されるべきものであった。

(2) 太秦小学校中校舎2・3階便所洋便化修繕

(結果)

車いすの児童1名、歩行器の児童1名が安心して学校生活を送れるように、中校舎2階3階トイレの洋風化で車いす対応のできる修繕を実施している。相見積書3通が保存されているが、すべて年月日が記載されていなかった。

(3) 分割発注の確認について

(意見)

太秦小学校において意図的な分割発注は確認出来ていないが、同様の指摘が過去の住民監査請求でもなされており（監査公表第618号）、この機会に全学校園において再度確認を行い、今後は適正な処理が継続されるよう努める必要がある。

なお、このような契約について太秦小学校以外の学校園も確認したところ、次表の修繕があげられる。

入札に付されるべきか否かが検討される必要がある項目

学校名	契約額	起案日	履行確認日	件名
A校	1,124,280	10月1日	12月2日	緞帳修繕
A校	1,031,475	10月9日	12月22日	舞台幕修繕
A校	1,314,554	12月7日	2月22日	暗幕他修繕

太秦小学校	1,987,200	6月23日	7月9日	太秦小学校丸太遊具修繕
太秦小学校	496,800	8月3日	8月18日	吊り輪遊具修繕一式

学校長専決で契約して良いか否かが検討される必要がある項目

B校	685,584	1月18日	2月19日	体育館壁補修修繕
B校	493,992	2月1日	2月5日	体育館建具補修

C校	419,400	2月23日	3月7日	1 F 多目的室床タイルカーペット取替修繕
C校	254,600	2月23日	3月7日	1 F 多目的室カーテン取替修繕

D校	324,000	6月10日	6月16日	校庭芝生修繕
D校	378,000	7月6日	7月28日	校庭芝生修繕

E校	53,460	8月3日	8月7日	渡り廊下巾木取付他
E校	497,880	8月3日	8月7日	渡り廊下手摺り改修

F校	295,920	2月19日	3月14日	段差修繕及び舗装
F校	492,480	3月1日	3月14日	裏門前通路アスファルト舗装修繕

G校	388,800	12月16日	2月18日	給水管漏水調査修繕
G校	178,200	1月22日	2月2日	給水管布設替修繕

H校	390,000	7月2日	7月31日	4階廊下床修繕
H校	390,000	7月2日	7月31日	ランチルーム床面湿乾ウレタン塗 等
H校	390,350	7月2日	7月31日	5階教室 床修繕
H校	192,000	12月24日	3月24日	3階教室床修繕
H校	480,000	12月24日	3月24日	3階教室床修繕

I校	304,452	11月24日	12月28日	受水槽用引込管漏水修繕・耐衝撃性ビニール管他
I校	299,160	1月18日	2月4日	漏水修繕・耐衝撃性ビニール管他

J校	310,770	7月30日	8月7日	体育館舞台幕ロープ修繕他
J校	278,640	10月13日	10月19日	体育館舞台吊バトンワイヤー修繕

2.3.3 物品等の調達

2.3.3.1 概要

京都市教育委員会事務局教育次長等専決規程によれば、学校長は1件40万円以下の物品等の調達についての専決を行うことができる一方、少額随意契約における公平性、透明性

及び競争性の確保のために「適正な契約事務の執行について」（通知）（平成 21 年 10 月 13 日）によって以下のとおり事務の取り扱いを取り決めている。

ア 1 件の予定価格が 100,000 円を超える場合

可能な限り、3 人以上の者から見積書を徴してください。

京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第 27 条の規定により、随意契約により契約を締結しようとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならないとされていますが、より競争性を高めるため、可能な限り 3 人以上の者から見積書を徴することとします。

イ 1 件の予定価格が 100,000 円以下の場合

可能な限り、2 人以上の者から見積書を徴してください。

規則 27 条の規定により、2 人以上の者からの見積書を徴する例外とされていますが、より競争性を高めるため、可能な限り 2 人以上の者から見積書を徴することとします。

また、「適正な契約事務の執行について」では見積書を徴する相手方の選定についても案件に応じて選定し、固定しないように留意する旨取り決めている。

2.3.3.2 監査の内容

(1) 原始証憑の確認

① 見積書

少額随意契約における見積書の徴収の取扱いとして、可能な限り、1 件につき 3 人以上の者（予定価額が 10 万円以下の場合は 2 人以上の者）から見積書を徴することとされており、また、見積書を徴する業者は固定しないよう幅広く選定するとされていることから、その保管状況を確認した。

② 納品書、請求書の保管状況の確認をした。

③ 分割発注の禁止に反していないか確認した。

1 件の契約として発注契約できる内容について、書類上複数の少額契約に分割して発注してはならないこととなっているため、その確認を行った。

2.3.3.3 監査の結果及び意見

(1) 見積書、納品書及び請求書の日付の未記入について

(指摘事項)

日付欄は業者側で記入の済んだものを徴するべきである。

(理由)

太秦小学校に限ったことではなく、今回往査を行った全ての学校において、見積書、納品書及び請求書の大半について日付欄が未記入で作成されており、日付欄については学校

側で日付スタンプを押印したり、手書きで記入したりするなどしていた。おそらくほかの学校園においても同様の処理が行われているであろうことは、往査時のヒアリングでも述べられていた。なお、京都市の外郭団体である公益財団法人京都市生涯学習振興財団も同様であった。

見積書については見積書作成依頼をした時期や起案の日との関係上、業者側で見積書にこれらと異なる日付を記入してくることを避けられるメリットがある旨の回答があった。学校側からあえて日付欄を空欄での見積書作成を依頼することはないが、日付欄の記入について業者側から質問があれば空欄でもかまわない旨を伝えることもあるし、結果として日付欄を空欄のままでの見積書作成が常態化している状況がうかがわれる。

しかし、納品書については納品の日付を記載すれば良いのであり、これを空欄にする必要性はない。その一方で、特に納品書の日付を学校側で記入できる状態にあるということは、予算執行の面で年度末の納品を翌年度に回したり、あるいは翌年度の納品分を当年度での予算執行で処理したりする意図的な操作が可能になってしまう。

今回の往査においては予算執行年度を意図的に操作している事態は確認できなかったが、学校では定期的に行われる学校経理の日（詳細については2.3.5 学校の財務事務について（太秦小学校）参照）において予算執行状況の確認も行われ、年度内で予算を最大限に活用することを念頭に支出行為をしていることと合わせて鑑みれば、日付欄が未記入のままで見積書等を徴していることは、意図的な操作を行い得る状況にあるといえる。

（2）継続的に使用する消耗品の残量管理について

（意見）

購入金額5万円未満のものは消耗品として台帳管理の必要がない定めとなっているが、パソコン関連の消耗品であるインクや用紙は、随時ある程度在庫を保有する用品であるため、出入りの数量台帳を備え、残量の管理を行うことが望ましい。

（理由）

PCのプリンターインク切れやロール紙切れに備え、予備を購入しているが、在庫表の作成がなく有高の確認ができていない。現在の消耗品管理の規程では、現金同等物の管理に限定されているため、これらの在庫物品は管理対象から外れている。そのため、在庫品が適正に使用されず、外部に持ち出されてもその把握すらできない現状にある。

（3）少額購入物品の見積合わせ

（意見）

少額購入物品の見積合わせは、購入業者の固定化を助長する結果となっている。京都市全体としては1万円以下の契約では見積合わせは一定の条件のもとに省略して良いことから、これを各学校園にも適用するよう取り扱いを改めるべきである。

（理由）

見積合わせを行う趣旨は、予定価額が少額のものについて入札を行うことに代えて随意契約を容認するうえで、恣意性を排除し、公平性、価格競争性の確保の担保を目的としたものである。しかし、往査において次の事実が確認された。

- 購入物品の種類によっては、見積書を徴する業者の組み合わせも、契約に至る業者も固定化しているものがある。これは、平成 21 年通知の趣旨に反している。
- ほとんどの見積書について日付欄が未記入で作成されていた（日付の記入は見積書を徴した後学校の事務職員により行われる）。

なお、これらの事実は太秦小学校以外の学校の往査時にも確認できたことであることを付言する。

以上のことから、以下のことが想定される。

- 事実上、購入物品ごとに契約に至る業者が固定されており、形式を整えるために見積合わせが行われている。
- 納品書や請求書の日付の多くが学校側で記入されており、予算年度を意図的に操作することも可能であり、また年度末に予算消化のために発注して未納品であるにも関わらず請求が行われている可能性を否定できない。

以上のとおり、少額の物品購入については見積合わせが一部形骸化しているが、これは少額随意契約による物品購入の見積合わせについて、数百円程度の購入にまで 2 人以上の見積合わせを励行していることに一因があると思われる。京都市全体としては 1 万円以下の少額随意契約については、年度内に徴している見積書やカタログ等で価格比較を行い、価格の多寡が明らかな場合には見積合わせを省略することが認められている。各学校園についても事務手間を省略する観点から、1 万円以下の少額随意契約については見積合わせの省略を行うべきである。

また、今回の往査において、同一の業者にもかかわらず、契約に至った場合とそうでない場合とで見積書の様式が異なるといった事例、また、異なる業者から見積書を徴したにもかかわらず、筆跡が似通っているといった事例が確認された。

筆跡については別人であっても似ていることがあり得るし、筆跡鑑定などは行っていないことから確定的なことはいえないが、これらの状況も踏まえて、全ての学校園における見積書の徴収方法を確認するなどしたうえで、見積合わせの形骸化を防止する措置を講じるべきである。

2.3.4 ICT 環境と管理について

2.3.4.1 概要

(1) 児童への機器配置状況

校内有線 LAN の整備が完了しており、太秦小学校ではコンピュータ室にパソコン 40

台、各教室には、パソコンと電子黒板（高学年）またはテレビモニターを配置している。

児童の活用機会は、担任の教師の立会いのもとに限られ、各クラス単位で授業での活用となっている。他に部活動（科学部）や児童会活動でも使用している。調べ学習、発信、まとめ、動画閲覧、プレゼンテーション等に使用。パスワード等により機器使用は、担任が管理している。

（2）教職員への機器配置状況

教職員については、常勤にはノートPC 1人1台の配置状況である。権限の設定は教頭が行い、校長、教頭、PC貸与者の3名に権限を付与している。京都市教育委員会のシステム、学校用サーバーに接続しているので、通知表などはPC入力し、押印の必要なものは紙ベースとなっている。

教員の私用パソコンの使用は禁止されており、USBやSDカードなどの小型大容量記録媒体の使用も原則禁止されている。したがって、採点等の入力作業はすべて学校内で行わないといけないことも、帰宅時間が遅くなっている一因となっている。

個人情報等の重要情報を含む電子情報の持出しは、職務上必要な場合であり、かつ限定的な場合（国の行政機関等から資料等の提供を求められている場合など）を除き、学校長の承認にかかわらず禁止である。重要情報を含まない電子情報の持出しは、職務上必要であれば、学校長の承認があれば可能である。

校内連絡には電子メールを活用している。電子メールについて、本市外（市立学校、教育委員会、市役所・区役所以外）に資料を添付して送付する場合は、資料にパスワードを設定したうえで、情報セキュリティ担当者（校長を含む管理職）にCCで送信することとなっている。個人情報については、パスワードを設定したうえで、センターサーバ（教育委員会が一括で管理運営しているファイルサーバ）に保存している。

事務室のPCは、事務職員が管理し、校内予算システム、財務会計システム、保護者負担経費システムなどを活用し集中管理している。

（3）「平成27年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」について

文部科学省では、初等中等教育における教育の情報化の実態等を把握し、関連施策の推進を図るため、標記調査を実施している。

(以下「文部科学省ホームページ、京都市提出資料」より抜粋)

【調査概要】

(イ) 調査項目

学校における I C T 環境の整備状況、教員の I C T 活用指導力

(ロ) 調査対象

全国の公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）

(ハ) 調査基準日

平成 28 年 3 月 1 日現在

この調査の結果によると平成 28 年 3 月での整備状況は次のとおりである。

【学校における主な I C T 環境の整備状況】

1. 教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数

全国平均 6.2 人 京都市 5.4 人

（全国でのタブレット型コンピュータの導入台数は 2 年前の 3.5 倍）

2. 普通教室の校内 L A N 整備率

全国平均 87.7% 京都市 100.0%

3. 超高速インターネット接続率（30Mbps 以上）

全国平均 84.2% 京都市 100.0%

4. 普通教室の電子黒板整備率（電子黒板の総数を普通教室の総数で除して算出した値）

全国平均 21.9% 京都市 24.4%

（京都市における電子黒板が学校にある割合 95.7%）

5. 教員の校務用コンピュータ整備率

全国平均 116.1% 京都市 89.8%

※ 教員 1 人 1 台に加えて職員室等に設置している成績管理用等のコンピュータ（共用）をカウントしている場合もあることから 100%を超過する。

※ 教員の校務用コンピュータ整備率については、校務用コンピュータの総数を総教員数で除して算出した値である。

6. 校務支援システム整備率

全国平均 83.4% 京都市 100.0%

※「校務支援システム」とは、校務文書に関する業務、教職員間の情報共有、家庭や地域への情報発信、サービス管理上の事務、施設管理等を行うことを目的とし、教職員が一律に利用するシステムをいう。

※ 校務支援システム整備率については、校務支援システムを整備している学校の総数を学校の総数で除して算出した値である。

7. 統合型校務支援システム整備率

全国平均 43.1% 京都市 100.0%

※「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムのことをいう。

※統合型校務支援システム整備率については、統合型校務支援システムを整備している学校の総数を学校の総数で除して算出した値である。

以上の結果から、京都市内の学校においては、児童・生徒の学習環境に活用されるＩＣＴの整備状況は、全国平均とほぼ同様の推移であるが、校務支援システムについては、数年前に全市統一で統合型システムが校内ＬＡＮ環境とともに既に整備完了されており、全国に比べて先駆的立場にあることがわかる。

2.3.4.2 監査の結果及び意見

(1) 児童への機器配置状況

(意見)

児童がパソコン等のＩＣＴ機器を自由に使える環境整備が望まれる。

(理由)

各学校においては、様々な想定の下での制約をせざるを得ないため、パソコン等のＩＣＴ機器を自由に触れる学習機会を作ることは困難である。例えば、市内の図書館、児童館を活用して、サテライトで場所を設ける。これにより、児童の自発的な学習機会にパソコン等のＩＣＴ機器を自由に使える環境が提供できる。機器の保守管理をどのように行うかの課題はあるが、これにより創造的な学力向上に役立てられる。

2.3.5 学校の財務事務について

2.3.5.1 概要

京都市立の小学校、中学校、高等学校、総合支援学校及び幼稚園を学校とし、学校における財務事務については、「京都市立学校財務事務取扱要綱」を基本に、校園内での適正な役割分担のもと、京都市会計規則、京都市契約事務規則、京都市物品会計規則など様々な規則に基づき適正に処理する必要がある。

「京都市立学校財務事務取扱要綱」とは、平成 17 年度からの財務会計システムの稼働に伴い、学校において、全市共通の財務事務へ移行するのを機に、財務事務に関する手続きや運営上の要点をまとめ、財務運営の指針とするために制定されたものである。

「京都市立学校財務事務取扱要綱」の主な内容は、次のとおりである。

- 学校における財務事務は校長（園長）が統括するとともに、事務職員及び事務員等を財務事務担当者に充て、財務事務全般に従事する（第 2 条）。
- 校長は学校の予算を調整する組織として予算委員会を設置する（第 5 条）。

- 校長の専決により執行できる範囲は「教育次長等専決事項」により、物品購入等は 40 万円まで、小修繕は 50 万円までとなっている（第 6 条）。
- 校長は「学校経理の日」を定め、毎月予算の執行状況、契約の履行状況その他の財務事務について確認・点検する（第 15 条）。
- 学校における物品の出納及び保管は分任物品出納員（教頭・事務長）が行う（第 17 条）。

そこで、財務事務全般の執行状況を確認するため、「学校経理の日」が、適正に行われ、その記録の保管がどのようになされているかをヒアリングするとともに、記録簿等の保管状況を確認した。

（学校経理の日）

校長、教頭、財務事務担当者の定期的、効果的な連携を目的に、毎月 10 日を原則に時間帯は流動的で、1.5 時間程度の学校経理の日を開催している。当日は、財務事務担当者作成の予算執行状況や予算残高、年度内見積額の確認、業者への支払の遅れがないかの確認、通帳と出納帳の突合、預り金の未納状況、事務処理スケジュールの確認などを行っているとのことで、過去に開催した際の資料確認を行った。

学校経理の日においては節約の声掛けなど無駄のない使用を訴えている。費目間調整も行っている。年度末が近づくにつれて予算執行状況がわかってくるので、各費目補正予算調整を行い、小修繕や消耗品の購入を行う。負担行為が 2 月 3 月に件数が多いのはそのためである。

教員から要望を聞き、とりまとめ、最後は校長の判断で予算調整を行って支出することによって配分された予算を子どもたちのために最大限有効に活用するようにしている。年度途中で学校全体の予算が増額されることもある（気候に応じて光熱水費が追加配分されるなど）。

2.3.5.2 監査の結果及び意見

学校経理の日の活動について、問題等は発見されなかった。

2.3.6 公金について

2.3.6.1 概要

学校における公金予算については、京都市の一般会計予算として市会の議決を経て決定され、各学校で執行する予算については、学校事務支援室等を通じて予算配分される。

財務会計システムで起案のうえ、財務会計システムにより各学校で契約決定をとり、納品完了後、電子決裁で支払いを行うのが公金支払の原則（基本払という）である。基本払は、すべてシステム上の処理であり現金を扱う必要がない。

この基本払のほかの公金の支出方法として、資金前渡、現物配分がある。

資金前渡は、講師謝礼や交通機関の交通費等、現金で直接支払う必要がある場合の支出方法である。

現物配分は、学校長の専決額（学校長が契約決定できる額）の範囲（物品購入等 40 万円、小修繕 50 万円）を超える契約が必要な場合に、学校事務支援室で契約のうえ納品、相当額の予算減額をして執行する方法をいう。

これらの公金の支出の原因となるべき契約その他の行為を支出負担行為という。この支出負担行為から支出に至るまでの契約事務の流れは次のとおりである。

- ① 見積（担当教職員または財務事務担当者）
- ② 支出負担行為書の作成（財務事務担当者）
- ③ 決裁（財務事務担当者⇒教頭・事務長の承認⇒学校長の決定⇒支出負担行為書の確定）
- ④ 発注（担当教職員または財務事務担当者）
- ⑤ 納品（複数の所属職員）
納品物品と納品書の内容を確認し、履行確認印を納品書に押印する。
- ⑥ 請求（担当教職員または財務事務担当者）
業者の請求書を財務事務担当者に渡し、支払命令書の作成を依頼する。
- ⑦ 支払命令書の作成（財務事務担当者）
- ⑧ 決裁（財務事務担当者⇒教頭・事務長の承認⇒学校長の決定⇒支出命令の履行完了）

2.3.7 学校徴収金（預り金）について

2.3.7.1 概要

学校徴収金とは、学校が保護者からその執行について託されたものをいう。学年費、修学旅行費、宿泊を伴う校外活動費、生徒会費、給食費などの種類ごとに会計を設定する。これらのお金はあくまで保護者からの一時預り金であるため、生徒ごとに収支を管理する必要がある。

毎月の集金業務をはじめ、支出、返金、決算など、その事務作業に掛かる時間は決して少なくはなく、学校事務の作業負担は相当なものとなっていた。

このような状況から、全国公立小中学校事務職員研究会（以下「全事研」という）、と宇都宮市、京都市、千葉市、横浜市の各教育委員会が、全国学校財務システム開発研究会を組織し、平成 18 年、19 年の 2 ヶ年にわたり、文部科学省の「新教育開発プログラム事業」において、学校徴収金（預り金）システムの開発を行い、京都市ではサーバーを用意して稼働させるネットワーク版を導入し、平成 21 年度から全学校で学校徴収金（預り金）システムの運用を開始した。

その後のバージョンアップで、どの学校の業務でも支障なく利用できる機能が充実してきている。

学校徴収金（預り金）システムの機能

- ① マスタ管理 児童生徒、金融機関、会計などの情報のメンテナンス

- ② 集金機能（集金計画を作成し、児童生徒毎に集金状況を管理する機能）
- ③ 未納者管理機能（未納者一覧表作成、督促状作成機能）
- ④ 執行機能（会計毎、児童生徒毎の支出計画、実施状況を記録・管理する機能）
- ⑤ 支払機能（支払先毎に支払額を計算する機能）
- ⑥ 金融機関との連携機能（金融機関に送るための、振替・振込データを作成する機能）
- ⑦ 年度換え処理

決算報告についても、システムにより各会計別の決算を行い、保護者に説明する決算報告書を出力して配付できるようになっている。

京都市は、他都市に先行して実施してきた。その実績により、このシステムのクラウド版も登場し、全国の学校に普及している状況にある。

たとえば、文部科学省の実施した学校給食費の徴収状況に関する調査（25 ス学健第 33 号 平成 26 年 1 月 23 日）によると、小学校給食費の未納額の割合は約 0.4% となっている。一方、京都市全体における小学校給食費の未納額の割合は約 0.06%（ $= 2,073 \text{ 千円} / 3,354,342 \text{ 千円} = \text{未納額} / \text{給食費徴収総額}$ ）である。

給食費に限らず、学校徴収金に関して、各校の徴収状況を児童生徒別で未納額の把握が月次でできている状態にあり、非常に有効なシステムとなっている。

太秦小学校の学校徴収金には、学年費、修学旅行費、校外活動費、給食費、PTA 会費がある。預り金徴収については、4 月初めに預り金徴収計画をたて、月別・各内容別にした徴収表を記載した預り金徴収のお知らせを 4 月下旬に保護者へ児童を経由して配付する。徴収は毎月 10 日の口座振替が原則であるから、それまでに事前に毎月、口座振替される金額を保護者へ通知している。

この原則どおり、太秦小学校でも毎月 10 日に口座振替が行われる。10 日の口座振替で振替不能になった口座については 25 日に再振替が行われる。再振替時の振替不能者はその 2 営業日後に金融機関の伝送システムより通知がある。このデータを財務事務担当者が保護者負担経費会計システムへ取り込み、未納状況を把握する。これらの未納者に対しては「集金のお知らせ」を児童経由で保護者へ配付する。このお知らせの指定期日までに持参されなければ、徴収できるまで繰り返し行うとのことであった。

生活保護対象者については、毎月福祉事務所から振り込まれる。

就学援助対象者については、年 3 回、市より就学援助されるもののうち給食費以外の預り金については各保護者の口座へ直接振り込まれる。しかし、その後の学校への納入が困難と見込まれる者については、事前に協議し、学校へ直接振り込まれるよう手続きしている。

年度ごとの徴収金管理は、事務処理上、年度末の分と年度初めの分との徴収・支払時期が重なることとなるため、年度ごとに通帳を別にして管理し、未徴収分を明確に把握できるようにしている（奇数年度口座と偶数年度口座）。

2.3.8 給食費の徴収状況について

2.3.8.1 小中学校の給食会計

学校給食会計事務は、経理の適正を図り、学校給食の健全な運営を行ううえで重要であり、日々の経理を正確に処理し、年度末に多額の余剰金や不足額を生じないように留意すべきである。また、収支の状況等については、学校徴収金（預り金）システムにより正確に把握し、適切な学校給食運営の基礎となるようにする必要がある。

2.3.8.2 太秦小学校の給食費の徴収状況

(1) 給食費の収入状況と実食数 970 名（平成 27 年 12 月 1 日現在）

校長からのヒアリングによると、太秦小は、児童数 970 名（平成 27 年 12 月 1 日現在 32 クラス）＋教職員数 60 名（平成 28 年 4 月 9 日現在。非常勤含む。）＝1,030 名とのことである。

平成 27 年度の収入総額を 1 人単価で割ると、実人数より少なくなっている。非常勤の出勤割合を考慮していないことや諸要因による欠食、返金などが年度中に発生するため、妥当な数値であると考えられる。

(2) 児童（保護者）からの給食費の徴収方法

毎月 10 日に口座振替。10 日の口座振替で振替不能になった口座は 25 日再振替が行われる。その 2 営業日後に振替不能者は金融機関より通知がある。これらの対象者へ「集金のお知らせ」を児童経由で保護者へ配付する。このお知らせの指定期日までに持参されなければ、徴収できるまで繰り返し行う。預り金の未納額があれば、同時に行う。

生活保護対象者の保護費については、原則保護者に直接振り込まれるが、給食費については、毎月福祉事務所から学校へ直接振り込まれる。就学援助対象者についても、援助費は原則保護者に直接振り込まれるが、給食費については、年 3 回、市より学校へ直接振り込まれる。

(3) 年度ごとの徴収金管理

事務処理上、年度末の分と年度初めの分との徴収・支払時期が重なることとなるため、年度ごとに通帳を別にして管理し、未徴収分を明確に把握できるようにしている（奇数年度用口座と偶数年度用口座）。

(4) 給食費の未納状況

教育委員会事務局から提出された各小学校別の未納状況のリストによれば、太秦小学校の未納は、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて増加している。今回の監査対象期間である平成 27 年度の未納状況について教育委員会事務局に照会を行ったが、平成 27 年度は平

成 26 年度より増加していることがわかった。

毎年度増加しているが、各未納者の状況を事務職員が個別に把握しており、労力の負担は相当な様子が窺えるが、校長、教頭とともに未納解消に向け努力しており、平成 28 年 9 月 30 日時点では、5 月 1 日時点の未納状況の約半分程度が解消されていた。ただし、未納者が卒業した場合などには連絡等が困難となる場合も想定されるなどの課題も認識できた。

給食費の未納者への督促方法については「学校給食費未納分の納入について」とした督促状の様式があるだけで、規程が定められていない。

2.3.8.3 監査の結果及び意見

(参考意見)

教育委員会事務局において、給食費の未納の取扱いに関する手引き等のマニュアルを作成整備し、年度内の未納金、年度を超えた場合の未納金の回収方法について、各学校で統一した取り扱いとなるよう周知し、児童が在学中に未納を解消する措置が必要である。それでもやむを得ず生じた卒業した者の未納金については、学校の事務担当者から、教育委員会事務局へ回収事務を引継ぎ、集約一元化し、法的手続きによることを含め、時効までに納入されるよう努めるべきである。

(理由)

今回の太秦小学校のケースは卒業者の兄弟がまだ在校中であり、学校での回収作業の継続が可能であるが、通常、卒業した者は、校内で会う機会もなくなり、在学中の再三の学校の事務担当者からの催促があったにもかかわらず未納額が残っているほどの者であるから、教育委員会事務局へ回収事務を引継いだうえで一元化し、法的手続きによることを含め、適切に処理すべきものである。

2.3.9 備品・消耗品の管理について

2.3.9.1 概要

京都市の財産である物品の管理状況について「京都市物品会計規則」等の関係規則に従い、物品の受け入れや払出しが分任物品出納員（教頭・事務長）の責任のもとで適正に行われているかを確認した。

2.3.9.2 備品の管理

物品に関する様式には、おおむね物品の受払いの証拠となる書類（物品所管換書、物品返納兼整理調書等）、物品の増減及び現在高を明らかにしておく物品台帳（備品台帳、消耗品台帳）及び物品の管理のための帳票類（備品整理票、物品使用管理簿等）がある。

したがって、備品の管理については、財務会計システムの「備品一覧（台帳）」と備品に貼付のある備品管理票の突合を行い、備品管理状況を確認した。

2.3.9.3 消耗品の管理

消耗品の管理は、消耗品台帳（京都市物品会計規則第 25 条第 3 項）による。

消耗品は、基本的には出納を記録する必要はないが、郵券、プリペイドカード（図書カード、トラフィカ京カード等）及び商品券等については、増減及び現在高を記録しなければならない。増加、減少のつどその数量及び現在高を記帳する。

消耗品台帳は毎月末に締めを行い、現在高を記帳するとともに、台帳の現在高と現物保有数の照合確認を行う。消耗品の口座は、郵券、プリペイドカード（図書カード、トラフィカ京カード等）及び商品券等の券種ごとに設ける。

したがって、消耗品（切手、はがき、印紙、図書カードなど）の管理について、現物と紙文書の消耗品台帳により、受け払いや保有残高、年度繰越などを確認した。

また、タクシーチケットについても台帳管理簿で 3 件の使用を確認した。

2.3.9.4 毒物・劇物の管理

理科室等における毒物・劇物管理台帳の整備状況を確認した。

保健室における薬品管理台帳の整備状況を確認した。

2.3.9.5 監査の結果及び意見

(1) 備品の適正な管理について

(指摘事項)

備品整理票の適切な貼付の励行を各教室担当者に期限を決めて貼付を依頼し、その責任者である教頭が巡回確認する体制で、少なくとも年 1 回は実施すべきである。

(理由)

学校の備品は、市民の財産であるから、管理者は、それらの管理に責任を持たなければならない。

図書室、コンピュータ室、保健室、理科室において、数点ずつサンプリングをしたうえで確認したところ、現物の備品に備品整理票の貼付が適切にされているものは少なく、備品一覧（台帳）に記載のあるものが確認できない状況にあった。

これらの事例は次のとおりである。

① 図書室

図書館の備品は主に書架である。古くからのものが多く、備品整理票の適切な貼付が確認できたのは、平成 23 年購入の書架 2 件だけであった。

図書はバーコード管理により、児童への貸し出しは、1 週間 1 冊となっている。司書の方は非常勤で、週 2 回木曜日と金曜日の 10 時～15 時の勤務となっており、それ以外の貸出は図書委員を通じて行っているとのことであった。

② コンピュータ室

コンピュータ室では、備品一覧の台帳に記載のテレビ会議システムを確認したところ現物がなく、確認できなかった。

③ 保健室

薬品については、施錠された保管庫に収納され、薬品管理台帳と現物の一致が確認できた。ただし、管理台帳に綴じられている書類の順序の規則性がなく、該当薬品の確認作業に手間取った。五十音順にするなどして、インデックスで整理頂くことを希望する。

④ 理科室

第一理科室、理科準備室があり、毒物・劇物については、施錠された保管庫に収納され、毒物・劇物管理台帳と現物の確認はできたが、残量が台帳の記載と相違するものが散見された。また、理科準備室においては、毒物・劇物管理台帳で残量なしのものが実際には残量が確認されたので、台帳記載の訂正を促した。

2.3.10 学校評価結果、学校徴収金（預り金）の収支報告等の保護者への周知状況

2.3.10.1 概要

(1) 学校評価結果の保護者への周知

平成 28 年度学校評価年間計画に基づき、太秦みどり通信 9 月号（平成 28 年 9 月 26 日第 6 号）に学校評価結果がまとめられて、保護者への配付が行われるとともに、平成 28 年度学校経営方針とともにホームページに掲載して、保護者や地域住民の方々を中心に周知を図っている。

(2) 学校徴収金の収支報告の保護者への周知

① 給食費

平成 27 年度 給食会計決算報告書を平成 28 年 5 月末日付で栄養教諭と給食会計担当が作成し、校長名で各保護者あてに配付している。

② その他の預り金

学年別に、また、修学旅行費、校外活動費等の項目別に、徴収額の異なる場合はそれらも別に決算を行い、余剰金のある場合には各保護者への返金額あるいは次年度に繰越しの旨を明示して各保護者へ報告している。

2.4 京都市立開晴小学校・開晴中学校（東山開晴館）

2.4.1 学校の概要

所在地	京都市東山区六波羅裏門通東入多門町 155 番地
学校教育目標	1 最高教育理念 「澄みゆく心」「かがやく志」の育成 2 校訓 克己 進取 礼節 3 教育目的 これからの社会をたくましく生き抜く力の育成
学校経営方針	基本方針 開校5年を経て、スリー・ステージ制などの小中一貫校東山開晴館としての基本型が整うと共に、教育理念の共有化が進んでいる。これからの5年間は教育理念の共有から教育実践統一徹底へと歩を進めていく。分掌主任等キーパーソンはその自覚と矜持をもち、自信を持ってミドル・アップ、ミドル・ダウンの組織構造の中核を担い、自律的に機能する教職員集団を形成しながら実践に努める。
沿革	平成 23 年 4 月 弥栄中・洛東中・白川小・新道小・清水小・六原小・東山小の 2 中、5 小の 7 校が統合して作られた施設一体型小中一貫校。校名は、東山の地にふさわしく東方の守護神である竜にちなんだ「画竜点睛」という故事成語に由来。絵に描いた竜が、晴＝瞳を描き入れたことによって天に昇ったという故事から、開晴館で学ぶ子供たちも、故事の竜のように瞳を点じ、大きく飛び立って欲しい、そんな教育理念が込められている 平成 23 年 4 月 1 日 京都市立開晴小学校・開晴中学校（東山開晴館）創立 平成 27 年 4 月 1 日 第二教育施設（六原学舎）完成
学級数	1 年から 8 年まで各 3 学級、9 年 4 学級、育成学級小中で各 3 学級
児童生徒数	小学校 574 名 中学校 296 名 合計 870 名(平成 27 年 12 月 1 日)
教職員数	学校経営企画 9 名、小学校籍 41 名（うち事務職員 2 名）、中学校籍 31 名（うち事務職員 1 名）、その他 17 名、合計 98 名(平成 28 年 4 月 1 日現在)
学校の特徴	小中一貫校。 近くには、清水寺がある。 清水焼の拠点であることから、地域の方々から、子供たちに本物を体感してもらう趣旨で、地元からの寄贈された陶芸品、骨董品などを数多く所蔵している。廊下には、スペースを設け一部の作品を展示している。

2.4.2 学校施設の改修工事について

2.4.2.1 概要

教員委員会事務局へ「契約額 100 万円以上の修繕工事についてのリスト」の提出を依頼したところ、該当工事が 1 件確認できた。契約額は 200 万円未満となっている。契約額がこの範囲内であれば、随意契約が可能である。指名競争入札も必要ない。

年度	契約額	起案日	履行確認日	件名
2015	1,998,000 円	2015/04/24	2015/05/22	京都市立開晴小学校及び京都市立開晴中学校六原学舎プール目隠しほか

上記の修繕工事は、第 2 施設（六原学舎）に設置された屋上のプールから、近隣の様子が見えてしまう状況にあったため、すだれを施し、目隠しを行ったものである。

2.4.2.2 監査の結果及び意見

開晴小学校・開晴中学校の学校施設の改修工事について、問題等は発見されなかった。

2.4.3 ICT 環境と管理について

2.4.3.1 概要

(1) 児童生徒への機器配置状況

校内有線 LAN の整備が完了しており、開晴小学校・開晴中学校（東山開晴館）では、第一第二コンピュータ室にパソコンが各 40 台配置されており、隣の部屋にメディアセンター（図書室）があり、直接、部屋から部屋の移動が可能であり、何かを調べたり、創作したりする作業が容易な状況にある。

児童生徒の活用機会は、担任の教師の立会いのもとに限られて、各クラス単位で授業での活用となっている。他に部活動（科学部）や児童生徒会活動でも使用している。調べ学習、発信、まとめ、動画閲覧、プレゼンテーション等を使用され、パスワード等により機器使用は、担任が管理している。

(2) 教職員への機器配置状況

教職員については、常勤には事務系の作業用としてノート PC 1 人 1 台を配置している。事務系 PC は個人情報に関するものを扱っている。教員用 PC がこれにあたる。学習系 PC はコンピュータルームや教室に置いているものである。

教員の私用パソコンや USB の学校での使用は禁止である。学校事務支援室へ申請のないネットワーク接続機器に LAN ケーブルを接続した場合、不正接続を検知して（USB 接続機器は検知不可）、学校事務支援室が業務委託しているサポートデスクからその状況を確認するため、当該校へ電話連絡を行う。ウイルス検知の場合も同様である。

個人情報等の重要情報を含む電子情報の持出しは、職務上必要な場合であり、かつ限定的な場合（国の行政機関等から資料等の提供を求められている場合など）を除き、学校長

の承認にかかわらず禁止である。重要情報を含まない電子情報の持出しは、職務上必要であれば、学校長の承認があれば可能である。

事務系PCからのデータの持ち出しは、許可用USBが必要で、許可用USBは校長教頭等合計4名しか持っていない。これを教員に貸し出すようになっているが、学習系から事務系に移行はできない。事務系から学習系への一方通行であるため、外部に持ち出す手続きに時間がかかる。

木曜日を部活動休止日として設定している他、水曜日を統一時刻閉鎖日（いわゆるノー残業デー）とする等、開校当時と比較すると改善が図られているが、現在でも残業が多い。学校の施錠は、校長、教頭のほか教務主任等で行い、最後に誰が締めたのかを確認できるようにしている。施錠担当は8名を輪番とし、過重な負担とならないよう配慮している。

校内連絡には電子メールを活用している。電子メールについて、本市外（市立学校、教育委員会、市役所・区役所以外）に資料を添付して送付する場合は、資料にパスワードを設定したうえで、情報セキュリティ担当者（校長を含む管理職）にCCで送信することとなっている。個人情報については、パスワードを設定したうえで、センターサーバ（教育委員会が一括で管理運営しているファイルサーバ）に保存している。

カメラは職員室のケースに保管され、物品使用管理簿に記載している。ビデオカメラが5台あり、帳簿で管理している。ビデオカメラは授業で用い、私物は使わないようにしているが、カメラ台数が実際には足りないので使用しているときもある。学校のメディアカードを使って、メディアカードの貸し出しで対応している。

2.4.3.2 監査の結果及び意見

（意見）

パソコンなどを使用することにより、個々の作業は効率的に、情報の集約が容易になる。反面、全ての作業がパソコン中心となり、セキュリティによるデータのやり取りに関する制約など、新しい課題もある。省力化を図り、現場の声を積極的に聞きながら教職員の労働環境を改善するよう、引き続き努められたい。

（「文部科学省のホームページ」より抜粋）

現状と課題

教員の勤務時間管理

（中略）

昭和50年2月25日の最高裁判決では、国は国家公務員が国もしくは上司の指示のもとに遂行する公務の管理にあたっては、国家公務員の生命及び健康などを危険から保護するよう配慮すべき義務（安全配慮義務）を負っているとされている。

また、平成 12 年 3 月 24 日の最高裁判決においても、民間企業の利用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負い、利用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、利用者の注意義務の内容に従って、その権限を行使すべきであるとされている。

そして、地方公共団体も同様に当該地方公共団体の地方公務員について安全配慮義務を負っていると考えられる。

教員の時間外勤務

公立学校の教員に時間外勤務を命じることができる場合は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成 15 年政令第 484 号）」により、実習や学校行事、職員会議、非常災害などに必要な業務（いわゆる超勤 4 項目）に従事する場合であって臨時または緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとされている。

そのため、生徒指導や学校の安全管理に関わる業務など、いわゆる超勤 4 項目には該当しないが、学校として必要な業務がある場合に、管理職は教員に対して時間外にそれに従事することを命じることができない。

現実には、公立学校の教員は時間外において超勤 4 項目に該当しない業務についても多くの時間従事しているが、命令に基づかず業務に従事しているため当該業務についての責任の所在が曖昧となり、学校として責任ある対応がとりづらい状況となっている。

また、学校として必要な業務について管理職が時間外勤務を命令することができないため、組織的、一体的な学校運営を阻害している一面があることも否定できない。

さらに、平成 18 年に行われた「教員勤務実態調査」の結果によると、小学校・中学校の教諭の勤務日の残業時間が 1 月当たり平均約 34 時間となるなど、昭和 41 年の「教職員の勤務状況調査」の結果と比べ、残業時間が増加している。

また、この「教員勤務実態調査」の結果において、時間外に処理されている業務を見ると、「授業準備」や「成績処理」など、通常必要な業務が時間外になされていることが判明しており、通常の業務の処理が勤務時間内だけでは間に合わず、恒常的に時間外に及んでしまっている実態となっている。また、時間外においても、「学校経営」、「会議・打合せ」、「事務・報告書作成」などの、学校運営上の必要性からなされる業務が少なくない。

このような実態から、実質的には義務的で不可欠な業務でありながら、制度上は自発性に基づくものとして整理され、個々の教員にとってみれば、勤務負荷に対応する給与が適切に支払われていないという不公平感をもたらしているとの批判もある。

また、このような恒常的な残業の実態については、時間外の勤務時間がどれだけ長く

なろうとも、全員一律に給料に4パーセントの定率を乗じた額の教職調整額が支給されているため、時間外勤務の抑制とならず、無定量の時間外勤務や実質的な給与の切り下げを招いているとの批判もある。また、このような時間外の勤務時間数の長短にかかわらず一律支給の教職調整額制度の下では、特に学校が外部からの様々な要望に対応しようとする際に、管理職や教育委員会の中には、教員を働かせることについてのコスト意識が働かず、学校や教員への期待や依存を無定量に増幅させている場合があり、その結果、教員の無定量の時間外勤務を招いているとの批判もある。

さらに、教職調整額制度の導入時において無制限な時間外勤務の拡大という懸念に対する歯止めとして創設された、いわゆる超勤4項目が機能せず、時間外勤務の拡大を招いているとの批判もある。

2.4.4 学校の財務事務について

2.4.4.1 概要

(学校経理の日)の説明については、2.3.5 学校の財務事務について(太秦小学校)に同じ。

(学校経理の日)

校長、副校長、財務事務担当者の定期的、効果的な連携を目的に、毎月実施している。

1.5 時間程度の学校経理の日を開催している。各担当者の計画的予算執行を促し、支出負担行為の決定の回数をまとめることで、事務処理の効率化を図る計画である。そのため、11月末日を期限に一旦当初予算の執行を締切り、補正予算を策定する計画とのことである。学校経理の日の実施状況確認のため、過去開催の資料を閲覧した。

事務作業の効率を考え、校長としてはなるべく物品の購入時期をまとめ、なるべく1万円程度にして見積書をとるようにしているとのことである。

学校経理の日は毎月の半ばで、学校長の予定を中心に決め、一回の会議時間は90分～2時間程度となっている。予算を最大限活用することを目指している。

2.4.4.2 監査の結果及び意見

学校経理の日の活動について、問題等は発見されなかった。

2.4.5 公金について

2.4.5.1 概要

この項目については、2.3.6 公金について(太秦小学校)に同じ。

2.4.5.2 監査の結果及び意見

この項目については、2.3.6 公金について(太秦小学校)に同じ。

監査の結果及び意見については同様であるが、往査時に確認できた内容が少し異なるので、以下に記載する。

予算配分されている支出状況を教育委員会事務局から提供された支出負担行為一覧、現金出納帳、見積書綴、納品書綴、請求書綴の確認を行ったところ次の事実が確認された。

見積書、納品書、請求書の年月日付の記入はすべて学校の事務職員の手書きによるものであることが、ヒアリングで明らかにされた。このこと自体が不正であるとはいえないが、年月日付の記入次第で事業年度を自由に調整でき、予算執行の調整が安易に可能になる。業者への資金プールや先行購入などの防止のためには、見積書、納品書、請求書は第三者による信憑性の確保ができていなければならない。

少額随意契約による物品購入の見積合わせについて1件予定価額10万円超で見積書3社以上、1件予定価額10万円以下で見積書2社以上の努力義務が定められている。しかし、校長からのヒアリングで開晴小学校・開晴中学校（東山開晴館）では、1万円以下の物品購入については、事務効率の観点から2件以上の見積書を徴していないとのことであった。実際には、1万円以下の物品購入についても2件以上の見積書の添付があるものも確認できたが、基本的には1万円以下では見積合わせを省略していた。

2.4.6 学校徴収金（預り金）について

2.4.6.1 概要

この項目の前段については、2.3.7 学校徴収金（預り金）について（太秦小学校）に同じ。

開晴小学校・開晴中学校（東山開晴館）の学校徴収金には、学年費、修学旅行費、校外活動費、給食費、PTA会費がある。預り金徴収については、4月初めに預り金徴収計画をたて、月別、各内容別にした徴収表を記載した学校納入金のお知らせを4月下旬に保護者へ児童生徒を経由して配付する。徴収は毎月10日口座振替される。

10日の口座振替で振替不能になった口座は金融機関の伝送システムより通知がある。このデータを財務事務担当者が保護者負担金システムへ取りこんで、未納状況を把握する。これらの未納者へ「集金のお知らせ」を児童生徒経由で保護者へ配付する。このお知らせの指定期日までに持参されなければ、担任を通じて徴収を催促する。

生活保護対象者については、毎月福祉事務所から振り込まれる。就学援助対象者については、年3回、市より就学援助されるもののうち給食費以外の預り金については各保護者の口座へ直接振り込まれる。しかし、その後、学校への納入が困難と見込まれる者については、事前に協議し、学校へ直接振り込まれるよう手続きしている。

事務処理上、年度末の分と年度初めの分との徴収・支払時期が重なることとなるため、年度ごとに通帳を別にして管理し、未徴収分を明確に把握できるようにしている（奇数年度口座と偶数年度口座）。

2.4.6.2 監査の結果及び意見

(1) 見積合わせの資料の保存

(参考意見)

見積合わせを行った事実を記録、保管し、後日確認ができる体制を整えるべきである。

(理由)

学校徴収金（預り金）は運用上見積合わせを行っていることもあるが、その契約に際して見積合わせは必ずしも必要ではない取り扱いとなっている。

しかし、公金に準じて取り扱うように求められていることから、契約の透明性等を確保する観点から見積合わせを行い、その事実を後で確認できるように整理しておくことが望ましいところ、見積合わせを行っていたにもかかわらずその事実が書面で確認できたのは数件のみであった。

1万円以下の少額随意契約についての見積合わせの省略も適用しながら、事務負担には配慮しつつ、資料を適切に保管整理しておく必要がある。

(2) 児童生徒への返金書類の備え置き

(参考意見)

児童生徒への返金を行った際は、領収証を徴するなど返金の事実を確認できる体制を整えるべきである。

(理由)

7年生（中学1年）の預り金からの支出について「校外学習で交通費として購入した一日乗車券の欠席者分は現物で返金している」との回答を得たが、「欠席者が誰で、誰に返金したか記録はしていない」とのことであった。誰にいくら返金したかの記録や受領書の保管がなければ確認すら取れないため、体制を整えるべきである。

(3) 業者への現金支払い

(参考意見)

業者への支払いは、トラブルを避けるためにも振込により行うべきである。

(理由)

長期宿泊事業（みさきの家を含む）における代金の業者への支払いが現金で行われていることを確認した。現金支払いをしている理由は、当該業者の所在地が学校近隣であり、容易に学校を訪れることのできる環境にあり、従前から学校に集金に来られるからとのことである。しかし、運搬中の事故などのトラブルを避けるために業者の指定口座への振込による支払いを励行すべきである。

2.4.7 給食費の徴収状況について

2.4.7.1 概要

学校給食会計事務は、経理の適正を図り、学校給食の健全な運営を行ううえで重要であり、日々の経理を正確に処理し、年度末に多額の余剰金や不足額を生じないように留意すべきである。また、収支の状況等については、学校徴収金（預り金）システムにより正確に把握し、適切な学校給食運営の基礎となるようにする必要がある。

(1) 児童生徒（保護者）からの給食費の徴収方法

毎月 10 日に口座振替（口座登録のない者については現金徴収となる）を行うが、10 日の口座振替で振替不能になった場合、金融機関より通知がある。これらの対象者へ「集金のお知らせ」を児童生徒経由で保護者へ配付する。このお知らせの指定期日までに持参されなければ、担任を通じて徴収を催促する。

生活保護対象者の保護費については、原則保護者に直接振り込まれるが、給食費については、毎月福祉事務所から学校へ直接振り込まれる。就学援助対象者についても、援助費は原則保護者に直接振り込まれるが、給食費については、小学校は年 3 回、中学校では毎月、市より学校へ直接振り込まれる。

(2) 年度ごとの徴収金管理

事務処理上、年度末の分と年度始めの分との徴収・支払時期が重なることとなるため、年度ごとに通帳を別にして管理し、未徴収分を明確に把握できるようにしている（奇数年度口座と偶数年度口座）。

(3) 給食費の未納状況

教育委員会事務局から提出された各小学校別の未納状況のリストによれば、平成 26 年度開晴小学校の未納額はなし。今回の往査により、平成 27 年度も未納額がないことを確認した。

2.4.7.2 監査の結果及び意見

開晴小学校の給食費の徴収状況について、問題等は発見されなかった。

2.4.8 備品・消耗品の管理について

2.4.8.1 概要

この項目の前段については、2.3.9 備品・消耗品の管理について（太秦小学校）に同じ。

(1) 管理状況の確認

備品の確認は、理科準備室、第 1 理科室、第 2 理科室、ジュニア理科準備室、ジュニア

理科室、保健室、メディアセンター（図書室）、第1コンピュータ室、第2コンピュータ室、グラウンド、博物室および第2施設のプール、立志の間、第2アリーナ・器具庫、発電機置場、ビオトープを巡回確認した。消耗品の確認は、会議室において、切手、バス回数券の帳簿の確認を行った。

(2) 備品整理票

備品整理票の貼付について、配置場所において、現物の備品に備品整理票の貼付がされているか、また、備品一覧の台帳の記載と一致しているかの確認を行った。数点サンプル調査したところ、貼付状況は適正であった。

(3) 図書、備品、毒物・劇物、薬品の管理

図書館の蔵書は往査時において 30,258 冊。貸出は朝、中間休み、昼の時間帯。貸出は児童一人あたり 2 冊 2 週間、教職員一人あたり 30 冊 30 日間、学年クラス単位は 50 冊 30 日間、授業用貸出は 200 冊 100 日間。図書カードによる市の学校図書館システム J B O X による管理。管理状況確認のため、現在貸出中の図書をシステムから確認したところ、1,810 冊との報告を得た。

毒物・劇物、薬品の管理について、理科準備室、第1理科室、第2理科室、ジュニア理科準備室、ジュニア理科室、保健室において、管理簿により、現品との照合を行った。理科準備室で塩酸の使用量が未記帳となっていた。その他は適正であった。

(4) 消耗品

切手、バス回数券について、消耗品管理台帳を確認した。

2.4.8.2 監査の結果及び意見

理科準備室で塩酸の使用量が未記帳であったのみで、開晴小学校・開晴中学校（東山開晴館）の備品・消耗品の管理について、問題等は発見されなかった。

2.4.9 学校評価結果、学校徴収金（預り金）の収支報告等の保護者への周知状況

2.4.9.1 概要

(1) 学校徴収金の収支報告の保護者への周知

① 給食費

平成 27 年度 給食会計決算報告書を平成 28 年 4 月 28 日付で作成し、校長名で各保護者あてに配付している。

② その他の預り金

学年別に、また、修学旅行費、校外活動費等別に、また、徴収額の異なる場合はそれらも別に決算を行い、余剰金のある場合は、各保護者への返金額あるいは次年度に

繰越しの旨を明示して各保護者へ報告している。

(2) 過去の定期監査指摘事項の措置状況の確認

校長へのヒアリングにより措置状況の現在時点を確認した。

監査公表 711 号（平成 27 年 12 月 28 日）の指摘事項、学校施設の使用に係る実費収入の徴収については、学校で現金を徴収せず、使用者へ納入通知書を送付し納入頂くこととし、徴収額については教育委員会事務局より適正額の明示がなされるまでの間、500 円／回として運用している。

監査公表 699 号（平成 26 年 12 月 26 日）の指摘事項、タクシーチケットの使用管理状況をヒアリングし、切手およびバス回数券の消耗品台帳を確認した。

2.5 京都市立九条弘道小学校

2.5.1 学校の概要

所在地	京都市南区西九条春日町 13
学校教育目標	夢に向かって 自分らしくたくましく輝く 九条弘道の子 学びいっぱい、笑顔いっぱい、元気いっぱい
学校経営方針 (教育目標達成 のための基本方 針)	人権尊重を基盤にし、一人ひとりを徹底的に大切にし、子どもの個性 や能力を生かし伸ばす教育を進める。
沿革	昭和 6 年 4 月 4 日 京都市九条第二尋常小学校 開校 昭和 22 年 4 月 1 日 京都市立九条弘道小学校に改称
学級数	1 年から 6 年まで各 1 学級 難聴学級 3 学級 育成学級 1 学級
児童数	116 名 (平成 27 年 12 月 1 日現在)
教職員数	24 名 (管理職、非常勤を含む。)(平成 28 年 4 月 11 日現在)
学校の特徴	JR 京都駅、近鉄京都駅より徒歩 10 分。小規模校。 創立 85 年 校区内に 3 学区を含む 学力向上策としてアントレプレナーシップ教育を採用し、小規模校の 強みを生かした異学年集団ピアサポート教育 (4 年→1 年、5 年→2 年、6 年→3 年) を展開中。

2.5.2 ICT環境と管理について

2.5.2.1 概要

児童への機器配置状況について校長よりヒアリングした。校内有線 LAN の整備が完了しており、コンピュータ室にパソコン 20 台、高学年用に電子黒板 2 台 (2 クラス)、難聴教室は無線 LAN 環境でタブレットが 5 台ある。

児童の活用機会は、担任の教師の立会いのもとに限られて、主にクラス単位で授業での活用となっている。調べ学習、発信、まとめ、動画閲覧、プレゼンテーション等に使用され、パスワード等により機器使用は、担任が管理している。

2.5.2.2 監査の結果及び意見

ICT 環境と管理について、問題等は発見されなかった。

2.5.3 学校の財務事務について

2.5.3.1 概要

(学校経理の日) の説明については、2.3.5 学校の財務事務について (太秦小学校) に

同じ。

（学校経理の日）

校長、教頭、財務事務担当者の定期的、効果的な連携を目的に、2ヶ月毎に1.5時間程度の学校経理の日を開催している（毎月開催が原則だが、小規模校の必要性にあわせた開催としている）。

預り金の年度予算計画、徴収、決算の流れは次のとおりである。4月初旬に予算委員会を開催し、預り金の徴収分を確定し、4月11日発行の学校便りで4月25日、5月以降毎月10日の口座振替日を周知し、4月20日頃保護者へ「学校納入金のお知らせ」を通知し、翌年3月15日頃保護者へ「決算のお知らせ」を通知して、返金があれば、保護者口座へ払戻する。

公金の年度予算計画の流れは次のとおりである。3月下旬に担任など担当者から予算要求書が出され、検討後、5月中旬開催の学校経理の日で分掌予算の計画書が出来上がる。以後、予算執行状況の確認、課題、改善点の抽出（あまりないとのこと）を行い、予算執行の進捗を進めている。

2.5.3.2 監査の結果及び意見

学校経理の日について、問題等は発見されなかった。

2.5.4 公金について

2.5.4.1 概要

この項目については、2.3.6 公金について（太秦小学校）に同じ。

2.5.4.2 監査の結果

この項目については、2.3.6 公金について（太秦小学校）に同じ。

監査の結果は同様であるが、往査時に確認できた内容が少し異なるので、以下に記載する。

- 約26万円の工事で2社しか見積りが取られていない。
教育委員会に見積書を提出した後、全ての見積書が戻ってこない場合がある。気が付いた段階で教育委員会に問い合わせをしているが、揃わないままになっていることもあり得る。
- 見積合わせの相手方がいつも同じ業者になっている。
商品によっては業者ごとに商品の取扱いエリアが決まっているらしく、どうしても同じ業者から見積りを取るようになってしまう。ただし、学校ではそのあたりの事情はよく分からないところがある。
- 見積書や納品書、請求書に日付が記入されていないものが多い。学校側で記入して

いるケースが多い。これはほかの学校と同様である。

- 見積合わせを行う際に、実際に受注に至る場合は見積書、納品書、請求書が複写になった用紙を用い、受注に至らない場合は複写でない簡易な見積書を提出している業者がある。
- 見積合わせで受注に至らなかった異なる業者の見積書の中で、字体がよく似ている見積書も存在した。学校側は指摘時に「気づいた」との回答であった。

2.5.5 学校徴収金（預り金）について

2.5.5.1 概要

この項目の前段については、2.3.7 学校徴収金（預り金）について（太秦小学校）に同じ。

九条弘道小学校の往査では、修学旅行などの学校徴収金の管理状況について確認した。

修学旅行など宿泊を含む校外活動費は、実施学年の前年に徴収する。これを繰越し、実施している。学校徴収金合計から当年度執行額を差引した差額確認を行うため、以下の書類等の確認を行った。

- ① みさきの家積立金3年生繰越金帳簿残高および通帳残高
 - ② 山の家積立金4年生繰越金帳簿残高および通帳残高
 - ③ 修学旅行積立金5年生繰越金帳簿残高および通帳残高
- 金額は一致しており、適正であることを確認した。

次に、見積書、納品書、領収書の保管状況の確認を行った。

修学旅行については、ヒアリングにより、3社でのプレゼンテーション及び見積書の提出がなされ、結果、1社に決定とのことであるが、それらを裏付ける資料は一切保存されていなかった。また、実績として、数年間連続で同じ業者へ発注している結果となっている。

その他の学用品等の購入に関しては、4月初旬に予算委員会で担任ほか担当者が予算要求書を作成する段階で、個別に見積りを取り、予算価額の確認をしているようである。この段階で、10万円超3社、10万円以下2社の見積書の徴収がされているか否かは保存資料がないため確認できなかった。

また、予算執行段階では、計画段階で決定した業者への発注を行うだけで、相見積りは徴収していない。

2.5.5.2 監査の結果及び意見

(1) 見積合わせの資料の保存

(参考意見)

見積合わせを行った事実を記録、保管し、後日確認ができる体制を整えるべきである。

(理由)

学校徴収金の支出については、4月初旬に予算委員会に予算要求書を提出する段階で購入物品ごとに見積書を検討し、予算価額の確認、購入物品の決定を行っているのであるから、検討資料とした見積書を保存しておくことで、適正な執行計画の履歴を担保することとなるはずであるにも関わらず、すでに見積書は廃棄され、往査において確認できなかった。

2.5.6 学校評価結果、学校徴収金（預り金）の収支報告等の保護者への周知状況

2.5.6.1 概要

(1) 給食費

平成27年度の給食会計決算報告書を平成28年5月付で作成し、各保護者あてに配付しているとのことであるが、その書類が見当たらなかった。そこで、システムから出力した「決算のお知らせ」の内容を確認した。

(2) その他の預り金

学年別に、また、修学旅行費、校外活動費等別に、また、徴収額の異なる場合はそれらも別に決算を行い、余剰金のある場合は、各保護者への返金額あるいは次年度に繰越しの旨を明示して各保護者へ報告している。

2.6 各学校の項に記載されている指摘事項や意見について

本項をまとめるにあたり、監査結果、指摘事項や意見の記載を項目ごとに表記するか、あるいは学校ごとに表記するかを検討した。今回、それぞれにテーマを定めて5校を抽出し、重複もあるが、それぞれのテーマに沿って監査を行ったこともあり、項目ごとにまとめて表記することが困難であった。

そのため、本項では各学校の項で監査結果の説明を行い、指摘事項や意見を述べているが、これはそれぞれの学校に対してのみの指摘事項や意見に止まるものではなく全学校園に対するものとしての性格を有し、同種の案件を有する他の学校園に対しても横断的に指摘や意見を述べている。このことを確認として付言する。

第3 学校給食

1 学校給食の概要

京都市の学校給食は、大別すると自校調理方式（学校内で調理を行う方式）の小学校給食と、校外調理委託方式（京都市の定める基準を満たす民間業者に委託する方式）の総合支援学校給食と中学校給食に分けられ、中学校給食については給食を選択した生徒に提供されている。

（「京都市学校事務の手引」より抜粋）

○1 学校給食の運営

学校給食は、教育委員会の指導助言のもとに、学校長が実施計画を立て管理し、教職員を指揮監督して行うものである。

学校給食の運営を適正に行うためには、学校長を始め全教職員が、学校給食の意義を十分に認識し、それぞれの職務に応じて事務を分担し、互いに協力することが大切である。このためには、次のような運営原則に基づいて、学校の実情を勘案しながら校内組織を立てることが望ましい。

- (1) 学校給食の運営は、教育委員会の指導助言により当該学校の校長が、計画し、管理し、教職員を指揮監督して行うこと。
- (2) 学校の教職員は、それぞれの役割に応じ、学校給食に関する事項を分担すること。
- (3) 校長は、教員の中から給食主任を選定し、学校の給食関係事項を総括処理させること。
- (4) 給食主任は校長の指導方針のもとに、食に関する指導を一層充実する観点から、教務主任、保健主事、学年主任、栄養教諭・学校栄養職員、養護教員等の関係教職員の協力を得て、学校給食のねらいの達成に努める。
- (5) 給食調理員は、給食主任、栄養教諭・栄養職員及び教育委員会の栄養士等と協力して、栄養・衛生面など技術の向上を図ること。
- (6) 学校給食の運営は、保護者の協力により行われるものであるからその連絡を図るため、必要に応じて校内に学校給食運営のための組織を作ること。（昭和31年6月5日付 文管学第219号「学校給食の実施について」準拠）

○2 学校給食を実施する学校と実施方法

(1) 実施する学校

（省略）本市では、小学校、小学校に併設する中学校及び夜間課程をおく高等学校において単独調理方式の学校給食を実施している。

(2) 実施方法

小学校では、全市単独校調理方式（学校内で調理を行う方式）をとっている。

○3 学校給食の種類

学校給食法施行規則第1条第2項・第3項・第4項に次のように定められている。

第1条2 完全給食とは、給食内容がパンまたは米飯（これらに準ずる小麦粉食品・米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食をいう。

3 補食給食とは、完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食をいう。

4 ミルク給食とは、給食内容がミルクのみである給食をいう。

1.1 小学校給食

1.1.1 小学校給食の特徴及び取り組み

小学校給食の特徴及び取り組みとしては、下記を挙げられる。

- 自校調理方式（学校内で調理を行う方式）
- 和食（京の伝統食・行事食）を伝える献立
- 米飯給食の回数
- 地産地消の推進

学校給食を生きた教材として捉え、教育の一環として位置付けている。

主食（パン・米飯）については京都府学校給食会、副食及び牛乳については京都市学校給食協会から物資を調達し、各校で自校調理方式によって給食を提供している。自校調理方式とは、各校に調理設備・調理員を配置し、調理員による手作りの給食を提供する方式である。

平成25年12月に和食がユネスコの世界無形文化遺産に登録されたことを受けて、和食の良さを伝える取り組みとして、平成27年6月から月1回程度、和食推進の日として「和（なごみ）献立」による給食を提供している。この他にも、おばんざいをはじめとした京の伝統食や、祭りや伝統行事と旬の食材を結びつけた様々な行事献立を給食の随所に取り込み京都らしさを前面に押し出した献立作成に取り組んでいる。

政令指定都市トップクラスの米飯給食（玄米ごはん・胚芽米ごはんを含む）を週4回以上実施している。これは、京都米を使用することで地産地消の推進と共に、伝統食・行事食など和食にも合うものである。

中学校であっても、施設一体型の小学校併設校については小学校給食の形式で提供される。

○ いただきます ごちそうさま 感謝のこころを忘れずに

京都市の小学校給食

京都市の小学校給食は、子どもたちがすこやかな人生を築く基礎となる学童期において、以下のことを大切に実施しています。

手作りでのこもった安全・安心な給食を調理する

成長期にふさわしい栄養のバランスを考えた献立を作成する

学校給食を生きた教材として食育を進める

楽しく食べることを通して好ましい人間関係を形成する

和食推進の取組

～和食推進の日 「和（なごみ）献立」について～

○平成27年6月から毎月、「和（なごみ）献立」を実施しています。

平成25年12月に、「和食」がユネスコの世界無形文化遺産に登録されました。それを受け、京都市の小学校給食でも和食の良さを伝えていく取組を進めていくこととし、月に1回程度、和食推進の日として、「和（なごみ）献立」を提供することになりました。

この日の献立については、だし汁の旨味を味わうことのできる汁物や、季節感のある伝統行事などにちなんだ献立、旬の果物や和菓子など、和食の特徴や良さが伝わるように工夫しています。

今後、「和（なごみ）献立」をはじめ、京都市の小学校で提供している給食のレシピを「京（みやこ）和（なごみ）だより」で情報発信していきます。

○ 学校給食の運営

学校給食の組織

給食の食事内容・給食費や指導内容など基本的となることについては、保護者や学校長等、学校給食に関係する人たちの代表で構成された『小学校給食検討委員会』で話し合われた内容を基に、『校長会』で決められています。

安全・安心な食材

原則的に食品添加物や遺伝子組換え食品は使用しないこと等、京都市独自の厳格な基準を設け食材を供給するとともに、食品検査を徹底しています。

食物アレルギー対応

食物アレルギーについては、医師の診断を対応の根拠としながら安全性を優先した対応を進めることができるよう取り組んでいます。保護者の方に毎月配布する献立表には、

使用食材を全て明示し、小麦、卵、乳製品等特定原材料を含む献立の一覧を記載しています。

加工食品についても、使用する原材料の一覧を各学校に配布するなど情報提供に努めています。なお、牛乳アレルギーを持つ児童は、牛乳の飲用を中止することができます。

衛生管理の徹底

献立は全品加熱献立です。また、床からの跳ね水による細菌の 2 次汚染防止のため、給食室の床を常に乾いた状態に保つドライ運用を進めています。

さらに、自校調理方式の利点を最大限に生かし、給食時間直前に仕上げた温かい給食を提供しています。

○ 特色ある献立

京の伝統食を伝える献立

出会いもの（料理の材料として相性のよい食材）を使った『にしんなす』です。

この他にも、京都の気候や風土から生まれた産物を生かした、家庭で代々受け継がれてきたおかず（いわゆる「おばんざい」）をはじめとする伝統食を献立に取り入れています。

※平成 25 年 10 月に京都市が「市民に残したい“京都をつなぐ無形文化遺産制度”」第 1 号として選定した「京の食文化―大切にしたい心、受け継ぎたい知恵と味」においても、「家庭のおかずいわゆるおばんざい」を京の食文化として取り上げています。

味覚を育てる手作りの献立

「シチュー」や「カレー」は、手作りルー（小麦粉、バター、サラダ油、脱脂粉乳）のまろやかでこくのある味で人気の献立です。

子どもたちの味覚は、様々な食べものを食べるという体験を通じて発達していきます。本物の味との出会いを大切にするため、画一化された加工食品を極力避け、フライやトンカツなども手作りにこだわっています。

季節を味わう行事献立

そうめんを天の川に、オクラを星に見立てた七夕の行事献立です。この他にも、祭りや伝統行事と旬の食材を結びつけた様々な行事献立があります。

○ 米飯給食の充実

米飯給食の充実と日本型食生活の推進

京都市の小学校給食では、伝統食や行事食ともよく合う米飯給食を週 4 回（政令指定

都市トップクラス）以上実施し、玄米ごはんや胚芽米ごはんを取り入れています。

これは、ライフスタイルの多様化等による社会環境の変化に伴い、子どもたちの食生活の乱れが指摘されている中、子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、将来にわたって健康で豊かな生活を送るために、米を中心とし、栄養バランスに優れた「日本型食生活」を推進し、箸の使い方等適切な食事マナーや伝統ある京都の食文化を継承するためのものです。

また、1年間に小学校給食で使用する米（すべて京都米）の総量は、作付面積に換算すると甲子園球場約48個分になる試算となり、こうしたことを学ぶことを通して、わが国の農業のあり方や食料自給率についての関心を高められることが期待されます。

○ 食育について（知産知消）

地産地消—知産知消—の推進

京都市では、地域でつくられた食物を地域で消費するという「地産地消」に加え、その食物の産地を知り、消費のされ方を知るという『知産知消』を進めています。

これは、生産者や自然の恵みなどすべてに感謝する心や、長い歴史が育んだ幅広い食文化、食の安全・安心など、子どもたちに食の大切さを伝える取組です。

京都府内産等の京野菜を献立に取り入れるとともに、生産者の声を取り入れた掲示資料や指導資料を活用し、京野菜の歴史や、それを使った伝統料理について学習する等、給食を通じた食育の推進に取り組んでいます。

○ フードマイレージ

フードマイレージについて

京都市では小学校給食において、定期的（4月、7月、10月、1月）にフードマイレージの算定を行っています。

フードマイレージ：食料の輸送に伴って排出される二酸化炭素に着目し、食料の輸送量と輸送距離を元に算出する指標。食料の生産地と消費場所が近いほど、数値は小さくなる。

京都市の小学校給食の副食等に係るフードマイレージ（総量）は下記のとおりです。

主食（ごはん・パン）のフードマイレージは含まれていません。（以下略）

1.2 中学校給食

1.2.1 中学校給食の特徴及び取り組み

中学校給食の特徴及び取り組みとしては、下記を挙げられる。

- 校外調理委託方式（京都市の定める基準を満たす民間業者に委託する方式）
- 家庭からの弁当持参か給食かを生徒・保護者が自由に選択できる「完全自由選択制」
- 和食（京の伝統食・行事食）を伝える献立

小学校給食と同様に、学校給食を生きた教材として捉え、教育の一環として位置付けている。

校外調理委託方式とは、京都市が定めた基準（京都市立中学校給食校外調理等委託業者登録審査基準）を満たす民間の委託業者が自前の調理施設（学校外）で調理・盛り付けした弁当箱形式の給食を各校の配膳室に配送し、委託業者から派遣される配膳員により各クラスに仕分けされた給食を生徒が引き渡しを受ける方式である。但し、牛乳については、牛乳業者が配膳室に配送する。

中学校給食を完全自由選択制としているのは、親子の温もりを大切にしたい家庭からの手作り弁当の教育的効果を活かしつつ、学校における昼食が「食」の在り方について考え、より望ましい食生活を身に付ける機会となることを目的としているためである。

小学校給食と同様に、中学校給食でも京の伝統食・行事食を盛り込んだ献立構成となっており、京都らしさを演出している。

民間の委託業者の選定は、食材調達を分散させるなど、事業の安定的な実施を図るため、実施校を3ブロックに分割した上で、京都市が定めた基準をクリアし、中学校給食調理委託業者として登録している業者2社3調理施設に対して見積合わせを実施した結果、各ブロックにおいて最低見積価格を提示した者を委託先として選定し、随意契約を締結している。

選定された民間の委託業者の業務内容は、物資の調達及び保管、調理及び盛付け、配送、クラスごとの仕分けをして配膳、弁当箱の回収及び洗浄等、残菜の処理、教育委員会が示す「運営管理マニュアル」に従って給食費の徴収までと多岐に渡っている。

（京都市HPより抜粋）

中学校給食の目的

家庭からの弁当持参か給食かを生徒・保護者が自由に選択できる本市の中学校給食は、心身の成長期にある中学生に、学校での昼食を通じて、正しい食生活を身に付けさせ、自ら実践する態度を育てる「食」に関する指導の充実を図るとともに、家庭からの手作り弁当の教育的効果を生かしつつ、中学生の栄養のバランスに配慮した食事を提供することを目的として実施しています。

目標

本市の中学校給食は、中学生の発達段階の特徴や選択制の特性などを考慮し、以下の3点を目標としています。

(1) 望ましい食習慣の育成

食生活が心身の健康にかかわることを理解し、成長期にふさわしい食生活が実践できるようにする。

(2)食の自己管理能力の育成

自分自身の健康を考えて、日常生活や食生活を見直し、自ら改善していくことができる力の育成を図る。

(3)好ましい人間関係の形成

お互いを認め合い、楽しく会食する中で、好ましい人間関係を形成する。

運営管理

(1)運営方式

選択制

保護者・生徒がそれぞれの体調や生活の状況などを考慮し、家庭から弁当を持参するか給食を利用するかを月単位で自由に選択できる『選択制』で実施しています。

これは、親子の温もりを大切にした家庭からの手作り弁当の教育的効果を生かしつつ、学校における昼食が「食」の在り方について考え、より望ましい食生活を身に付ける機会となることを目的としています。

校外調理委託方式

調理業務等は、業務の履行能力や衛生管理のために備えるべき施設・設備について本市が定めた基準を満たす民間の業者に委託する『校外調理委託方式』で実施しています。

具体的には、委託業者が自前の調理施設（学校外）で調理・盛り付けした弁当箱形式の給食を各校の配膳室に配送し、委託業者から派遣される配膳員により各クラスに仕分けされた給食を生徒が引き渡しを受ける方式としています。

なお、牛乳については、牛乳業者が配膳室に配送しています。

栄養管理

献立は、教育委員会の栄養士が、献立原案を作成し、毎月、献立作成委員会において学校現場の意見を取り入れて決定しています。決定した献立は、教育委員会が委託業者にその調理方法など詳細にわたって指示しています。

物資管理

使用する全物資について、安全性はもとより、衛生、栄養、経済性などに配慮し、詳細な規格基準を定め、この規格基準に合致した物資のみを使用するよう、教育委員会が委託業者に指示しています。

衛生管理

本市独自の厳しい衛生管理基準を定め、委託業者に遵守させるとともに、随時、施設の

立ち入り検査などを行い、作業管理の状況を点検するなど、全市同一レベルで万全を期しています。

施設・設備

委託業者から配送される給食を安全・衛生的に学校内で保管し、生徒に効率的に受け渡しを行う「配膳室」を整備しています。また、生徒同士などのふれあいを大切にした会食や食に関する指導の場、様々な教育活動の場として「いきいき交流ルーム（ランチルーム）」を整備しています。

(2)実施計画

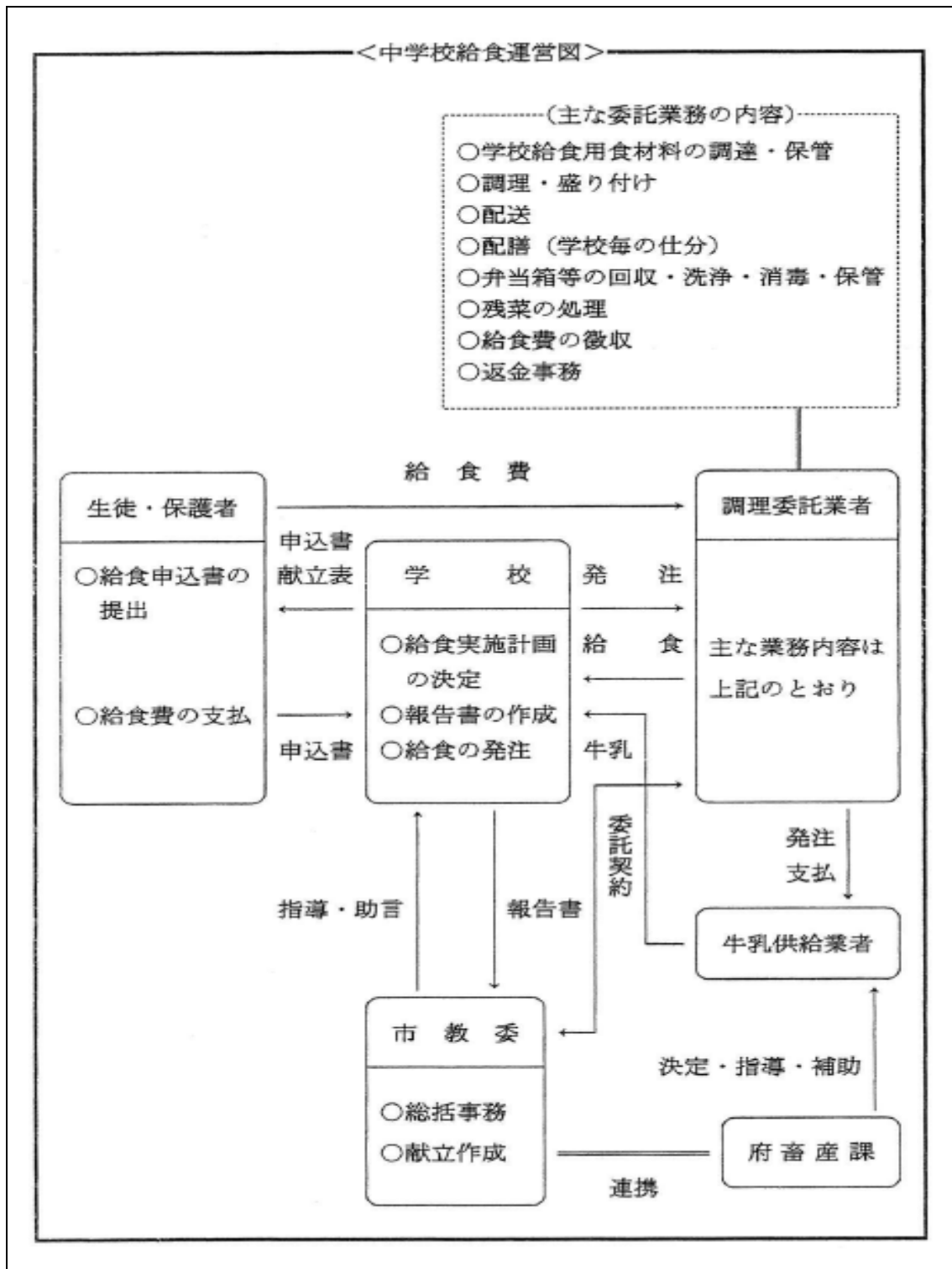
年間の具体的な実施回数は、学校行事計画などを勘案して各校の学校長が決定しています。

(3)給食費（保護者負担額）

給食費（保護者負担）は、食材料費として1食当たり310円（平成27年4月分～）としています。

なお、生活保護及び就学援助を受けている家庭においては、公費で負担しています。

(「京都市学校事務の手引」より抜粋)



(京都市立中学校給食校外調理等業務委託仕様書より抜粋)

8 業務内容

(7) 給食費の徴収

ア 給食費の徴収等は、教育委員会が示す「運営管理マニュアル」に従い行うこと。

イ 給食費は保護者から 1 ヶ月単位で郵便振込または現金徴収の方法により徴収すること。

ただし、京都市より食材料費（給食費）の補助を受けている生徒及び教職員は、学校長から現金徴収の方法により徴収すること。

徴収した給食費は、当該月の食品調達を経費として充当すること。

ウ 徴収額は、(1 食あたりの単価 310 円) × (1 ヶ月の実施回数) とすること。なお、1 食あたりの単価は契約期間中に変更することがある。

1.2.2 給食制度の導入に至る経緯

中学校給食の導入には、平成 9 年 2 月の「中学生の健やかな成長を目指す望ましい食生活と昼食に関する検討委員会」への諮問から平成 13 年 1 月の 6 校のモデル校への試行実施まで約 4 年の歳月をかけている。モデル校への試行実施に至るまでにアンケート調査、中学校の実態調査をもとに約 200 項目のクロス集計を行い、中学校給食制度の導入について、慎重かつ充分検討されている形跡が伺われる。

平成 15 年度の全校展開に至るには、さらに 3 年ほどの月日を要している。中学校給食制度の完全実施までに実に約 7 年近くかけていることが確認される。

(京都市HPより抜粋)

給食制度の導入に至る経緯

(1) 平成 9 年 2 月 18 日、教育長の諮問機関として学識経験者、PTA の代表、学校関係者等からなる「中学生の健やかな成長を目指す望ましい食生活と昼食に関する検討委員会」（委員長：加茂直樹京都教育大学学長）を設置し、「中学生の健やかな成長を目指す望ましい食生活と昼食の在り方」について諮問しました。

(2) 検討委員会では、他都市における昼食等の全国規模での調査や本市中学生 2,000 人を抽出した食生活に関する詳細なアンケート調査及び全市中学校への実態調査等を実施し、教育的見地から、食生活全体にわたって検討が進められ、平成 11 年 6 月 2 日に「中間報告」が提出されました。

(3) その後、調査結果をもとに、約 200 項目にわたるクロス集計を行うなど、様々な角度から分析・考察を進め、望ましい食生活の在り方、本市の実態を踏まえた学校での昼食の在り方の 2 項目について検討が重ねられました。

(4) その結果、平成 11 年 12 月 15 日に答申があり、「食」に関する指導の必要性を指摘

するとともに、学校における昼食については、「完全自由選択制・校外調理委託方式」による給食制度の導入が提言されました。

(5) 教育委員会では、この答申を尊重し、給食制度の導入を決定するとともに、平成 11 年 12 月 22 日に、給食制度の円滑・効率的な導入に向けて、学識経験者や PTA の代表、学校関係者等からなる「中学校給食等推進委員会」を設置し、管理・運営の方法や「食」に関する指導方法、試行実施の内容などの多岐にわたる検討項目について、4 つの専門委員会に分かれ、具体的な検討を進めました。

(6) それらの検討結果を踏まえ、施設設備の整備、委託業者の選定、学校体制の整備などを進め、平成 13 年 1 月から 6 校をモデル校として試行実施を開始しました。

平成 12 年度（平成 13 年 1 月）に 6 校で試行実施し、その成果を基に、平成 13～15 年度の 3 年間で計画的に実施校の拡大を図り、平成 15 年度（平成 16 年 1 月）に全校への「校外調理委託方式・選択制」による給食導入を完了しました。

< 中学校給食の経年実施状況 >

（京都市 H P を加工）

年 度	実施校数	備 考
平成 12 年度	6 校	平成 13 年 1 月から試行実施
平成 13 年度	29 校（23 校新規実施）	平成 13～15 年度の 3 年間で実施校拡大を計画
平成 14 年度	52 校（23 校新規実施）	
平成 15 年度	72 校（20 校新規実施）	校外調理委託方式・選択制 全校展開完了
平成 16 年度	73 校	洛風中学校開校により 1 校増
平成 17・18 年度	73 校	
平成 19 年度	70 校	下京中学校開校に伴う統合により 5 校減及び下京中学校・洛友中学校開校により 2 校増
平成 20 年度	70 校	
平成 21 年度	69 校	大原中学校の小中一貫校移行による実施方式変更により 1 校減
平成 22 年度	69 校	
平成 23 年度	67 校	開晴中学校開校に伴う統合により 2 校減
平成 24 年度～	66 校	凌風中学校開校に伴う統合により 1 校減

※施設一体型の小学校併設校等を除く

1.3 監査の結果及び意見

1.3.1 長期計画（ロードマップ）の策定

（意見）

小学校7校（市原野、桂坂、羽束師、柊野、日野、神川、久我の杜）は調理員の確保が困難であるなどの理由から、給食調理を民間に随意契約で委託している。

給食調理員の人員確保の問題は、今後どのような手法で現在の自校調理方式を維持するのか、もしくは方式を変更するのか、自校調理方式を維持するのであれば給食調理員を直接雇用して確保するのか、調理業務の委託を進めていくのかという判断が必要となり、今後の京都市小学校給食の方向性についての問題と直結する。教育委員会を中心に、京都市として小学校給食をどのように提供していくべきか検討し、長期計画（ロードマップ）の策定を開始すべきである。

（理由）

上記7校においては、調理員の確保が困難であるなどの理由から、京都市は民間業者へ給食調理業務を委託している。いずれも学校の周辺地域が、通勤に困難な地域である。一部学校のみ民間業者へ給食調理業務を委託している実質的な理由は、通勤に困難な地域であること、通勤困難地域にあるため勤務する調理員の確保が困難であること、及び調理員の病気等による急な対応を迫られるときに周辺校からの応援を受けにくいことなどである。

本理由の視点は、小学校給食をどう維持して提供していくかといった点を主眼に置いている。現行、全市的な取り組みとして、技能職の新規採用を凍結しており、技能職である正規の給食調理員の新規採用も凍結しているため、臨時給食調理員の募集などによる人員確保でしのいでいる。その臨時給食調理員の募集状況についても、募集試験を受験すれば容易に採用に至ってしまう程の競争倍率であり、人員確保に苦慮している。このような決して芳しい状況とはいえない人員確保の困難さという背景もあって、小学校7校について民間業者へ外部委託するという対応を行う遠因になっているとも考えられる。

今後、定年などによってますます給食調理員の人員減少は避けられない。自校調理方式を維持するならば、各校に配置する給食調理員の確保は課題となり続ける。その場合の選択肢の1つとして、現行のように例外的措置ではなく、民間業者への外部委託も制度としては検討すべき事項である。外部委託を制度として容認するならば、現行の例外的措置と同様に一定の基準を満たし、かつ、給食の安定的な供給をするにふさわしい民間業者の選定を行うべきであり、併せて市採用の給食調理員を配置した場合と比して費用対効果も見込めなければならない。そこで、7校の委託料と、市が直営で調理員を配置した場合の必要人員数を一覧にすると以下ようになる。

小学校名	喫食数 (H27年4月当初)	調理業務委託料 (3年分)	契約日	市直営とした場合の 必要調理人員
市原野	320食	37,366,920円	H27.4.1	2
桂坂	758食	58,708,800円	H27.4.1	4

羽束師	825 食	68,156,640 円	H27. 4. 1	4
柊野	655 食	※ 58,749,420 円	H25. 4. 1	4
日野	659 食	※ 49,129,050 円	H25. 4. 1	4
神川	804 食	※ 57,394,800 円	H25. 4. 1	4
久我の杜	785 食	※ 58,733,370 円	H25. 4. 1	4

※平成 26 年 4 月 1 日に契約金額の変更が行われているが、その変更後の金額。

また現状の方針を転換して、給食調理員の減少に対応するために校外調理委託方式を採用し、京都市として給食センターを設置して給食の提供をする方法も考えられる。もしくは中学校給食のように一定の基準を満たした民間業者に委託する方法も検討する必要がある。その場合、中学校給食の導入経緯からも諮問機関の立ち上げから試行実施まで約 4 年の歳月を要し、完全実施にはさらに約 3 年要すると推測されるため、すぐに実施できるわけではないことは明らかである。早い段階で未来を見据えて検討を進めるべきである。

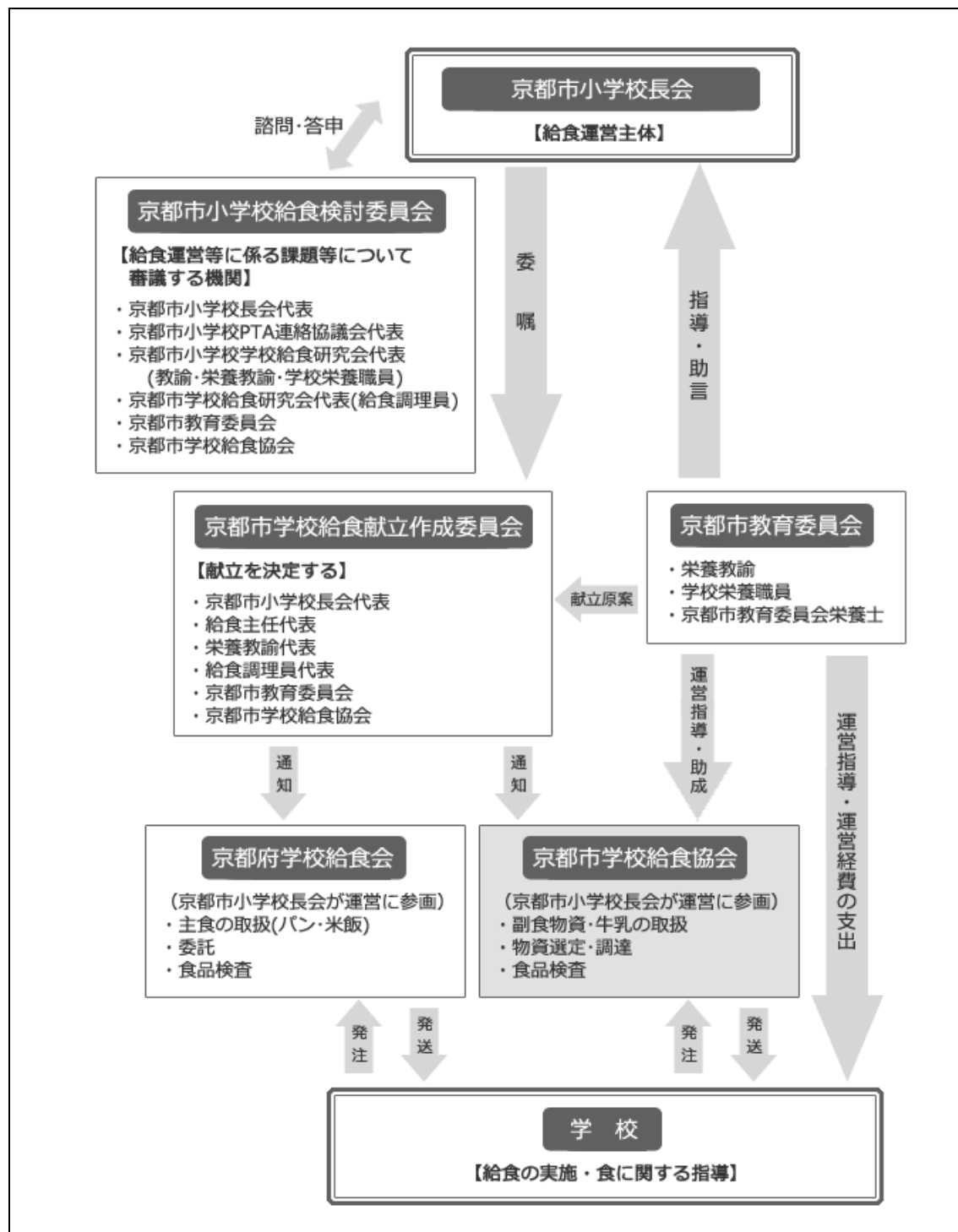
いつまでも特色ある京都市らしい給食を提供するために、どのような方法を選択するにしても維持する仕組みを教育委員会が中心となって検討し、長期計画（ロードマップ）を策定する必要がある。

2 公益財団法人京都市学校給食協会

京都市学校給食協会は学校給食用物資の調達等を行う学校給食にとって重要な組織であるとともに、後述する通り京都市が9,500万円の貸付けを行っている点を鑑み、併せて検討を行った。

学校給食運営組織図

(京都市学校給食協会HPより)

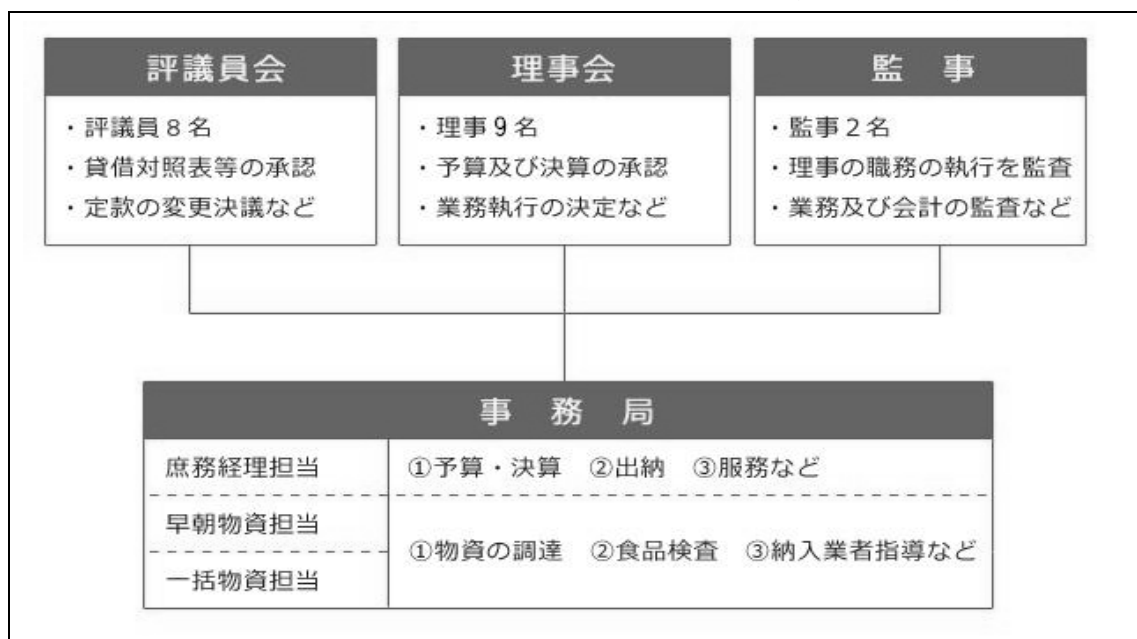


2.1 概要

名称	公益財団法人京都市学校給食協会
設立年月日	昭和 35 年 4 月 1 日
基本財産	100 万円
人員配置等	運営組織図を参照
事業目的（定款第 3 条）	京都市立学校への学校給食用物資の調達・あっせんを通して、本市学校給食の充実・発展に資するとともに、食品添加物、アレルギー等食の安全や食材に関する情報の発信、地産地消・食育の取組等を推進し、児童生徒の健全育成に寄与することを目的とする。
事業内容（定款第 4 条）	・学校給食用物資の調達・あっせん ・食の安全・食材に関する情報の発信 ・地産地消・食育の推進 ・学校給食実施上必要な研究、調査 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

運営組織図

（京都市学校給食協会HPより）



① 事業概要

全ての京都市立小学校（併設の中学校を含む）で使用する学校給食用物資の調達を行っている。物資の調達に当たっては、安全・安心を最優先に考え、京都市独自の厳しい基準を設け、可能な限り国産品を、遺伝子組み替え食品でないもの、可能な限り

食品添加物を含まないものを選定している。

② 調達物資の選定・購入・提供・代金回収までの流れ

京都府学校給食会が、主食（パン・米飯）の取扱いを行っており、京都市学校給食協会では、副食物資・牛乳の取扱いを行っている（なお、牛乳については京都府において業者選定がなされている）。献立作成委員会によって決定した献立に基づき使用物資の必要量を学校別・物資別に集計し、副食物資選定・調達が行われる。副食物資の購入（調達）方法は下記の通りである。

（副食物資の購入方法）

入札	野菜類、果実類、肉類、魚類、冷凍食品、穀物、乾物、調味料、缶詰など
市場相場	鶏肉、鶏卵
随意契約	豆腐類、こんにゃく、生うどんなど

入札、市場相場では、市場価格に基づく適正な価格帯で購入されていることが担保されていると推測される。随意契約では、個々の業者と契約するのではなく、各組合と随意契約を締結し、購入を行っている。入札、市場相場ではなく随意契約とする理由としては、各組合において京都市内の業者への割り振りを依頼しており、安定的に各校へ物資の供給を行うためであると説明を受けている。適正な価格帯よりも安定的な供給に重点が置かれている。随意契約で締結する際には、京都市学校給食協会が行う年3回（4月・9月・1月）の市販価格調査の調査結果を踏まえて単価の見積価格を決定している。

調達した副食物資については、検品・検査を行っている。検査では、0157・細菌・理化学・残留農薬検査などを行っている。また、平成24年1月23日の給食からは、下記の区分に該当する対象産地・品目について放射能検査を行っている（一般食品（乳製品を含む）は国の基準値よりも厳しい京都市学校給食独自基準値で検査）。放射能検査結果については、京都市HPにおいて公表・開示されている。

（放射能検査の対象産地・品目と検査機関）

宮城・福島・茨城・栃木・群馬・千葉県産の農産物	京都市衛生環境研究所（随時）
岩手・宮城・福島・茨城・千葉県産の水産物	京都市衛生環境研究所（随時）
牛乳	京都市衛生環境研究所（随時）
岩手・宮城・福島・茨城・栃木・群馬・千葉県産の牛肉	生産者等の検査結果（事前確認）

検品・検査が終了した副食物資については、品目に応じて、早朝配送、一括配送、業者直送のいずれかの方法によって各校へ配送される。早朝配送されるものは、野菜類、果実類、肉類、魚類、冷凍食品などの日持ちしない物資であり、保冷車によって配送される。一括配送されるものは、穀物、乾物、調味料、缶詰など保存がきく物資であり、月3回配送される。業者直送は、豆腐類、こんにゃく、生うどんなどの主として随意契約によって購入した物資であり、各校へ当日直配される。

物資代金の請求・支払は、翌月10日前後に各校へ請求し、購入先業者への支払は翌月20日（牛乳は15日）に行っている。

各校の請求金額の振込期限は、原則、請求月の月末までとしている。但し、各校の給食費の徴収状況等に応じて、例えば、振込を猶予する等の柔軟な対応をとっている場合もある。

③ 京都市学校給食協会の経営状況及び分析

(1) 経営状況の概要

京都市学校給食協会では収支相償の方針のもと、京都市学校給食協会の収支は過去5年度分（23年度～27年度）について、ほぼ1万円以内に収まっている。収支相償とは、収益は経費を超えてはいけないことである（収益≦費用）。そのことによって内部留保をせずに財源を最大限に活用して無償・格安でサービス提供し、受益者に広げようとするものである。学校への調達物資代金の売価を抑えられ、京都市学校給食協会の内部留保はあまり発生しない財務体質となっている。

平成28年度から平成37年度の10年間は、学校への調達物資代金の売価を一定程度上げ、収益を出す体質に転換する計画である。収益を原資として、協会運営のための安定化資金として年間300万円を目安に積み上げることである。そもそも収支相償とは、仮に単年度で収益>費用になったとしても中長期的に収支が均衡することが確認されれば、収支相償を満たすものとされている。中長期的な収支均衡に資するための対応例としては、特定費用準備資金の積立、資産取得資金の積立などが挙げられている。安定化資金の積立は、これらの対応例に準拠するものであると考えられる。

(2) 京都市からの借入金（京都市学校給食協会に対する貸付金）

毎年度ごとに京都市と京都市学校給食協会の間で締結される金銭消費貸借契約に基づき、京都市から京都市学校給食協会へ金銭の貸付けが行われている。金銭消費貸借契約書を確認し、契約書の内容としては下記の通りである。

(金銭消費貸借契約書の内容)

貸付金額	9,500 万円
貸付用途	学校給食用物資購入に要する運転資金
貸付期間	年度初め頃から年度末まで（概ね 1 年間）
貸付利率・担保	無利子・無担保

貸付に至る流れとしては、年度末付近に京都市学校給食協会から翌年度の借受申請が行われ、京都市学校給食協会より年度事業計画並びに収支予算書が提出される。借受申請の内容は、借受金額、学校給食用物資購入に要する事業資金とする旨、借受期間が記載されている。

その後、京都市の支出負担行為書、決定書において、京都市学校給食協会からの要請があった通りの金額により、貸付金額が記載されており、年度初め頃に京都市学校給食協会への貸付行為が実行されている。

そして、約 1 年間、京都市学校給食協会の資金として留保され、毎年度末に京都市学校給食協会から京都市へ一旦全額返金されている。

説明を受けた中で、遡れる範囲で判明している京都市からの貸付の経緯として、昭和 51 年度に 8,500 万円の貸付けが始まり、昭和 56 年度に 1 億円に増額（+1,500 万円）、昭和 63 年度に 9,500 万円に減額（△500 万円）、以後、平成 27 年度現在に至るまで 9,500 万の貸付行為が慣習的になされている（平成 28 年度においても同様）。

(京都市から京都市学校給食協会への貸付金の金額推移)

貸付年度	貸付金額	増減の推移
昭和 51 年度～55 年度	8,500 万円	—
昭和 56 年度～62 年度	1 億円	+1,500 万円
昭和 63 年度～	9,500 万円	△500 万円

※但し、毎年度末に一旦全額返金され、年度初め頃に再度貸付行為

2.2 監査の結果及び意見

2.2.1 京都市学校給食協会に対する貸付金

(指摘事項)

京都市は、京都市学校給食協会が今後積み立てる予定である安定化資金の一定分を毎年回収し（貸付金額を減少させ）、最終的には京都市学校給食協会に対する貸付金をなくすべきである。

(理由)

京都市からの借入金（京都市学校給食協会に対する貸付金）について、京都市学校給食

協会とのヒアリングにおいて算出根拠を求めたところ、物資調達の月額（約２億円）から副食物資代金の学校からの未徴収分（約１億円）の差引不足額（約１億円）を補填してもらっているとのことである。

（物資調達 約２億円 － 学校徴収 約１億円 ＝ 差引不足額 約１億円）

しかしながら、京都市の支出負担行為書・決定書において、算出根拠の欄は空欄のまま参照すべき別紙等がなく、明確な算出根拠が不明なまま無利子・無担保による貸付行為が行われていることを確認した。前述した通り、年度初め頃に貸付が行われ、年度末に一旦全額返金するため、京都市の将来負担のリスク（健全化判断比率）としては捕捉されていない。そしてまた年度初め頃に貸付行為が行われる結果、京都市の将来負担のリスクが潜在化するといった弊害となっている。なお、京都市学校給食協会の年度ごとの「事業計画並びに収支予算」内の資金調達の見込みの項目には、貸付金の内容等の記載がある。

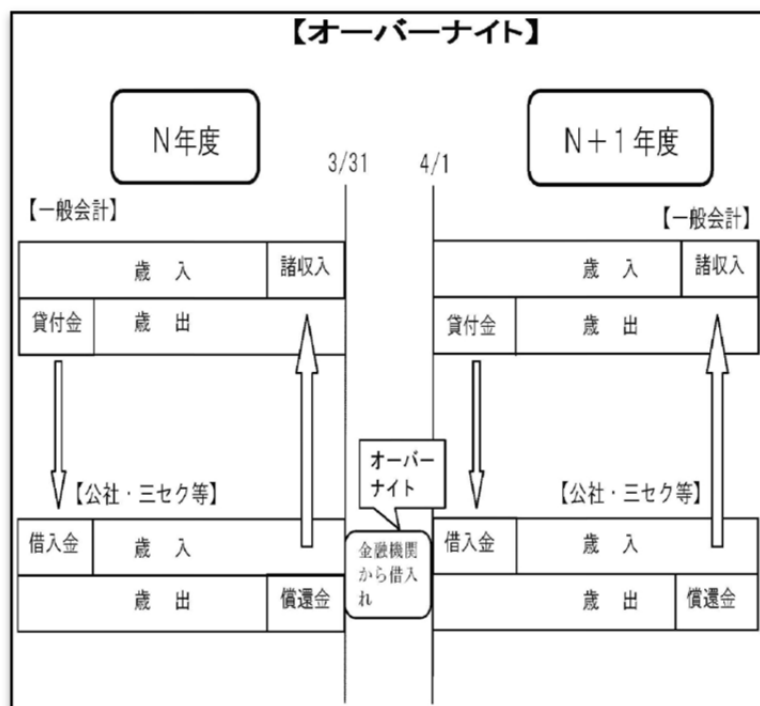
京都市と京都市学校給食協会は別人格であり、京都市が無担保で貸付を行うことは、万が一貸倒れが生じ、貸付金が焦げ付いた場合、京都市が全額負担を負うことになる。言い換えれば市税による貸付けが貸倒れたことと同じになる危険性を有している。

なお、本件貸付行為は、総務省が見直しを求めている「オーバーナイト」に比すると、いったんは自己資金で返済していることから必ずしも同一とは言えないが、類似した手法と言える。

(平成 26 年 11 月 25 日総務省自治財政局財務調査課

「地方財政の健全化の現状と見直しに係る検討事項（案）」を参照)

オーバーナイト：一般会計から第三セクター等に貸付けた短期貸付金について、年度末の 3 月末に一旦全額返済させ、翌年度初日に再度貸付けるもの。その間、第三セクター等は金融機関から 1 泊 2 日（数日間～数ヶ月間の場合も）で資金を借り入れる。



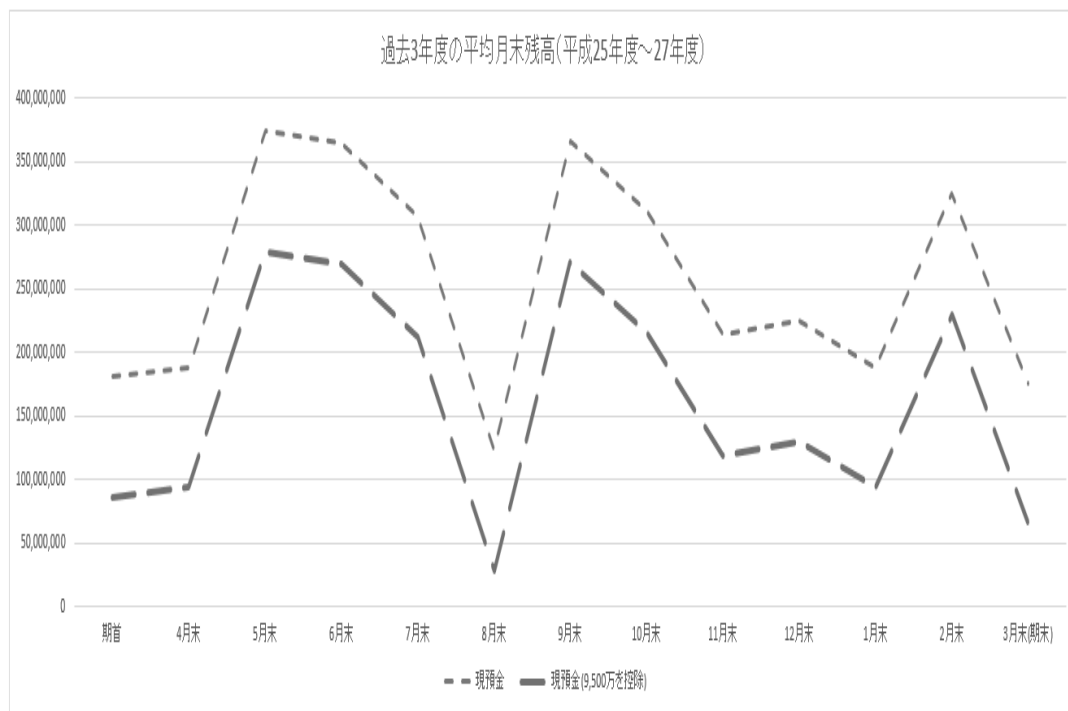
また、京都市学校給食協会の過去 3 年度の平均月末残高の状況（次頁の表）から見て、京都市からの 9,500 万円の借入金がなくとも毎月の資金繰りは回せている。年度末に京都市学校給食協会から京都市に全額返金を受けた後に、緊急時を除き、今後、貸付行為を行わないことが一番の理想形ではある。

しかしながら、京都市学校給食協会の内部留保及び資金繰りの状況により京都市へ借入金の全額返済がどうしても困難であるといった事情がある場合、次善策の例示として、京都市が京都市学校給食協会の未収入金に対して債権譲渡登記を設定する等の一定程度の債権の保全をはかった上で、平成 28 年度から行われる安定化資金の積立額部分から徐々に返済を受ける（貸付金額を減少させる）方法などによって対処するように切り替えるべきである。

いずれの方法を採用するにしても主旨としては、最終的に京都市学校給食協会に対する貸付金をなくす方法を求めるものである。

(過去3年度の平均月末残高)

	期首	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末(期末)
現預金	180,879,973	188,635,228	374,803,560	365,268,078	307,008,334	122,956,100	366,499,307	311,772,342	214,137,528	224,858,687	188,685,511	325,239,334	176,130,680
現預金(9,500万を控除)	85,879,973	93,635,228	279,803,560	270,268,078	212,008,334	27,956,100	271,499,307	216,772,342	119,137,528	129,858,687	93,685,511	230,239,334	66,723,310



平成25年度から27年度の京都市学校給食協会の月末残高を抽出して加工

2.2.2 市販価格調査の調査サンプルの店舗数

(意見)

給食の副食物資のうち随意契約によって価格が決定するものについて、京都市学校給食協会による市販価格調査の調査サンプルを単店舗ではなく、見積合わせのように複数店舗で行うことを京都市は求めるべきである。

(理由)

副食物資のうち、豆腐類、こんにゃく、生うどんなどについて京都市学校給食協会が各組合と随意契約を行う際に、単価決定の指標となるのは、京都市学校給食協会が行う年3回の市販価格調査に基づく市販価格となっている。この指標の根拠となっている市販価格は、京都市学校給食協会の近隣のスーパー1店舗のみで市販価格調査を行なった結果に基づいている。年3回行っているとはいえ市販価格を調査するサンプル数としてはあまりにも少なすぎると言わざるを得ない。今後、京都市学校給食協会が収支相償をやめる予定であるならば、各校の売価を上げるための理解をより深めるためにも、調達原価の精度を少しでも高くすべきであり、京都市はその旨を提案すべきである。売価の引き上げへの理解

及び調達原価精度の向上は、2.2.1において指摘した、貸付金回収にあたっての一助となるはずである。

本件の随意契約の時点では、見積合わせをとることはなく、市販価格を調査するサンプル段階で複数のサンプルが必要であると考えられるため、複数のサンプルをとるよう求めていくことが望ましい。

2.2.3 給食用物資代金の支払いについて小学校の規模に応じた段階的な対応の必要性 (意見)

給食用物資代金については、小学校の規模に応じて段階的な対応が必要である。

そのため、例えば副食物資前納金について、一定規模以下の小規模校には軽減措置を設ける、若しくは就学援助費が入金される9月まで副食物資前納金の支払を猶予する期間を設けるなど、京都市学校給食協会に対して制度的な対応を求めることが望ましい。

(理由)

大規模校では給食用物資代金の支払いに余力があり、小規模校では給食用物資代金の支払いが滞りがちになる要素が見受けられる。

○ 就学援助費の入金ペースによる要因

就学援助費の各校への入金は、年3回である。入金ペースは、4月分から7月分までを9月に、9月分から12月分まで(8月分は発生なし)を翌2月に、翌1月分から翌3月分までを翌4月に、京都市から学校へ直接振り込まれる。

就学援助対象者の給食費は、未徴収は発生しない代わりに、入金ペースがあいていることによって、その間の資金繰りに窮する結果となる。

○ スケールメリットによる要因

大規模校では、比較的、前年度分の余剰金の余力があることや、欠席する児童をある程度見越して予め児童数より少なめに発注することによって給食用物資代金の支払金額の節約が可能であるため、学校に就学援助費が入金されるまでの期間の資金繰りを回すことができる。それに対し、小規模校では、前年度の余剰金に余力がなく、もともと児童数が少ないため、大規模校のように発注数量のコントロールによる給食用物資代金の支払金額の節約を行うことが困難である。

○ 副食物資前納金による要因

小学校給食には、京都市学校給食協会から請求される副食物資前納金がある。これは、京都市学校給食協会から請求書が送付され、京都市学校給食協会が定めた金額に各校の人数分を乗じた金額を前納金として5月に徴収され、翌年2月分、3月分の副食に係る給食用物資代金の請求時に一定額ずつ返済されるものである。(なお、京都府給食会は主食について前納金を各校に請求していない) 小規模校では、さらに資金繰りを圧迫する要因となっている。

上記のような要因により、大規模校に比して、小規模校は資金繰りに窮しがちな傾向にある。小規模校における給食費の未徴収がなくともこのような傾向があることは憂慮すべきである。各校で徴収努力を行っているにもかかわらず、各校の徴収努力を超えて発生する事柄であるため、学校長・給食主任等の無用な負担感につながっていた。京都市全体として取り組むべき内容として、一定程度の負担軽減措置があることが望ましい。

第4 学校・教育施設

1 学校・教育施設の現状と改修状況について

前述のとおり、京都市が設置する学校数は、平成28年5月1日時点で、幼稚園16、小学校166、中学校73、高等学校10、総合支援学校8校の273校園（休校中及び閉校した学校を除く）で、建築物の保有量（総延床面積）は約166万㎡となっている。なお、休校中及び閉校した学校は46校となっており、これらを合わせると総数319校園の学校施設を保有している。

<京都市立学校・幼稚園（休校中及び閉校した学校を含む）319校の教育施設>

	該当数	学校教育活動で日常的に使用	避難所指定	備考
学校施設(1)〔京都市立小学校条例等、学校教育法の規定に基づき設置されている学校（分校含む）〕				
幼稚園	16	16	2	避難所指定は、みつば、中京もえぎ2園のみ
小学校	166	166	166	
中学校	73	73	72	避難所指定は、洛風除く72校
高等学校	10	10	10	
総合支援学校	8	8	8	
小計	273	273	258	
学校施設(2)〔休校中の学校（分校含む）〕				
元小学校	7	0	6	雲ヶ畑、中川、中川小真弓分校、小野郷、大原小百井分校、大原小尾見分校（避難所指定なし）、水尾
元中学校	3	0	2	雲ヶ畑、小野郷、大原中尾見分校（避難所指定なし）
学校施設(3)〔閉校後、統合校等の施設の一部となっている学校〕				
元小学校	10	10	10	本能、六条院、東和、別所、八桝、堰源、六原、細野、宇津、黒田
元中学校	4	4	4	成徳、梅逕、花背第一、堰源
学校施設(4)〔閉校後、告示により「学校施設」として指定されている学校〕				
元小学校	20	20	20	待賢、聚楽、西陣、生祥、立誠、教業、格致、有隣、植柳、安寧、崇仁、陶化、山王、新洞、有済、白川、新道、清水、月輪、今熊野
学校施設(5)〔(1)～(4)を除く〕				
元小学校	2	0	1	小野郷小大森分校、久多（避難所指定なし）
合計	319	307	301	

（京都市教育委員会「京都市学校施設マネジメント基本計画(案)」より引用）

また、教育委員会で所管している学校施設を除く教育施設等は、以下のとおりである。

＜学校以外の教育施設＞

大分類	中分類	該当数	備考（施設名）
社会教育系	図書館	18	中央、右京中央、伏見中央、醍醐中央 他
	博物館等	2	学校歴史博物館（元開智小）、青少年科学センター
	その他（公民館）	2	生涯学習総合センター、生涯学習総合センター山科
スポーツ・レクリエーション系	スポーツ	1	こども体育館
	レクリエーション	3	日野野外教育活動施設、京北山国の家、静原キャンプ場
学校教育系	その他	9	総合教育センター（元永松小）、京都まなびの街生き方探究館（元滋野中）、教育相談総合センター（元初音中）、ふれあいの杜伏見学習室、野外活動施設花背山の家、野外教育センター奥志摩みさきの家、学校給食物資集配センター、職員住宅ほか
保健福祉系	児童福祉施設	1	子育て支援総合センターこどもみらい館（元竹間小）

（京都市教育委員会「京都市学校施設マネジメント基本計画(案)」より引用し修正）

教育委員会は、これらの学校施設や学校施設以外の教育施設等を所管しており、これらの維持管理について計画、執行している。

1.1 学校施設の工事契約の概要

地方自治法上、地方公共団体が工事等の発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募り、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、地方公共団体に最も有利な条件で申込をした者を選定して契約の相手方とする「一般競争入札」を調達方法の原則としている。これは、地方公共団体の財源が税金であることから、より良質なものを、より低廉に調達する必要があるためである。

しかしながら、「一般競争入札」による調達に固執すると、調達の準備に多くの作業や時間が必要となるなどの弊害が生じることもあることから、地方公共団体が適切と認める特定多数を指名し、それらの者による競争入札により契約の相手方を決定する「指名競争入札」や地方公共団体が競争の方法によらずに任意に特定の者を選定し、これを契約の相手方とする「随意契約」による調達も例外的な調達方法として認められている。

また、地方自治法施行令では、入札参加者の資格要件について、事業所所在地を要件として定めることを認めるとともに、総合評価方式による入札では、一定の地域貢献の実績等を評価項目に設定し、評価の対象とすることが許容されており、これらをもって地元企業の受注機会の確保を図ることが可能となっている。

さらに、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」において、地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならないとされている（総務省HP内「地方公共団体の入札・契約制度」）。

京都市においては、上記を踏まえ、条例・規則・要綱等を定め、これらに基づいた契約事務を執行している。学校施設に係る工事等も、こうした手続きに基づき執行される。

1.2 学校施設の改修状況

校舎（体育館・プール）等の新築、増改築工事に関する最近の実施状況は以下のとおりである。

＜学校施設の改修状況＞

（円）

学校名	内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度
八瀬小	校舎新築工事	729,256,374		
桂川中	プール改築工事	65,152,710		
東山泉小	統合に伴う校舎及び体育館新築工事	1,950,000,000		
北総合支援	校舎増築工事	232,109,010		
西総合支援	校舎増築工事	377,769,714		
安朱小	体育館改築工事	44,039,159	240,299,941	
開晴小・中	六原学舎(校舎、体育館及びプール)新築工事	42,500,000	1,132,567,840	
凌風小・中	プール新築工事		318,400,200	
嵯峨中	体育館改築工事		26,518,752	302,152,248
岩倉南小	特別教室及びプール棟増築工事		150,701,552	325,240,408
檜原中	体育館改築工事			48,434,546
桃陵中	武道場及びプール複合施設新築工事			201,220,088
合計		3,440,826,967	1,868,488,285	877,047,290

※年度別に各年度に支出のあった建築、電気、機械にかかる工事請負費を計上している。

ただし、東山泉小の校舎及び体育館新築工事は、デザインビルド方式によるため、設計にかかる金額を含む。

※太秦小の体育館・プール複合施設整備工事(平成27年度～)は、平成27年度には支出がないため非掲載。

今後の学校施設の改修については、後述の「京都市学校施設マネジメント基本計画」に基づいて実施されていくものと思われる。

1.2.1 校舎

児童・生徒の増加による教室不足の解消を目的として、下記のような校舎の新築・増築工事を行っている。

＜校舎の新增築工事を実施中の学校（平成 28 年度以降）＞

竣工予定年度	実施校
平成 30 年度	久世西小（増築）
	御所東小（新築）

学校施設の中で最も多くの延床面積をもつ「校舎」施設については、築後 30 年以上を経過しているものが校舎施設全体の延床面積 69.3%を占めている。特に小・中学校では、児童・生徒急増期に部分的に「棟」を増築してきた経緯から、複数の「棟」によって構成された校舎をもつ学校が多くを占めている。その結果、「一つの校舎」でありながら、校舎を構成する各棟の築経過年数に 10 年、20 年、30 年もの差が生じている。こうした「校舎」を含む学校の改築時期・改築方法などの検討（校舎改修の優先順位付け）においては、「各『棟』の保有面積×経過年数」の合計を校舎全体の保有面積で除した「加重平均値」を考慮したうえで総合的に判断し、長寿命化改修を推進することとされている。

1.2.2 体育館及び武道場

小・中学校の体育館等についても、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代にかけて建築されたものが多く、また、昭和 50 年代以前に建築された体育館では狭隘なものがあ（全体の 4 割程度）、学校教育活動はもとより、地域施設開放や災害時の避難施設としての機能向上のための改修や改築を進めていくこととされている。

具体的には、現在の「小中学校体育館防災機能強化等整備事業」を継承し、鉄筋コンクリート造の学校施設の法定耐用年数 47 年を目安にして、施設状況を総合的に評価したうえで対象校が選定される。また、東日本大震災等を踏まえ、地域住民の避難所として防災機能の強化・向上も図るものとされている。なお、体育館を「改築」するか「改修」するかは、主に延床面積を基準（概ね小学校 720 ㎡、中学校 800 ㎡）として決定し、延床面積が基準よりも狭隘な場合には、改築を行うこととしている。

① 体育館

前述のとおり、昭和年代に建築された狭隘かつ老朽化が進行した体育館等については改築を実施しているが、一定の面積を有するものについてはリニューアル（全面改修）で対応している。また、体育館についてはリニューアル工事により、耐用年数の伸長ばかりでなく避難所機能の向上も図っている。近年は敷地の有効活用のため、体育館の上にプール等を設置することも行っている。

＜体育館の改築工事を実施中の学校（平成 28 年度以降）＞

竣工（予定）年度	実施校
平成 28 年度	太秦小、檜原中
平成 29 年度	西大路小
平成 30 年度	醍醐中

② 武道場

武道場については、平成 28 年度に 1 校の武道場が竣工したが、それ以外の新增改築の実施計画は未定である。

< 武道場の改築工事を実施中の学校（平成 28 年度以降） >

竣工年度	実施校
平成 28 年度	桃陵中

1. 2. 3 プール

プールも約半数が築後 30 年以上経過しており、学校教育活動の充実や防災機能の向上を図るために、耐用年数の長いステンレス・FRP 製（繊維強化プラスチック（Fiberglass Reinforced Plastics）の略称。ガラス繊維などの強化材（補強材）で補強されたプラスチック）への改修や、消防用採水口の設置等の対応が必要である。

具体的には、現在実施している既存プールのコンクリート躯体を活用した改修工事を継承し、原則として、概ね築 30 年以上経過のプールを対象に、施設状況を総合的に評価し、改修または改築を判断することとされる。また、プールの改築時期が校舎や体育館の改築時期と合致する学校では、前述のとおり、校舎や体育館と一体化したプールの整備による敷地の有効活用についても検討する。

工事の実施校数は財政状況等を勘案の上、改築工事は年間 1 ～ 2 校程度、リニューアル工事は年間 3 校程度を想定している。

< 改築工事を実施中の学校（平成 28 年度以降） >

竣工（予定）年度	実施校
平成 28 年度	桃陵中※1、太秦小※2
平成 29 年度	西大路小※2
平成 30 年度	未定

※1 武道場・プール一体型施設（平成 28 年度竣工）

※2 体育館・プール一体型施設

1. 2. 4 グラウンド・境界塀・樹木、設備（冷房設備等）

「経年劣化や風水害等に対するグラウンドの計画的な補修」、「学校敷地を取り囲むブロック塀等の境界塀の老朽化への対応」、「塀に隣接する樹木の成長や高木化への対応や塀の改修・撤去等に必要となる隣地との『境界明示』への対応」、さらに、「各学校施設に付随する空調設備をはじめ、多岐にわたる電気・水道・照明などの設備・機器類のメンテナンスや更新」についても、計画的に、全市的な対応を検討するものとされている。

1. 2. 5 構造躯体以外の対応と学校施設カルテの作成

現在も、建築基準法第 12 条や消防法第 17 条に基づく点検に加え、学校保健安全法や京都市「学校安全の手引」等に基づき、教室や体育館等の施設・物品等の定期点検を行うとともに、平成 23 年度からは天井材や照明器具、窓ガラス、内外装材などの非構造部材の耐震点検を実施し、構造躯体以外の劣化状況等の把握、修繕などを行っている。

今後、学校施設の長寿命化には計画的な「予防保全」が必要であり、そのための構造躯体以外も含めた学校施設に関する情報を蓄積した「学校施設カルテ」を作成し、修繕履歴や点検・評価情報等の蓄積・活用を試行したうえで、全校導入を図ることとされている。

1.2.6 学校統合による新たな学校の建設工事

地元からの要望書をもとに学校統合を進め、新たな学校を建設する。向島中学校区小中一貫教育校（仮称）、京都市立下京雅小学校新校舎、京北地域小中一貫教育校（仮称）の 3 校の予定がある。各学校の新校舎建設のスケジュールは以下のとおりである。

ア 向島中学校区小中一貫教育校（仮称）新校舎

平成 29 年度	解体工事（現二の丸北小学校） 新校舎建設工事（現二の丸北小学校敷地内） 【～平成 30 年度】
平成 31 年度	統合開校

イ 京都市立下京雅小学校新校舎

平成 29 年度	解体工事（現醒泉小学校）
平成 30 年度	新校舎建設工事（現醒泉小学校敷地内） 【～平成 31 年度】
平成 32 年度	新校舎供用開始

ウ 京北地域小中一貫教育校（仮称）新校舎

平成 28 年度	基本計画策定、基本設計・実施設計 【～平成 30 年度】
平成 30 年度	新校舎建設工事（現周山中学校敷地内） 【～平成 31 年度】
平成 32 年度	統合開校

1.2.7 耐震工事

耐震工事は概ね完了しているが、洛陽工業高校、伏見工業高校、塔南高校、淳風小学校は未完了である。これらは、主として学校再編の関係で工事が行われていない。教育委員会によれば、厳しい財政状況の中、児童生徒の安全確保や今後の活用方針を考慮し、耐震

化工事を進めているとの見解である。

① 洛陽工業高校

平成 29 年 4 月から洛陽工業高校の 3 年生が京都工学院高校へ通学することとなる。その後は未利用となり、解体撤去の予定である。

② 伏見工業高校

平成 29 年 4 月から伏見工業高校の 3 年生が京都工学院高校へ通学することとなる。その後は夜間定時制が既存校舎の一部を継続利用するが、それ以外は未利用となる。なお、早ければ平成 31 年度に伏見工業高校の敷地の一部に定時制単独高校が開校し、生徒はこちらに通学することとなる。未利用部分が生じてしまうが、当該部分の今後については未定である。

② 塔南高校

塔南高校は洛陽工業高校の跡地に新校舎を建築の上移転・再編される、早ければ平成 33 年度に新しい普通科系高校が開校される予定である。現在の塔南高校跡地は平成 32 年度までは現状のまま利用されるが、それ以降は未利用となる。その後の利用方法等については未定である。

④ 淳風小学校

平成 29 年 4 月から元格致小学校（平成 28 年度校舎改修等）において、下京区の醒泉小学校と淳風小学校を統合し、「下京雅小学校」として教育活動を実施することとなっている。なお、平成 32 年 4 月に醒泉小学校敷地に整備する新校舎へ移転する予定である。淳風小学校跡地は未利用地となるが、体育館は耐震工事が完了しており、地域の避難所としては継続利用される。

2 新增改築工事の長期計画

校舎・体育館・プールの新增改築工事については多額の予算執行を伴うため、市内各校の工事に関して優先順位を明確にするとともに、長期のスパンでの計画策定が必要となる。そのため、京都市では「京都市学校施設マネジメント基本計画（案）」を策定した。以下にその概要を記載する。

2.1 学校施設の長寿命化計画の背景と目的等

昭和 40 年代から 50 年代にかけての児童・生徒の急増期に、新設校の建設や校舎の増築を行い、また老朽化した木造校舎を鉄筋コンクリート造に建替えて教室を増加させるなど、短期間の間に必要な教室の確保に迅速に努めてきた結果、京都市の学校施設は、築後

30 年以上を経過するものが全体の約 7 割を占めるという時期を迎え、早急な老朽化対策が必要となる一方、市の財政支出に占める学校施設の維持・管理のための将来負担の割合が大幅に増加することが懸念される。

このため、学校施設に対するこれまでの事後修繕を主とする対症療法的な維持管理を改め、事前の「予防保全」対策を主とする年次計画的な維持管理に転換し、施設の機能や設備を良好な状態に保つことによって使用年数を延長する、学校施設の「長寿命化」を図っていくことが重要である。またこれと併せて、施設保有量の最適化や施設の複合化等を通して、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や財政負担の平準化を図りながら、児童・生徒のより良い教育環境の維持・向上を図り、また児童・生徒の、さらには市民の安心・安全の場ともなる学校施設の効果的・効率的な中・長期的維持管理・更新に係る計画を策定することが重要である。以上の観点から「京都市学校施設マネジメント基本計画」を定め、今後の学校施設の維持・管理等に関する基本的な考え方及び方向性を示すこととなった。なお、本計画は、「京都市公共施設マネジメント基本計画」が平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間の計画であること、さらに文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」において、「10 年以上を見すえた中長期的な計画」とすることが示されていることを踏まえ、「平成 29 年度から平成 38 年度の概ね 10 年間」を計画期間としている。

2.2 京都市学校施設の現状

京都市が設置する学校数は、幼稚園・小学校・高等学校・総合支援学校を合わせて、273 校・園（休校中・閉校施設を除く）で、建築物の保有量（総延床面積）は約 166 万㎡となっている。

また、そのうち築経過年数が 30 年以上の建築物の保有量は約 110 万㎡で、学校全体の 66.1%を占めているが、これは京都市の築後 30 年以上の公共建築物の総面積（285 万㎡）の約 4 割に相当する。

<京都市立学校建築物保有量（面積）：平成 28 年 5 月 1 日現在> (単位：㎡)

校種	面積	築後経過年数				
		30 年未満	30 年以上	《30 年以上詳細》		
				40 年以上	50 年以上	60 年以上
幼稚園	11,441	2,923	8,518	8,178	1,272	749
		25.5%	74.5%	71.5%	11.1%	6.6%
小学校	940,731	270,823	669,908	332,982	70,120	21,768
		28.8%	71.2%	35.4%	7.5%	2.3%

中学校	498,412	194,262	304,150	139,093	60,700	6,396
		39.0%	61.0%	27.9%	12.2%	1.3%
小計（小学校 ＋中学校）	1,439,143	465,085	974,058	472,075	130,820	28,164
		32.3%	67.7%	32.8%	9.1%	2.0%
高等学校	162,799	80,489	82,310	63,144	38,081	13,973
		49.4%	50.6%	38.8%	23.4%	8.6%
総合支援学校	45,510	13,405	32,105	13,982	3,128	2,719
		29.5%	70.5%	30.7%	6.9%	6.0%
合計	1,658,893	561,902	1,096,991	557,379	173,301	45,605
		33.9%	66.1%	33.6%	10.5%	2.8%

2.3 学校施設の長寿命化に向けた取組

以上のとおり、多くの学校施設が築30年以上を迎える中、中長期的な維持・管理等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を実現するため、「改築」から「長寿命化」（できるだけ長く使う）への転換を図り、次のような調査・点検・評価・長寿命化改修・予防保全及び事後保全による「メンテナンスサイクル」を確立し、学校施設の長寿命化を推進することとしている。

- ① 構造躯体の健全性調査（専門知識を有する民間事業者や京都市技術職員等による柱や壁などのコンクリート中性化の進み具合や圧縮強度、鉄骨・鉄筋の腐食等を点検・評価）の実施（学校施設＜主に、校舎＞に対して、概ね築後経過47年前後を目安に実施）
- ② 上記調査を踏まえ、使用年数の延長の可否判断
- ③ 長寿命化改修の実施（概ね築後50年までを目途に実施）
- ④ 予防保全の実施（長寿命化改修によって使用年数を延長する際、事後の改修及び日常的な維持・管理の費用を抑えるとともに、万が一の突発的な事故や費用発生を減少させることをはじめ、施設の不具合による被害やリスクを緩和するなど、中・長期的なトータルコストの縮減や平準化するため予防保全を実施）
- ⑤ 事後保全の実施（不具合や劣化状況などに応じた修繕や部分的な改修を実施）
- ⑥ 定期的な点検・評価の充実等

2.4 長寿命化改修の方向性

「京都市学校施設マネジメント基本計画（案）」では、予防保全や長寿命化改修のメンテナンスサイクルを確立し、学校施設の物理的・機能的な使用年数の延長を図り、長期的な維持・管理に係るトータルコストの縮減、予算の平準化を実現する学校施設マネジメント計画を推進することによって、今後の財政支出がどのように変化するかを試算している。

その結果、下記の表のとおり、財政負担の抑制や平準化の観点からも、「校舎」を、原則

として「学校毎に築 60 年・80 年・100 年間の使用目標を組み合わせて使用」することを基本方針として、取組を推進する。同時に、計画の当初においては、使用目標年数の具体的な組み合わせに当たって、各行動計画の期間中の京都市財政状況や学校規模・施設規模等を見ながら、必要に応じて「100 年使用目標の学校数をより多く設定する」などの調整を行って計画の具体化を図るものとしている。

ただし、100 年間の使用目標校を増加させた場合、増加させた分だけ後年度にこれらの学校群の改築時期が一斉に到来するという深刻な課題があるため、こうした調整を行った際には、改めて調整後の将来的なコスト試算を行い、長期的な財政負担の動向を見極めて次の行動計画期間に備えるなど、常に中・長期的な見通しの点検・修正に取り組むことで、後年度負担の軽減策を計画的に講じていくことを欠かしてはならないとしている。

<平成 30 年度～平成 100 年度の 70 年間のコスト試算シミュレーション>

校舎目標 使用年数	総経費	年平均 負担額	単年度 最高額	改築校数ピーク時期等
全て 60 年	8,517 億円	129 億 円	340 億 円	・ 60 年度前後にピーク ・ 42 年度頃から年間改築校数の増加 ・ 年 200 億円が約 30 年間
全て 80 年(含 む、長寿命化)	9,096 億円	137 億 円	254 億 円	・ 60 年度前後にピーク ・ 50 年度頃まで経費抑制（年 70 億円）
全て 100 年 (含む、長寿 命化)	7,179 億円	110 億 円	253 億 円	・ 50 年度後半に 130～160 億円が数年継続 ・ 70 年度後半以降、年 200 億円が継続
80・100 組合 せ	8,389 億円	128 億 円	212 億 円	・ 50 年度前半までは経費抑制（年 70 億円） ・ それ以降、年 150～200 億円が断続的に発生
60・80・100 組合せ	7,521 億円	114 億 円	210 億 円	・ 期間の財政負担が最も平準化 ・ 総経費、年平均財政負担も抑制

2.5 施設整備の方向性

これまでから、学校施設改修・改築の際等には、新たな教育ニーズや多様な社会的ニーズ等をふまえた様々な課題に対応できる整備を行っており、今後も、アクティブラーニングをはじめ、教科・領域を超えた言語活動や協働活動の充実、自発的な学習活動や探究的な活動、読書活動の推進のための教室や図書室の配置・設計、また、伝統文化教育や食育、政治的素養を育む教育活動などにおける体験活動や作業的活動、ICT 環境の整備、少人数教育の推進など、多様な教育活動の推進に対応できる施設整備を進めるものとされている。具体的には、例えば、多様な学習に対応した「多目的スペース」の配置、図書室とコンピュータ室を一体化させた「メディア・センター」の配置、有線・無線 LAN の導入に

よる I C T 環境の整備、L E D 照明や高効率空調の導入による省エネ化、太陽光発電・雨水利用・井水利用など環境への配慮、屋上断熱・複層ガラスや木質舗装材の採用など、が挙げられる。

また、安心・安全な施設環境づくりやバリアフリー化の推進、地域に開かれた学校施設のあり方、防災機能の強化・向上に向けた整備、省エネルギー化や市内産木材利用等の環境に配慮した施設整備を進めることとしている。

3 施設・設備面における学校間格差

「第2 各学校の状況、2.3.4 I C T 環境と管理について」でも紹介したように、文部科学省では、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」といった各公立学校に対するアンケート調査を毎年度実施している。そこで、平成27年度（平成28年3月1日現在）に実施された当該調査の結果に基づき、主に I C T 環境の面から検討する。

前述のアンケート調査のうち、児童生徒に直接関係する項目の結果を、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に区分し、それぞれ、京都市平均、京都府平均、全国平均を一覧にした。

また、「教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数」については、京都市立の各学校における当該数値の最小値と最大値を、「1学校当たりの電子黒板の整備台数」については、京都市立の各学校における「普通教室の電子黒板整備率」の最小値と最大値を、それぞれアンケート個票から抽出し、参考に記載した。

小学校に関しては、「デジタル教科書の整備率」を除き、京都市平均は京都府平均及び全国平均を上回っている。「電子黒板のある学校の割合」、「普通教室のLAN整備率」、「インターネット接続率（光ファイバ回線）」、「インターネット接続率（30Mbps以上回線）」の各項目については、全て100%となっている。しかしながら、「デジタル教科書の整備率」に関しては、京都府平均、全国平均をともに下回っている状況である。

京都市立小学校における状況を見ると、「教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数」については、最小値が0.7人/台で最大値が16.4人/台と20倍以上の開きがある。また、「普通教室の電子黒板整備率」については、最小値が15.4%で最大値が110.0%となっており、こちらも大きな開きがある。

< I C T 環境の実態調査：小学校 >

	教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 (人/台)	一学校当たりの電子黒板の整備台数 (台/校)	電子黒板のある学校の割合 (%)	普通教室のLAN整備率 (%)	インターネット接続率 (光ファイバ回線) (%)	インターネット接続率 (30Mbps以上回線) (%)	デジタル教科書の整備率 (%)
京都市平均	7.2	5.0	100.0	100.0	100.0	100.0	31.9
京都府平均	6.9	4.2	88.5	88.0	98.7	97.9	37.4

全国平均	7.0	3.1	84.5	86.1	84.4	84.0	48.4
京都市立学校での最小値及び最大値	0.7～16.4	15.4%～110.0%	—	—	—	—	—

中学校に関しては、「教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数」と「1学校当たりの電子黒板の整備台数」の項目で、京都市平均は京都府平均及び全国平均を下回っている。しかしながら、その他の項目では京都府平均、全国平均をともに上回り、全て100%となっている。

京都市立中学校における状況を見ると、「教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数」については、最小値が0.2人/台で最大値が10.6人/台となっている。また、「普通教室の電子黒板整備率」については、最小値が3.0%で最大値が160.0%となっており、この項目に関しては、相当に大きな開きがある。

< I C T環境の実態調査：中学校 >

	教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 (人/台)	一学校当たりの電子黒板の整備台数 (台/校)	電子黒板のある学校の割合 (%)	普通教室のLAN整備率 (%)	インターネット接続率 (光ファイバ回線) (%)	インターネット接続率 (30Mbps以上回線) (%)	デジタル教科書の整備率 (%)
京都市平均	4.9	2.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
京都府平均	5.5	2.9	86.5	89.6	99.4	98.2	78.2
全国平均	6.2	3.0	79.4	85.4	85.0	84.3	47.1
京都市立学校での最小値及び最大値	0.2～10.6	3.0%～160.0%	—	—	—	—	—

高等学校に関しては、「普通教室のLAN整備率」、「インターネット接続率（光ファイバ回線）」、「インターネット接続率（30Mbps以上回線）」の各項目で、京都市平均は100%となっており、京都府平均、全国平均と同等あるいはそれ以上となっている。しかしながら、その他の項目では京都府平均、全国平均をともに下回っている。

京都市立高等学校における状況を見ると、「教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数」については、最小値が0.5人/台で最大値が6.3人/台となっている。また、「普通教室の電子黒板整備率」については、最小値が0.0%で最大値が33.3%となっている。

< I C T環境の実態調査：高等学校 >

	教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 (人/台)	一学校当たりの電子黒板の整備台数 (台/校)	電子黒板のある学校の割合 (%)	普通教室のLAN整備率 (%)	インターネット接続率 (光ファイバ回線) (%)	インターネット接続率 (30Mbps以上回線) (%)	デジタル教科書の整備率 (%)
京都市平均	1.9	1.0	33.3	100.0	100.0	100.0	0.0
京都府平均	5.1	1.9	50.0	99.3	100.0	100.0	14.1
全国平均	5.0	2.9	51.6	94.9	96.0	84.9	10.2
京都市立学校での最小値及び最大値	0.5～6.3	0.0%～33.3%	—	—	—	—	—

< I C T環境の実態調査：特別支援学校 >

	教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 (人/台)	一学校当たりの電子黒板の整備台数 (台/校)	電子黒板のある学校の割合 (%)	普通教室のLAN整備率 (%)	インターネット接続率 (光ファイバ回線) (%)	インターネット接続率 (30Mbps以上回線) (%)	デジタル教科書の整備率 (%)
京都市平均	1.5	2.1	37.5	100.0	100.0	100.0	100.0
京都府平均	2.3	1.6	39.1	99.8	100.0	100.0	52.2
全国平均	3.0	1.7	59.8	93.6	94.6	84.4	10.9
京都市立学校での最小値及び最大値	0.4～4.9	0.0%～108.3%	—	—	—	—	—

特別支援学校に関しては、「教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数」と「電子黒板のある学校割合」の項目で、京都市平均は京都府平均及び全国平均を下回っている。しかしながら、その他の項目では京都府平均、全国平均と同等あるいはそれ以上となっている。

京都市立特別支援学校における状況を見ると、「教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数」については、最小値が0.4人/台で最大値が4.9人/台となっている。また、「普通教室の電子黒板整備率」については、最小値が0.0%で最大値が108.3%となっており、この項目に関しては、相当に大きな開きがある。

以上の結果を要約すると、京都の市立学校のI C T環境に関しては、小学校は概ね全国平均以上、中学校及び特別支援学校は概ね全国平均と思われるが、高等学校は全国平均を下回っている状況であると言える。

次に、別の側面からも施設面での学校間格差の状況を検討する。文部科学省は「公立小中学校施設のトイレの状況調査」を実施し、平成28年11月に、その結果を公表した。そ

の概要は以下のとおりである。

＜公立小中学校のトイレの洋式化率＞

京都市全体	44.3%
京都府全体	38.1%
全国	43.3%

この調査からは、各家庭では洋式トイレが主流となっている状況のもと、財政難などの理由で学校のトイレの洋式化が進んでいない実態が明らかになっている。京都市においては、京都府全体、全国での洋式化率を上回ってはいるものの、学校数も多く、財政面でも大きな負担となっている。新聞報道によれば、京都市教育委員会では平成 25 年から学校トイレの洋式化を加速させており、床などを含めたトイレ全体の改修から、スピードアップを図るために便器のみを改修する方式も取り入れるなどして、平成 35 年度までに洋式化率 6 割を目指すとのことである（京都新聞 平成 28 年 11 月 23 日）。

前掲のとおり、京都市立小中学校全体での洋式化率は 44.3%であるが、トイレ改修事業の実施途中である現段階では、学校間で洋式化率に格差があることも事実である。その点を踏まえ、当該事業を担当する教育委員会教育環境整備室にヒアリングをしたところ、公式には平成 35 年度までに全体として洋式化率 6 割を目指すとしているが、学校毎でも 6 割を目指しており、早期の対応が求められるようなケースでは、個別事情を勘案して改修工事を実施することもあるとのことであった。また、学校間格差という観点から見れば、洋式化率の低い学校から優先的に改修を実施すべきと考えられるが、概ねそのような方針で改修事業が実施されていることも確認された。

4 監査の結果及び意見

4.1 「京都市学校施設マネジメント基本計画」策定後の課題

（意見）

「基本計画」に示される方向性のもとで、各工事について、如何に優先順位を設けて格差を生じさせないようにするか、長期計画に落とし込み、具体的に実行する道筋をつけて実施されたい。

（理由）

厳しい財政事情の下、京都市としては今後も限られた予算という制約下で学校施設の新築・増改築工事や設備の更新工事を行っていかなければならない。学校施設や設備に関する工事は予算も大きくなるため、工事に優先順位を付け、計画的にこれを進めていくには、長期計画（ロードマップ）作成が必須になる。

これまでは、こうした長期計画を作成するまでには至らなかったものの、国の方針もあり、京都市においても前述の「京都市学校施設マネジメント基本計画（案）」が策定された。

間もなく、これを基にした「基本計画」が策定され、市としての大きな方向性が示されることとなる。

4.2 施設・設備面における学校間格差の是正

(意見)

目標設定においても、学校間格差の解消を念頭に置き、市全体や市平均を基準とした目標の設定にとどまるのではなく、これを一步進めて、全ての市立学校に共通の目標値を設定し、全ての学校において、その達成を目指す仕組みを採用することが望ましい。

(理由)

上記「3 施設・設備面における学校間格差」において、学校におけるＩＣＴ環境やトイレに関する最近の調査結果をもとに、設備面での学校間格差の検証を行ったが、一時的なものも含め、学校間格差が生じている現状が確認された。

そのため、ＩＣＴ環境については、実態調査における「教育用コンピュータ１台当たりの児童生徒数」、「普通教室の電子黒板整備率」の二つの項目について、各学校区分における最小値と最大値を見ると大きな開きが生じており、これを解消していく必要がある。また、トイレの洋式化についても、改修計画を進める中で一時的に生ずる学校間格差を固定化させないため、平成 35 年度以降も引き続き各学校の状況を把握し、子どもたちを取り巻く生活様式の変化に対応した洋式トイレの整備を進めていく必要がある。

これらは一例であり、限られた予算という制約の下で学校設備の充実を図っていく中で致し方ない面もあるが、学校の開設時期や校舎の新增改築時期によって、学校間で施設・設備の充実度に差異が生じてしまっていることも否定できない。公立学校という性格上、居住する地域、通学する学校によって教育環境が異なってしまうことは望ましいことではない。今後は、改修工事の優先順位の再確認を含め、学校間格差を解消していくような取り組みが期待される。

第5 公有財産

1 未利用地の状況

教育委員会が所管する未利用地は以下のとおりとなっている。このうち、「旧鷹峯小学校第二グラウンド」は平成28年10月20日の一般競争入札において売却決定済み、「藤ノ森小学校（寄付物件、学校からは離れた土地）」は今年度中に売却予定となっているものの、他の物件については処分・活用案として現時点で具体的なものはない。

番号	施設名	所在地	登記面積（㎡）	検討状況
1	旧鷹峯小学校第二グラウンド	北区鷹峯土天井町 42 番 2、44 番、46 番 1、46 番 2	4,339.80	売却決定
				
2	藤ノ森小学校（寄付物件、学校からは離れた土地）	伏見区深草中ノ島町 19 番 5	363.63	売却予定
				

3	雲ヶ畑職員住宅跡地	北区雲ヶ畑中畑町 55 番 1、55 番 3、261 番 1	228.00	検討中
				
4	大原大見職員住宅跡地	左京区大原大見町 89 番 1	31.00	検討中
				
5	元別所小学校の一部	左京区花背別所町 636 番他	35,683.59	検討中
				

6	花背第 1 職員住宅跡地	左京区花背別所町 642 番、643 番、644 番	517. 21	検討中
				
7	元八栴小学校の一部	左京区花背八栴町 516 番他	5, 537. 00	検討中
				
8	元堰源小中学校の一部	左京区広河原杓子屋町 87 番他	10, 008. 17	検討中
				

9	堰源職員住宅跡地	左京区広河原能見町 205 番 2	118.80	検討中
				
10	元宇津小学校の一部	右京区京北中地町蛸谷口 12 番 他	5,340.00	検討中
				
11	元細野小学校の一部	右京区京北細野町東ノ垣内 30 番他	5,171.96	検討中
				

	元黒田小学校の一部	右京区京北宮町宮野 54 番 1 他	6, 674. 15	検討中
12				

※ 上記のうち、「3. 雲ヶ畑職員住宅跡地」、「4. 大原大見職員住宅跡地」、「6. 花背第1 職員住宅跡地」、「9. 堰源職員住宅跡地」については、既に建物が撤去されていることもあり、正確な位置の特定が困難であった。したがって、周辺環境の確認という位置付けで現地確認を行い、写真撮影を行っている。なお、現地確認及び写真撮影は全て平成 28 年 9 月 12 日に行っている。

2 学校跡地の利活用

京都市では、学校跡地において、これまでに高齢者福祉施設、こどもみらい館、芸術センター、国際マンガミュージアムなど、多種多様な施設を整備し、京都市の発展や人口の都心回帰など都心地域の再生に資するとともに、教育、福祉はもとより、文化芸術都市・京都のブランド力の向上に大きく貢献する活用を行ってきた。

平成 23 年 11 月、学校統合の進展や本格的な活用に至らなかった跡地の状況などに対応するため、学校跡地について、従来の行政のみの利用から民間の利用も可能とする方針の変更が行われた。平成 24 年 7 月には「学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」を策定し、民間等事業者からの提案の募集を開始し、これまでに、「元弥栄中学校」、「元貞教小学校」、「元清水小学校」などの学校跡地で事業化されている。

平成 27 年 6 月には、民間等事業者による学校跡地の更なる有効活用に向け、事業者の活用ニーズを集約し、地域が、より主体的に参加できる仕組みを導入するため、「事業者登録制度」を創設し、登録者の中から事業者を選定することとしている。

なお、京都市においては学校跡地の利活用に際して、基本的には売却を行わず、10 年以上の定期借地権を設定することとしている。これは、「学校」が地域の住民の手で設立されてきたという歴史的背景に基づくものである。

2.1 民間等事業者による学校跡地の活用事例

下記の中には、既に所掌が教育委員会ではなくなっているものもあるが、学校跡地の民間等事業者による活用事例として、その概要をまとめた。

2.1.1 「元弥栄中学校」の学校跡地活用

「元弥栄中学校」の学校跡地については、「10 年以上の長期にわたり敷地を全面的に借り受け、地域の賑わいに資すると認められ、施設の相当部分を「大学、図書館、博物館」のいずれかに充てる事業」を対象として、民間事業者へ向けて活用計画案が募集された。

これに対して、公益財団法人日本漢字能力検定協会が、「日本で初めての日本語・漢字に関する博物館及び、博物館を補完する図書館を整備する」、「四条通に面してギャラリー、ミュージアムショップを設けて、新たな賑わいを創出する」、「元弥栄中学校にあった「学校ふれあいサロン」や防災用倉庫の機能を維持するため、グラウンド部分に地域住民のための施設を新しく整備する」といった内容を盛り込んだ活用計画の提案を行った。

その結果、同協会が事業者を選定され、平成 26 年 4 月に学校跡地 6,138.60 m²を 60 年間貸し付ける一般定期借地権設定契約（貸付金額：年額 7,835 万円）を締結し、工事に着手、平成 28 年 6 月に「漢検 漢字博物館・図書館（漢字ミュージアム）」が開館した。

2.1.2 「元貞教小学校」の学校跡地活用

「元貞教小学校」の学校跡地については、平成 25 年 7 月に学校法人二本松学院から、「京都美術工芸大学 東山キャンパス」構想に係る提案書（素案）が京都市に提出された。その後、平成 26 年 5 月に「元京都市立貞教小学校跡地における学校法人二本松学院 京都美術工芸大学 東山キャンパス構想について」と称する提案書が提出された。

それによれば、「元貞教小跡地を活用するにあたっては、京都市において小学校が自治活動の拠点の役割を果たしてきたという歴史的な経緯を十分尊重し、その機能の維持に十分配慮する」とともに、東山キャンパスの設置により、「周辺環境に調和した格調高い建築物ができることによる地域環境の向上」、「若い学生が集まることによる地域の賑わいの創出」、「学生の社会活動、ボランティア活動を通じた地域活動の活性化」、「災害時の避難所など防災拠点としての機能」、「生涯学習、産業活性化、文化財の保存修復の支援」、「その他、建築、伝統工芸の知識、技術を生かした地域貢献」に資することができるとされている。

その後、平成 26 年 5 月に同構想に関する基本協定が締結され、平成 27 年 12 月に「元貞教小学校」跡地（敷地面積：約 8,100 m²）を 60 年間貸し付ける一般定期借地権契約が締結された。「京都美術工芸大学 京都東山キャンパス」は平成 29 年 4 月の開設が予定されている。

2.1.3 「元清水小学校」の学校跡地活用

「元清水小学校」の学校跡地については、平成 27 年 7 月に、「ホテル又はブライダルを

主たる計画とする事業であり、かつ実現性が高いものであること」、「10 年以上 60 年以内の長期に渡り、敷地の全面を活用した事業であること」、「既存校舎の風格・趣を損なわないよう外観等の主要な意匠を保存・再生すること」、「国内外からの観光客誘致をはじめ、地域及び本市全体の賑わいを創出すること」、「周辺住民が自治活動に利用する施設を整備するとともに、地域コミュニティ活性化に向けた取組提案を行うこと」、「新たな雇用の創出を図るとともに、市内事業者の活用に努めること」といった応募条件の下で、事業者の公募が行われた。

その後、平成 28 年 5 月に、「既存校舎の意匠や構造を生かしつつ、京都の伝統技術や文化を取り込み、質の高い宿泊施設として整備することにより、清水地域のブランド力をより一層向上させるとともに、ICT 等を活用して地域の絆を深めるコミュニティ空間を創出する」として、築 80 年を越す旧校舎（4 階建て、延べ約 4,200 ㎡）を客室 40 室のホテルとして改修し、活用する提案を行ったエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社が契約候補事業者として選定された。

開業予定時期は平成 30 年度で、学校跡地（公簿面積 7,296.16 ㎡）の貸付希望期間は 60 年、貸付希望価格は年額 6,500 万円（地元利用等の調整による減額前の金額）とされている。

3 保有教室の活用

京都市では、児童・生徒数の減少により生じた「余裕教室」（＝一時的余裕教室）を活用して、市民の利用する生涯学習施設や福祉施設などの多様な施設を整備するなど、学校施設と他の公共施設等との複合化を図ってきている。

この中では、昭和 60 年代における市民の生涯学習ニーズの向上に応じた、地域開放型の諸室への改修や整備にはじまり、その後の少人数教育や放課後学習など学校教育活動の多様化や様々な変化を踏まえ、子どもたちの教育環境の充実に取り組む一方で、社会経済情勢の変化・発展や社会的ニーズの多様化などに対応して、高齢者福祉施設や児童福祉施設との複合化や防災備蓄倉庫の整備などに、余裕教室を一時的に転用して取り組むなど、学校教育施設における保有教室の積極的な活用を推進してきている。

< 保有教室の活用状況 >

	学校数	取組年度	備考
生涯学習関連施設等	169	昭和 63 年度～	※「学校ルネッサンス事業」（昭和 63～9 年度）、「学校コミュニティプラザ事業」（平成 7 年度～）、「学校ふれあいサロン事業」（平成 10 年度～）により、学校の一部を改修整備し、地域の子どもたちからお年寄りまで、あらゆる世代の市民の皆様が集い、学びあえる身近な生涯学習の場として広く開放している。

高齢者施設	6	平成 11 年度～	特別養護老人ホーム (2)、老人デイサービスセンター (6)、地域包括支援センター (4) 【重複 6 校】
防災備蓄倉庫	96 (H28 年 10 月時点)	平成 11 年度～	※「京都市地域防災計画」の全面改定 (平成 10 年) に基づき、平成 11 年度から備蓄倉庫への転用を開始
児童福祉施設等	67	昭和 44 年度～	児童館・学童保育所 (59)、保育所 (2)、保育所分園 (1)、小規模保育 (2)、子育て支援活動いきいきセンター (4) 【重複 1 校】

4 公有財産の貸付及び使用許可

教育委員会が所掌する公有財産のうち、貸付の用に供されているものがいくつかある。
平成 27 年度における公有財産の貸付状況は以下の表のとおりとなっている。

<公有財産の貸付状況>

	施設名	所在地		相手方	用途	種別	面積 (㎡)		貸付料
		行政区	町名及び地番				土地	建物	
1	静原キャンプ場	左京区	静市静原町 1172	日本ボーイスカウト京都連盟	キャンプ場事業	土地・建物	7,877.17	230.43	0
2	元成徳中学校	下京区	高辻通室町西入繋昌町 290 番地	文化政策・まちづくり大学院大学設立準備委員会	文化政策・まちづくり大学院大学執行室及び文化政策・地域再生大学院大学の教室等	建物		518.3	2,527,852
3	元成徳中学校	下京区	高辻通室町西入繋昌町 290 番地	京都文化協会	デジタルミュージアムの事務所及び展示スペース	建物		197	480,647

4.1 公有財産の使用料

公有財産の使用料は「京都市公有財産及び物品条例」の定めにより設定される。同条例の第2条第1項及び第2項において使用料について次のように定められている。

「第2条 行政財産の使用の許可を受けた者は、市長の指定する期日までに、使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、年額、月額、日額又は1時間を単位とした額とし、その額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める額を基準として市長が定める。ただし、その総額が100円未満のときは、100円に切り上げるものとする。

- (1) 土地 時価、近傍類似地の固定資産評価額、使用の態様、立地条件その他の事情を勘案して評定する額
- (2) その他の物件 時価、取得価額、減価償却額、修繕費、保険料、使用の態様その他の事情を勘案して評定する額」

また、使用料の減免については第2条第4項において、次のとおり定められている。

「4 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用料を減免することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 行政財産の使用の許可を受けた者が、災害等やむを得ない理由により、当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。
- (3) 行政財産のうち、寄附に係るものについて、当該寄附者が使用するとき。
- (4) その他公益上又は管理上特に必要と市長が認める用に供されるとき。」

京都市立芸術大学や京都嵯峨芸術大学などに使用料の減免が認められるが、前者は京都市立の大学であること、後者は右京区役所が中心となって進めている学校を核とした地域の活性化プランの一環としての利用であることによる。

なお、京都市の部局による副申書により、市の施策と合致し推進する使用であると認められる場合は、上記の減免規定により、使用料が減免される場合がある。

4.2 元成徳中学校施設の賃貸契約に係る住民監査請求

平成26年1月9日付で京都市監査委員に対し、地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求が行われた。その概要は以下のとおりである。

京都市（以下「市」という。）は元京都市立成徳中学校（平成19年3月31日廃校。以

下「元成徳中学校」という)の元教室棟の一部(普通財産)を、特定非営利活動法人京都文化協会(以下「文化協会」という)及び文化政策・まちづくり大学院大学設立準備委員会(以下「準備委員会」という)に賃貸していた。本件請求は、元成徳中学校の賃貸について、①文化協会について、標準賃貸料及び建物利用に係る光熱費を徴収していないことは、②また、準備委員会について、大学設置許可の見込みがなく、設定された賃貸料の支払が確保される見込みのないまま賃貸し、かつ、平成 24 年度の賃貸料を免除していること等は、公金の賦課徴収及び公有財産の管理を怠る行為であるとして、教育委員会が文化協会に対し標準賃貸料の額の徴収等をし、また、準備委員会に対し大学設置認可の可能性等について調査し、その可能性がない場合には契約解除等の措置を講じることを求めて行われたものである。

4.2.1 勧告内容

上記の監査請求を受けて京都市監査委員による監査が行われた。論点は、(ア)文化協会に対する賃貸料減額の違法性の有無、(イ)準備委員会について、①大学設置の見込み及び賃貸料支払の見込みの有無並びに②当該見込みがない場合の賃貸が公金の賦課徴収及び公有財産の管理を怠る行為に当たるか否か、(ウ)準備委員会について、①平成 24 年度の賃貸料免除の違法性の有無及び②平成 25 年 4 月 1 日以降の賃貸料の徴収の有無、(エ)文化協会及び準備委員会に対する貸付けに係る光熱水費不徴収の違法性の有無(請求人は文化協会への光熱費の不徴収についてのみ、契約上、又は法的な根拠がないと主張していたが、監査委員の判断により追加された)、の 4 点とされた。

これらの論点について検討がなされた結果、市長が文化協会及び準備委員会に対する貸付けに係る光熱水費を徴収していないとする限度において、本件請求には理由があるとされ、次のような勧告が平成 26 年 3 月 10 日付で行われた。

- 1 平成 22 年 10 月 1 日以降の特定非営利活動法人京都文化協会への元京都市立成徳中学校の貸付けに係る同協会の使用に伴う光熱水費相当額について、同協会に対し、請求されたい。
- 2 平成 24 年 4 月 1 日以降の文化政策・まちづくり大学院大学設立準備委員会への元京都市立成徳中学校の貸付けに係る同委員会の使用に伴う光熱水費相当額について、同委員会に対し、請求されたい。
- 3 上記の措置は、平成 26 年 5 月 12 日までに講じられたい。

4.2.2 勧告を受けて講じた措置

住民監査請求に基づく監査の結果による勧告を受けて京都市長が講じた措置は、次のとおりである。

- (1) 特定非営利活動法人京都文化協会及び文化政策・まちづくり大学院大学設立準備

委員会に対する元京都市立成徳中学校の貸付けに係る光熱水費相当額について、平成 22 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、使用実態のあった電気及び水道に係る料金として、特定非営利活動法人京都文化協会に対して 1,335,126 円、文化政策・まちづくり大学院大学設立準備委員会に対して 1,763,774 円を平成 26 年 4 月 22 日付で請求し、それぞれ同月 30 日及び 28 日に収入した。

- (2) 平成 26 年 4 月以降の光熱水費相当額についても、「特定非営利活動法人京都文化協会」及び「文化政策・まちづくり大学院大学設立準備委員会」が使用している範囲内で徴収する。

現在は、「4 公有財産の貸付及び使用許可」の一覧表にも記載があるとおおり、両者から貸付料についても徴収されており、改善がなされている。

5 監査の結果及び意見

5.1 未利用地に対する地域からの意見聴取

(意見)

管理コストを考えると処分できるものは肅々と処分を進めるべきなのであるが、現実には処分が困難な物件がほとんどである。地域住民の声を直接聞くなどして、活用案を模索してみることも一案である。

(理由)

教育委員会が管理する未利用地は 12 物件あるが、売却決定あるいは売却予定とされている 2 物件を除き、処分の方向性については「検討中」とされているものばかりである。これら全ての物件について現地確認を行ったが、一部を除き、利用の目途も立たない状況であることが確認できた。教育委員会で活用案を検討すべきことはもちろんであるが、その際に地域住民の意見を聞いてみることで、活用の手掛かりが得られる可能性がある。

5.2 全国の廃校活用事例の研究

(意見)

過疎化による閉校施設の利活用の事例調査は全国的にも見られることから、他都市の調査結果も参考にしつつ検討を行うことも必要である。

(理由)

京都市では公立学校が閉校となるケースは大きく分けて、都市化に伴う統廃合による閉校と過疎化による閉校に区分できる。都市化による閉校は、かつてのドーナツ化現象等による都心人口の減少に伴って在校児童生徒が減少し、学校の統合へとつながることで起こる。一方、過疎化による閉校は、人口そのものの減少と地域の高齢化により、児童生徒が減少し、学校の統合へとつながることで起こる。

京都市では、前者については周辺環境に恵まれているケースが多く、民間事業者による

提案も十分に期待できるし、実際に行われてもいる。一方、後者については現実には活用事例と言えるものは少ないと思われる。

しかしながら、過疎化による閉校は京都市だけに限らず、全国的に起こっている問題である。過疎化による閉校施設の利活用の事例調査も見られることから、こうした調査結果も参考にできるか検討してみるべきである。

第6 補助制度について

1 個人向けの補助・援助制度

教育委員会が所管する個人向けの補助・援助制度の概要は以下のとおりである。

個人に対する補助・援助一覧	執行費目	事業開始年度	平成25年度		
			予算現額(千円)	決算(千円)	支給人数
1 就学援助	扶助費	昭和36年度	1,418,559	1,396,920	21,987
2 総合育成支援教育就学奨励費	扶助費	昭和46年度	23,988	23,988	739
3 幼稚園就園奨励費	補助金	昭和47年度	1,343,018	1,336,821	15,966
4 京都市民族学校児童生徒就学援助費	補助金	平成3年度	10,572	10,572	139
5 遠距離等通学費補助金	補助金	昭和47年度	10,352	9,164	328
6 へき地学校等通学費補助金	補助金	平成17年度	15,614	12,746	131
7 へき地スクールバスの運行に代わる個別補助金	補助金	平成24年度	150	53	1
8 京都市へき地高等学校生徒教育補助金	補助金	平成6年度	2,373	2,373	7
9 京都市立高等学校海外研修旅行費用補助金	補助金	平成18年度	8,325	8,325	82
10 京都市立高校生海外短期留学支援補助金	補助金	平成25年度	1,250	1,024	5
11 京都市立高校生海外長期留学支援補助金	補助金	平成25年度	800	400	1
12 京都市立高等学校英語科教員海外研修支援補助金	補助金	平成25年度	500	453	2
13 京都市立高校グローバルリーダー育成研修補助金	補助金	平成25年度	5,500	4,488	22
14 へき地学校及び準へき地学校並びに特別地域の学校等の児童生徒校外活動費補助	補助金	平成23年度	354	315	276
15 京都市英語検定料補助金	補助金	平成26年度	—	—	—
16 京都市立中学校及び高等学校運動部活動選手派遣に関する補助金	補助金	昭和58年度	11,120	11,120	2,482
17 京都市立高等学校夜間定時制給食費補助金	補助金	昭和60年度	2,010	1,644	18,471
18 京都市学童う歯対策事業	平成26年度までは補助金で執行 平成27年度以降は扶助費で執行	昭和43年度	337,782	337,782	69,271
19 京都教育大学大学院連合教職実践研究科教職実践専攻受講補助金	補助金	平成21年度	1,712	1,645	19
20 「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業体験経費補助金	補助金	平成21年度	9,800	9,372	4,150

個人に対する補助・援助一覧		平成26年度			平成27年度			備考
		予算現額(千円)	決算(千円)	支給人数	予算現額(千円)	決算(千円)	支給人数	
1	就学援助	1,397,290	1,368,219	21,318	1,435,633	1,374,460	20,307	実数
2	総合育成支援教育就学奨励費	25,262	25,262	791	27,988	27,988	809	実数
3	幼稚園就園奨励費	1,723,932	1,667,638	14,720	1,864,534	1,704,721	14,897	実数
4	京都市民族学校児童生徒就学援助費	11,079	10,239	139	10,776	9,919	125	実数
5	遠距離等通学費補助金	10,058	9,482	332	9,425	8,859	314	実数
6	へき地学校等通学費補助金	14,654	11,875	111	13,111	11,301	101	実数
7	へき地スクールバスの運行に代わる個別補助金	150	54	1	300	45	1	実数
8	京都市へき地高等学校生徒教育補助金	1,920	1,920	5	1,380	1,380	6	実数
9	京都市立高等学校海外研修旅行費用補助金	9,235	9,235	95	9,646	9,646	98	実数
10	京都市立高校生海外短期留学支援補助金	2,500	925	4	1,314	1,314	7	実数
11	京都市立高校生海外長期留学支援補助金	1,141	1,141	3	1,600	1,600	4	実数
12	京都市立高等学校英語科教員海外研修支援補助金	500	250	1	500	250	1	実数
13	京都市立高校グローバルリーダー育成研修補助金	6,600	4,862	22	7,500	6,510	30	実数
14	へき地学校及び準へき地学校並びに特別地域の学校等の児童生徒校外活動費補助	289	272	184	328	328	219	延べ人数
15	京都市英語検定料補助金	18,600	4,430	5,165	16,650	5,288	5,928	実数
16	京都市立中学校及び高等学校運動部活動選手派遣に関する補助金	11,961	11,961	2,514	16,916	16,916	2,409	延べ人数
17	京都市立高等学校夜間定時給食費補助金	1,771	1,771	19,895	1,645	1,577	17,721	延べ人数
18	京都市学童う歯対策事業	333,434	308,784	68,486	336,040	310,667	67,861	対象児童数
19	京都教育大学大学院連合教職実践研究科教職実践専攻受講補助金	1,646	1,363	5	1,363	1,363	5	実数
20	「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業体験経費補助金	10,000	9,343	4,010	10,000	9,366	4,080	実数

1.1 補助金と扶助費

個人向けの補助・援助制度は補助金と扶助費に区分される。

補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要あると認めた場合に反対給付を求めずに支出するものである。補助金は本来、地方公共団体が独自の判断によって支出する直接補助が多いが、一方では国の施策に基づき（市町村が都道府県の施策に基づいて行う場合もあるが）国から補助を受けて地方公共団体が間接的に補助をする場合もある（月間「地方行政」編集局 編『八訂 地方公共団体歳入歳出科目解説』（ぎょうせい 2016年）340頁）。

扶助費とは、社会保障制度の一環として生活困窮者の最低限の生活維持を図る目的で地方公共団体が支出するものをいう。生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法等各種の法律により措置されるもの、あるいは地方公共団体が単

独自の施策として行うものがある（月間「地方行政」編集局 編『八訂 地方公共団体 歳入歳出科目解説』（ぎょうせい 2016 年）361 頁）。

補助金は、条例により、その取扱いについて細かく定められている。

例えば、補助金は、補助金の種別ごとに、要綱などによって、(1) 交付の目的、(2) 補助事業等、(3) 補助金等の交付の対象者、(4) 補助金等の額の算定方法、を定めなければならない。また、補助金は、毎年 1 回交付の状況を取りまとめ、補助金の名称、交付の目的、交付額その他別に定める事項を公表しなければならない。さらに、補助金は、交付の目的以外で使用してはならないこととされており、補助事業者等は補助事業に係る経費の支出を明らかにした書類を整備し、保存する義務がある。その他、補助金をもって取得又は効用が増した財産のうち、条例の定める範囲で処分の制限を課することができるなど、市が補助対象事業者等に対して強い権限を持つこととされている。

一方、扶助費の場合はこれらの取扱いは適用されない。そのため、補助金の場合は、支給状況等その詳細が京都市のホームページでも公開されるが、扶助費については公開されないといった取扱上の差異が生ずることとなる。

1. 1. 1 各補助金の概要

教育委員会が所掌する個人向け補助金について、各々の概要を以下にまとめる。

1. 1. 1. 1 幼稚園就園奨励費

幼稚園就園奨励費は、「私立幼稚園就園奨励費」と「国立大学法人が設置する幼稚園における第 3 子以降園児保育料補助金」から構成される。これらは、相違点はあるものの、幼稚園教育の一層の普及充実を目指し、保護者負担軽減のための奨励費として支給を行っている点で同趣旨の補助金と考えられる。

(1) 私立幼稚園就園奨励費

公立幼稚園及び私立幼稚園の間における保護者の経済的負担の格差を是正し、私立幼稚園の保育料、入園料に係る保護者の負担の軽減を図ることをもって、幼稚園教育の振興に資することを目的とする補助金である。

就園奨励費を受けようとする場合、保護者は調書を在園する幼稚園に提出する必要がある。申請をしようとする私立幼稚園の設置者は交付申請書を、保護者から提出された調書その他の添付書類と併せて教育委員会に提出することとなる。支給対象となる保護者については、世帯全員の市民税所得割額の合計で対象区分が決定され、この区分に基づき支給される就園奨励費の額が異なることとなる。

(2) 国立大学法人が設置する幼稚園における第 3 子以降園児保育料補助金

国立大学法人が京都市内に設置する幼稚園（以下「国立幼稚園」という）に在園す

る第3子以降園児に係る保護者に対し、予算の範囲内で補助することにより、当該保護者の負担を軽減することを図り、安心して子育てできるまちづくりを推進することを目的とする補助金である。

第3子以降園児1人につき、保護者が当該第3子以降園児について国立幼稚園に納入した入園料及び保育料の額を限度として、当該保護者に補助金を交付することとされている。

1.1.1.2 京都市民族学校児童生徒就学援助費

本市の区域内に設置された民族学校（学校法人京都朝鮮学園の設置する京都朝鮮初級学校、京都朝鮮第二初級学校及び京都朝鮮中高級学校（中級部に限る）をいう）に在学し、かつ、経済的理由により就学困難な者に対する就学援助費たる補助金である。就学援助費の交付対象者は、京都市の区域内に住所を有し、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者である。就学援助費は、学用品費及び通学用品費、修学旅行費、学校給食費、校外活動費、新入学児童・生徒学用品費、体育実技用具費、通学費、医療援助費につき、予算の範囲内において交付するものとされている。

就学援助費の交付者の認定の基準及び手続については、京都市立小中学校就学援助制度のものを準用することとされている。また、就学援助費の請求、受領、返還その他条例、規則及び京都市民族学校児童生徒就学援助費交付要綱に定める一切の手続は、交付対象者として認定を受けた保護者から権限を委任された当該児童又は生徒が在学する民族学校の校長が行うものとされている。なお、この教育委員会による受給資格の審査は、主に所得基準によって行われる。

1.1.1.3 遠距離等通学費補助金

京都市立の小学校に在籍する児童（一部の例外を含む）及び京都市立の中学校に在籍する生徒（一部の例外を含む）の通学に係る当該児童又は生徒の保護者（これに準ずる者を含む。）に生じる経済的負担の軽減を図るため、通学費の補助に関し支給される補助金である。

この補助金を受けるための申請は、原則として、その子が在籍する小学校又は中学校の校長に、申請書に通学定期券の写しを添えて行うこととされている。校長はあらかじめ保護者から補助金の請求・受領及び返納に関する権限の委任を受けた上で、保護者から提出された申請書の写しを教育委員会に提出することとされている。さらに、校長は保護者に補助金を支給したときは、保護者に受給したことを確認させ、保護者の領収印の押印を受けなければならない。また、保護者は当該申請後に通学定期券を購入したときは、通学定期券の写し等を提出することにより、原則として校長に購入実績の確認を受けなければならない。

1.1.1.4 へき地学校等通学費補助金

学校の新設、廃止等により、公共交通機関を定期的に利用して通学することとなったへき地学校等（職員のへき地手当等に関する規則（京都府人事委員会規則 6-36）別表第 1 から別表第 3 までに掲げる学校をいう）のうち京都市立の小学校に在籍する児童及び京都市立の中学校に在籍する生徒の通学費に係る当該児童又は生徒の保護者（これに準ずる者を含む）に生じる経済的負担の軽減を図るため、通学費の補助に関し支給される補助金である。

この補助金を受けるための申請は、原則として、その子が在籍する小学校又は中学校の校長に、申請書に通学定期券の写しを添えて行うこととされている。校長はあらかじめ保護者から補助金の請求・受領及び返納に関する権限の委任を受けた上で、保護者から提出された申請書の写しを教育委員会に提出することとされている。さらに、校長は保護者に補助金を支給したときは、保護者に受給したことを確認させ、保護者の領収印の押印を受けなければならない。また、保護者は当該申請後に通学定期券を購入したときは、原則として、通学定期券の写し等を提出することにより、校長に購入実績の確認を受けなければならない。

1.1.1.5 へき地スクールバスの運行に代わる個別補助金

スクールバスの運行に代わり、保護者がその子の登下校の送迎をする場合の当該保護者の燃料費の負担を軽減するために交付する補助金である。

この補助金を受けようとする者は、申請書及び添付書類を、その子が在籍する学校の校長を経由して市に提出するものとされている。申請書類の提出を受けた校長は、当該子の出席日数を記載した書類と併せて、これらを市に提出しなければならない。また、申請者は交付決定を受けた補助金に係る請求及び受領について、校長に委任できるものとされている。

1.1.1.6 京都市へき地高等学校生徒教育補助金

生計を一にする家族の生活の本拠となる自宅が一定の通学区域内又は一定の地域にあり、高等学校に通学するために自宅から離れて寄宿する高等学校生徒の就学を奨励するための補助金である。当該補助金は、へき地に居住する生徒の高等学校への就学を奨励するため京都市が設置していた「京都市北辰寮」（平成 7 年 4 月廃止）に代わる措置と位置付け、交付されるものである。

この補助金を受けようとする者は、申請書及び添付書類を、原則として当該生徒の出身中学校の校長を経由して市に提出するものとされている。また、当該補助金の交付を受けた者は、一定の書類を添えた実績報告書を市に提出しなければならない。

1.1.1.7 京都市立高等学校海外研修旅行費用補助金

京都市立高等学校における、海外研修旅行の実施に伴う海外研修旅行費用（仲介する旅行代理店に支払う生徒1人当たりの旅行費用をいう）に対する補助金である。

この補助金を受けようとする者は、申請書及び添付書類を、海外研修旅行開始の30日前までに当該生徒の在籍する校長を経由して市に提出するものとされている。また、当該補助金の交付を受けた者は、市に対する実績報告を校長に委任するものとされている。

1.1.1.8 京都市立高校生海外短期留学支援補助金

京都市立高校生海外短期留学支援補助金は、グローバル化が進展する中、京都市立高校生に対し、高い語学力と豊かなコミュニケーション能力、世界の国々の文化、経済、歴史などに対する幅広い教養などの素地を育む主体的な取組を促進するため、海外短期留学に要する経費（国際航空運賃関連諸費用、海外短期留学中の語学研修にかかる授業料、宿泊料とする）の一部を補助することを目的とする。補助対象者1人当たりの補助額は、25万円と補助対象経費の実支払額の2分の1の額（1,000円未満切り捨て）とを比較して、いずれか少ない方の額とされている。

この補助金を受けるためには、まず、教育委員会に応募し、審査を受けて補助対象者とならなければならない。補助対象者に選ばれた者の保護者は、原則として、当該年度の7月末までに交付申請書に一定の書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。その後、教育委員会に実績報告書その他の書類を提出し、当該補助金の請求を行うこととなる。また、留学修了後は教育委員会に留学修了報告書等の提出が必要とされる。なお、これらの書類を提出する場合は、生徒が在学している学校の長を経由しなければならないこととされている。

1.1.1.9 京都市立高校生海外長期留学支援補助金

京都市立高校生海外長期留学支援補助金は、グローバル化が進展する中、京都市立高校生に対し、高い語学力と豊かなコミュニケーション能力、世界の国々の文化、経済、歴史などに対する幅広い教養などの素地を育む主体的な取組を促進するため、海外長期留学に要する経費（一定の国際航空運賃関連諸費用、外国の正規の後期中等教育機関に納付する授業料、その他一定の費用とする）の一部を補助することを目的とする。補助対象者一人当たりの補助額は、40万円と補助対象経費の実支払額の2分の1の額（1,000円未満切り捨て）とを比較して、いずれか少ない方の額とされている。

この補助金を受けるためには、まず、教育委員会に応募し、審査を受けて補助対象者とならなければならない。補助対象者に選ばれた者の保護者は、原則として、当該年度の11月末までに交付申請書に一定の書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。その後、教育委員会に実績報告書その他の書類を提出し、当該補助金の請求を行うこととなる。留学終了後は教育委員会に留学修了報告書等の提出が必要とされる。なお、これらの

書類を提出する場合は、生徒が在学している学校の長を経由しなければならないこととされている。

1.1.1.10 京都市立高等学校英語科教員海外研修支援補助金

京都市立高等学校英語科教員海外研修支援補助金は、英語の授業を英語で行うことを基本とするなど、新しい学習指導要領に基づき、教科指導力の向上が必要とされる中、英語教育に関する指導方法について、海外での大学等で学ぶ意欲のある京都市立高等学校英語科教員を支援することにより、主体的な研修の促進を図ることを目的とする。教員が自主的な研修として、海外での英語教授法等に関わるプログラムに参加する際の費用（国際航空運賃関連諸費用、留学先現地校での授業料、滞在費とする。）に対する補助を行うものである。補助対象者一人当たりの補助額は、25 万円と補助対象経費の実支払額の 2 分の 1 の額（1,000 円未満切り捨て）とを比較して、いずれか少ない方の額とされている。

この補助金を受けるためには、まず、教育委員会に応募し、審査を受けて補助対象者とならなければならない。補助対象者に選ばれた者は、原則として、当該年度の 7 月末までに交付申請書に一定の書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。その後、教育委員会に実績報告書その他の書類を提出し、当該補助金の請求を行うこととなる。また、留学修了後は教育委員会に研修成果報告書の提出が必要とされる。なお、これらの書類を提出する場合は、教員が在籍している学校の長を経由しなければならないこととされている。

1.1.1.11 京都市立高校グローバルリーダー育成研修補助金

京都市立高校グローバルリーダー育成研修補助金は、グローバル化が進展する中、市立高校の生徒たちがともに切磋琢磨しながら、我が国の伝統文化等を深く理解するとともに、国際貢献の大切さを学び、他国の若者との交流、語学研修に積極的に参加することを通して、豊かなコミュニケーション能力、世界に対する幅広い教養を身につけるなど「グローバル人材」としての素地を育むことを目的とするものである。京都市立高校グローバルリーダー育成研修の実施に伴う費用（国際航空運賃関連諸費用、国外での研修参加費、宿泊費とする。）に対して補助が行われる。補助対象者一人当たりの補助額は、25 万円と補助対象経費の実支払額の 2 分の 1 の額（1,000 円未満切り捨て）とを比較して、いずれか少ない方の額とされている。

この補助金を受けるためには、まず、教育委員会に応募し、審査を受けて補助対象者とならなければならない。補助対象者に選ばれた者の保護者は、原則として、当該年度の 6 月末までに交付申請書に一定の書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。その後、教育委員会に実績報告書その他の書類を提出し、当該補助金の請求を行うこととなる。全ての育成研修終了後は、教育委員会に実施報告書等の提出が必要とされる。なお、これらの書類を提出する場合は、生徒が在学している学校の長を経由しなければならない

こととされている。

1. 1. 1. 12 へき地学校及び準へき地学校並びに特別地域の学校等の児童生徒校外活動費補助

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する京都市立学校の、保護者の経済的負担を軽減するための補助金である。京都市立小学校及び中学校のうち、へき地学校及び準へき地学校に準じる学校並びに特別地域の学校の指定を受け、または受けていた学校に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、当該児童又は生徒が参加する校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動）のうち、宿泊を伴わないものに必要な交通費で、市長が適当と認めるものについて交付される。

この補助金を受けるための申請は、子が在籍する小学校又は中学校の校長を通じて、市に申請書を提出することにより行う。なお、校長は補助金の申請、請求、受領、執行、返納に関する一切の権限について、あらかじめ保護者からの委任を受けておかなければならない。

1. 1. 1. 13 京都市英語検定料補助金

財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下、「英検」という）の受験機会の拡大を目指し、もって生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的に、英検を受験する生徒の保護者に対し、予算の範囲内において交付する補助金である。

この補助金を受けるための申請は、英検の申し込み後速やかに、生徒の在籍する市立学校の校長を経由して行わなければならない。なお、申請者は、申請を行う際には、補助金の申請、請求、受領、返納その他補助金の交付に関する権限を校長に委任するものとされている。

1. 1. 1. 14 京都市立中学校及び高等学校運動部活動選手派遣に関する補助金

京都市立中学校及び高等学校における運動部の活動の充実及び発展を図るため、生徒が選手として対外運動競技会に参加するのに要する経費に対する補助金である。

対外運動競技会に参加する生徒の保護者で、この補助金の交付を受けようとする者は、書面により校長を経由して申請を行わなければならない。なお、校長はあらかじめ保護者から補助金の申請・請求・受領及び返納に関する権限の委任を受けておかなければならない。さらに、校長は保護者に補助金を支給したときは、保護者に受給したことを確認させ、保護者の領収を受けなければならないこととされている。

1. 1. 1. 15 京都市立高等学校夜間定時制給食費補助金

京都市立高等学校夜間定時制課程に在学する勤労青年の健康保持及び就学援助を図るため夜間定時制夜食を実施する経費に対する補助金である。

補助金の交付を受けようとする学校の校長は、交付申請書によって、原則として2ヶ月ごとに当該月の最終夜食終了後、7日以内までに、実績報告書等を添えて申請しなければならない。交付決定の通知が市長からなされると、校長は補助金の交付請求を所定の請求書により行うこととなる。

1.1.1.16 京都教育大学大学院連合教職実践研究科教職実践専攻受講補助金

京都市立学校・幼稚園の教員の資質向上のために行う、教員が京都教育大学大学院連合教職実践研究科教職実践専攻（以下「京都連合教職大学院」という）を受講することに対する補助金である。補助金は、教員が京都連合教職大学院の受講に要する経費のうち、京都連合教職大学院の受講料（ただし、受講が複数年に及ぶ場合は初年度の受講料、複数年にわたって複数回受講する場合は最初の受講の年度に係る受講料に限る）を対象としている。また、補助金の額は、当該経費の3分の1に相当する額又は300,000円のうち少ない方の額とされている。

京都市立学校・幼稚園の教員（管理職及び教育委員会事務局に所属する教育職職員を含む）で、京都教育大学大学院連合教職実践研究科において履修することが認められた者で補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を市長に提出し、交付が認められると、補助事業終了後、期日までに実績報告書、請求書等を市長に提出する必要がある。

1.1.1.17 「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業体験経費補助金

「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業（以下「推進事業」という）に伴い、推進事業に取り組む中学校又は総合支援学校の生徒に体験経費が生じる場合に、予算の範囲内において、体験経費の負担を軽減し、教育の機会の公平化に資することを目的とする補助金である。この補助金は、推進事業に参加する生徒の保護者を対象としており、体験経費の実費を上限として補助するものとされている。

この補助金の申請は、推進事業実施後30日以内に、当該生徒が在籍する中学校又は総合支援学校の校長を経由して行わなければならない。なお、申請者は申請を行うにあたっては、補助金の申請、請求、受領、返納その他補助金の交付に関する権限を校長に委任するものとされている。

1.2 各扶助費の概要

教育委員会が所掌する扶助費について、各々の概要を以下にまとめる。

1.2.1 就学援助

学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対して支給する制度である。就学援助を受けることができる者は、児童生徒の保護者のうち、(1)生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、(2)生活保護法第6条第2項に規

定する要保護者に準じる程度に困窮していると認められる者であるが、これ以外の者であっても、特別な事情があり教育委員会が必要と認めるときは、受給資格を認定することができることとされている。就学援助は、児童生徒の就学に伴い保護者が要する経費について、学用品費及び通学用品費、修学旅行費、学校給食費、その他義務教育に伴って必要なものの範囲内において行うものとされている。

就学援助を受けようとする保護者は、毎年度、児童生徒の在学する学校の校長に申込書に必要な証明書類を添えて提出し、上記(1)に規定する者については校長が受給資格の有無を審査する。また、上記(2)に規定する者については、校長が必要な書類を調べて教育委員会に申請書を提出し、教育委員会が受給資格の有無について審査し、その結果を校長に通知することとされている。なお、この教育委員会による受給資格の審査は、主に所得基準によって行われる。

1.2.2 総合育成支援教育就学奨励費

学校教育法第19条の規定に基づき、小学校及び中学校の育成学級（学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級）に在学する者その他これに準じる者について、その保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、必要な経費の一部を、児童又は生徒の保護者に対して支給する制度である。総合育成支援教育就学奨励費は、(1)学用品費及び通学用品費、(2)修学旅行費、(3)学校給食費、(4)校外活動費、(5)新入学児童生徒学用品費、(6)職場実習交通費、(7)交流学习交通費、(8)通学費（一定の児童又は生徒については、一定の交通費のみを対象とする。）、(9)体育実技用具費とされている。ただし、一定の児童及び生徒については、通学費のみとされている。

総合育成支援教育就学奨励費を受けようとする保護者は、毎年度、調書及び必要な証明書類を添付して、児童生徒の在学する学校の校長に提出しなければならない。校長はそれらを整え、教育委員会に提出することとなる。教育委員会は調書が提出された場合は、受給資格の有無について審査し、その結果を校長及び保護者に通知することとされている。なお、この教育委員会による受給資格の審査は、児童生徒の現況をもとに行われるが、実際の支給に関しては、主に世帯の収入額や家族構成等を基準として3段階に区分し、該当する区分に応じた金額が支給される。

1.2.3 京都市学童う歯対策事業

京都市学童う歯対策事業（以下「本事業」という。）は、児童のう歯処置（以下「処置」という）に要する費用の一部を京都市が負担することによって児童の健全な発育の増進を図ることを目的とする事業である。

本事業により児童が処置を受けたときは、当該処置に要した費用に関して、当該児童について社会保険各法の規定により行われる療養の給付に係る一部負担金に相当する額が、原則として、本事業により処置を行った取扱医療機関等（一般社団法人京都府歯科医師会

に加入している保険医療機関及び本事業の取扱いに同意した保険医療機関並びに保険薬局)に対して支給される。

2 過年度包括外部監査等での指摘事項

平成 24 年度包括外部監査において、個人向け補助制度である「私立幼稚園就園奨励費」、「遠距離通学費補助」、「へき地スクールバス運営補助金」、「学童う歯対策事業」が監査対象となっている。その際の指摘事項に対する改善への取組状況は以下のとおりである。

2.1 私立幼稚園就園奨励費

この補助金は、私立幼稚園の設置者からの申請に基づき、園児の保護者に対して支給されるものである。しかしながら、監査時点においては、当該補助金が保護者に対して確実に支払われているかどうかについて、各園と教育委員会との信頼関係に基づくものであり、幼稚園側に書類の提出を求めてまでのチェックは行っていないことが明らかとなった。また、補助対象者たる各保護者の実在性についての確認についても、市民税額の調査の段階でなされており、それ以上の確認は行われていないことも明らかとなった。

教育委員会へのヒアリングにおいては、これを踏まえ、監査での指摘後は、毎年数ヶ所ずつ幼稚園を実際に訪問し、幼稚園の事業補助金と合わせて、書類の保存状況を含めて補助金に関する保護者の受領確認の状況のチェックを行うよう改善がなされたとの説明があった。また、不備のある事例については、年一回の園長への説明会で報告し、改善を促す取り組みを行っているとのことであった。

2.2 遠距離通学費援助

当該補助金は遠距離等通学費補助事業実施要綱とへき地学校等通学費補助事業実施要綱の2つの要綱から構成されているが、各要綱の中に、各学校長が保護者に受給したことを確認させ、保護者の受領印の押印を受けなければならない旨の定めがある。教育委員会においては各学校長の行う確認作業のチェックまでは行っていないことが監査において指摘され、保護者が受給したことを確認できるように、資料の保管を徹底し、適宜、執行状況を確認すべきであるとの意見が出された。

教育委員会に対するヒアリングにおいては、当該補助金について、学校長の異動に伴い前任者と後任者において会計事務等を引継ぎする校長事務引継の際や、日常の事務処理が適正に行われているかの実態調査を実施しており、遠距離通学費補助金についても各学校から保護者に対して支払われているかの確認を行うように改善を行ったとの説明があった。

2.3 へき地スクールバス運営補助金

監査においては、当該補助事業の必要性は認めながらも、他の公共交通機関を併用することや路線バスの運行時間を見直すことに補助をするなど、さらに柔軟な代替手段を検討

する必要があることが指摘された。また、代替手段が全くなく、やむを得ない事業であるとしても、人件費等の必要とされる経費の支出が適正かどうか等の検証は常に行い、効率的に運営する余地がないかどうか検討すべきとの指摘も行われた。

当該監査による指摘を踏まえ、教育委員会では、当該補助金について往査的なチェックを行うこととし、事業の実施の効率性を図る努力を行っているとの説明が行われた。

2.4 京都市学童う歯対策事業

当該事業については、京都市と全国のう歯罹患率を比較したところ、京都市のう歯罹患率は全国平均を下回ってはいるものの、補助の効果を認めるほどの差異は生じていないことが監査において明らかにされている。また、当事業における平成23年2月公表の事務事業評価において、非常に低い目標値を設定しながら、これを達成したことで目標達成度は非常に高く、当事業は継続すべきとの結論付けがなされたことも明らかにされている。この結果、他の制度、他の方法がないかを含めて見直しを検討すべきであるとの指摘が行われた。

当該指摘に係る監査後の対応としては、事業の存続等に関しては依然として検討中とされている。平成24年度包括外部監査において指摘を受けた後の平成26年度第1回京都市事務事業評価委員会においては、当該事業について、事業の必要性や受益者負担等の実施手法を見直す必要があり、そのためには、教育委員会ではなく、医療、福祉分野の専門部門である保健福祉局へ事業移管し、教育委員会は、啓発、予防教育に注力すべきとの指摘を受けており、ここでも事業の必要性についての再検討を迫られている。

教育委員会によれば、事務事業評価における業績評価の指標やその目標値の見直しを行い、より適切な事業評価が行われるよう改善を行っているとのことではあるが、事業の存続の再検討や他の手法への見直しといった本質的な部分での検討は行われていない。この点については指摘を受け続けていることもあり、早急に対応すべきと考える。

さらに、当該事業については平成27年度より「補助金」から「扶助費」へと費目変更を行っている。この費目変更は、「学童う歯対策事業」が保健福祉局の所管する「子ども医療費制度」と一体で運用が行われており、「子ども医療費制度」が扶助費で執行されている関係上、「学童う歯対策事業」も扶助費で執行すべきとの理由によるものである。費目変更の理由そのものは妥当であると思われるものの、そうであれば、前述の事務事業評価委員会での指摘のとおり、保健福祉局への事業移管の妥当性が高いと言え、事業移管後に保健福祉局で事業の存続の再検討や他の手法への見直しを行うべきであろう。

また、こうした費目変更により、当該事業については、京都市が公開する「補助金等の交付状況一覧」には記載されなくなっている。扶助費には公表義務がないため、当該事業の詳細も公表されない。そうすると、市民の目に触れる機会がなくなることとなり、明確に結論付けを行わないままに当該事業が継続されてしまうことが懸念される。

3 監査の結果及び意見

3.1 私立幼稚園就園奨励費

(意見)

出来るだけ短期間にすべての園に対する受領確認の状況のチェックを行えるようにすべきである。

(理由)

教育委員会に対するヒアリングにおいては、当該補助金について、毎年数ヶ所ずつ幼稚園を実際に訪問し、保護者の受領確認の状況をチェックするよう改善がなされ、不備のある事例については、年一回の園長への説明会で報告し、改善を促す取り組みを行っているとのことであった。

しかしながら、京都市の私立幼稚園は 100 園近く存在するにも関わらず、毎年数ヶ所ずつしか確認が行われなくなると、全ての園の確認を行うのに数十年かかることとなる。一年あたりの実地確認の対象園数を増やすか、あるいは、確認の方法を各園から書類提出を求めるなどの方法も組み合わせて、できるだけ短期間に全ての園に対するチェックを行う仕組みを作る必要がある。

3.2 京都市民族学校児童生徒就学援助費

(意見)

各保護者に対して支給した補助金の実際の使途について、教育委員会に確認する権限はないと思われるが、少なくとも、数年に一度でも、以前のように学校を訪問して原本を確認するとともに、学校への注意喚起をすべきである。

(理由)

新聞報道によれば、神奈川県に所在する「神奈川朝鮮学園」において、個人に支給された補助金を目当てに学校側が寄付を強要するといった問題が起こっており、県議会で問題とされているとのことである。

教育委員会に対して行った質問の回答によれば、教育委員会は神奈川県での問題について把握をしているとのことであったが、京都市では民族学校に通う児童や生徒の保護者に個人向けの補助金を支給している以上、少なくとも神奈川県と同様の問題が起きていないかどうかの確認を行うべきである。

また、当該補助金は、教育委員会から各学校を通じて各保護者に対して支給を行う仕組みとなっている。そのため、各学校では保護者に支払われたことを証するため、受領書を取ることが義務付けられている。この流れについては、私立幼稚園就園奨励費と同様である。平成 23 年度に、教育委員会の担当者が学校を訪問し、受領書の原本を直接確認したこともあったが、平成 24 年度以降は毎年受領書の写しの提出を受け、書面での確認を行っているとのことである。

3.3 京都市立高校グローバルリーダー育成研修補助金

(意見)

当該事業を継続していく中で、将来的には支給対象者についての進路調査等によって、効果測定を行い、補助金の有効性を判断する必要がある。

(理由)

京都市立高校グローバルリーダー育成研修補助金は、平成 25 年度から支給が開始された補助金ということもあり、現在のところ、その効果の測定を行うことは難しい。

しかしながら、補助金の支給目的に照らせば、当該補助金の支給を受けた生徒の中から一定割合で、グローバルリーダーに相応しい人材が育つような状況が望まれる。当該事業を継続していく中で、将来的には支給対象者についての進路調査等を行い、効果測定を行っていくとともに、補助金としての有用性を判断していく必要がある。

3.4 京都市学童う歯対策事業

(指摘事項)

京都市学童う歯対策事業については、過去の包括外部監査、その後の事務事業評価委員会で指摘があったにも関わらず、依然として対応を検討中のままである。さらに、補助金から扶助費に費目変更されたことに伴い、京都市のホームページでも詳細が公開されなくなり、市民の目に触れる機会も少なくなった。特に事業の存続や見直しといった根本的な部分について複数の機関より指摘を受け、当初の指摘から何年にもわたって検討中の状態が続いているのであるから、真摯に対応していると認めることは難しい。過去の指摘を踏まえ、早急に改善を行われない。

3.5 個人向け補助金・扶助費の支給に係る所得確認について

(意見)

所得確認の更なる適正化・厳格化によって補助金・扶助費の適用が適正に行われるよう図るため「就学援助事務のてびき」、「Q & A 集」等の記載内容を訂正されたい。

(理由)

今回の監査においては、各補助金・扶助費について、実際の申請書類一式などの提示を受けた。これはサンプルとして提示を受けたもので、全ての申請書類について確認を行ったものではないが、その中で、「市・府民税課税証明書」の全ての金額欄が空欄となっているものを発見した。このサンプル事例の場合は、実際に就業実態がなかった旨の確認がされていたことから手続き上の問題はないが、問題となるケースも想定されるので、それを以下に記載する。

所得基準によって、補助金等の支給・不支給を判断する場合には、確定申告書の控や源泉徴収票、そして、市・府民税課税証明書などが所得の証明書類とされている。「平成 27 年度 就学援助事務のてびき」によれば、「証明書類における注意点について（まとめ）」

の「課税証明書」の項で、「所得金額欄が空白であった場合は「所得0」として判定」と明記されている。また、「Q&A集」の「Ⅱ所得確認」の項で、「所得の金額が空白の課税証明書が提出されました。証明書として認められますか？」との問いに対して、「認められます。」と回答があり、その理由として、「所得が条例で定められた金額以下の方は、市民税の申告義務がありません。このような場合、白紙（所得金額が空白）の課税証明書が提出されますので、所得を「0円」として認定事務を行ってください。」と記載されている。

なお、京都市のホームページには、市民税の「申告義務のない人」として、次の4つのケースを列挙している。

- (1) 所得税の確定申告をした人
- (2) 前年中の所得が給与所得だけで、給与支払者から給与支払報告書が提出されている人
- (3) 前年中の所得が公的年金等に係る雑所得だけで、公的年金等の支払者から公的年金等支払報告書が提出されている人
- (4) 前年中の総所得金額等の合計額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下の人

さらに、「※申告義務のない人の所得証明書又は課税証明書について」として、「市・府民税の申告義務がない人で、課税資料を提出されていない場合でも所得証明書又は課税証明書は発行できますが、所得の金額や年税額等の欄はすべて空白となり、「市・府民税は平成〇年〇月〇日（証明発行日）現在、課税されていません」と表示されます。」との説明がなされている。

「Q&A集」における説明は、上記の（4）に該当するケースを想定しているものと思われる。しかしながら、給与所得者の場合でも金額欄が空白となるケースがある。通常は、給与支払者から課税資料たる給与支払報告書が提出されており、各金額欄が空白となることはない。ところが、京都市税事務所で確認したところ、給与所得者の場合でも、給与支払者が給与支払報告書を市に提出していなければ、各金額欄が空白となることが起こり得るとのことであった。

この点につき教育委員会にヒアリングしたが、教育委員会から文部科学省へ問い合わせをしたところ、このようなケースでは所得を「0円」と判断してもよいとの回答がなされたとのことであった。さらに、同様の判断は、教育委員会の所管する補助金等だけでなく、他の部局での所得認定時にも行われているとのことである。なお、今後はマイナンバーを活用することにより、保護者からの課税証明書の提出は不要となるとのことであった。

また、サンプル事例の中には、職業欄が「自営」とされているにも関わらず、「市・府民税課税証明書」には給与収入・給与所得として表示されているものもあった。

京都市立小学校での往査において、各小学校から、就学援助の対象となる世帯については同制度の適用を促すようにしており、その甲斐もあって給食費等の滞納や未納がほとんど無くなったとの声も聞いている。その状況を鑑みれば、これからも各種補助金・扶助費

の利用が増加することが想定され、それだけに、各種補助金等の受給判定の基礎となる所得の捕捉は、適正かつ厳格に行う必要がある。

第7 公益財団法人 京都市生涯学習振興財団

1 公益財団法人京都市生涯学習振興財団について

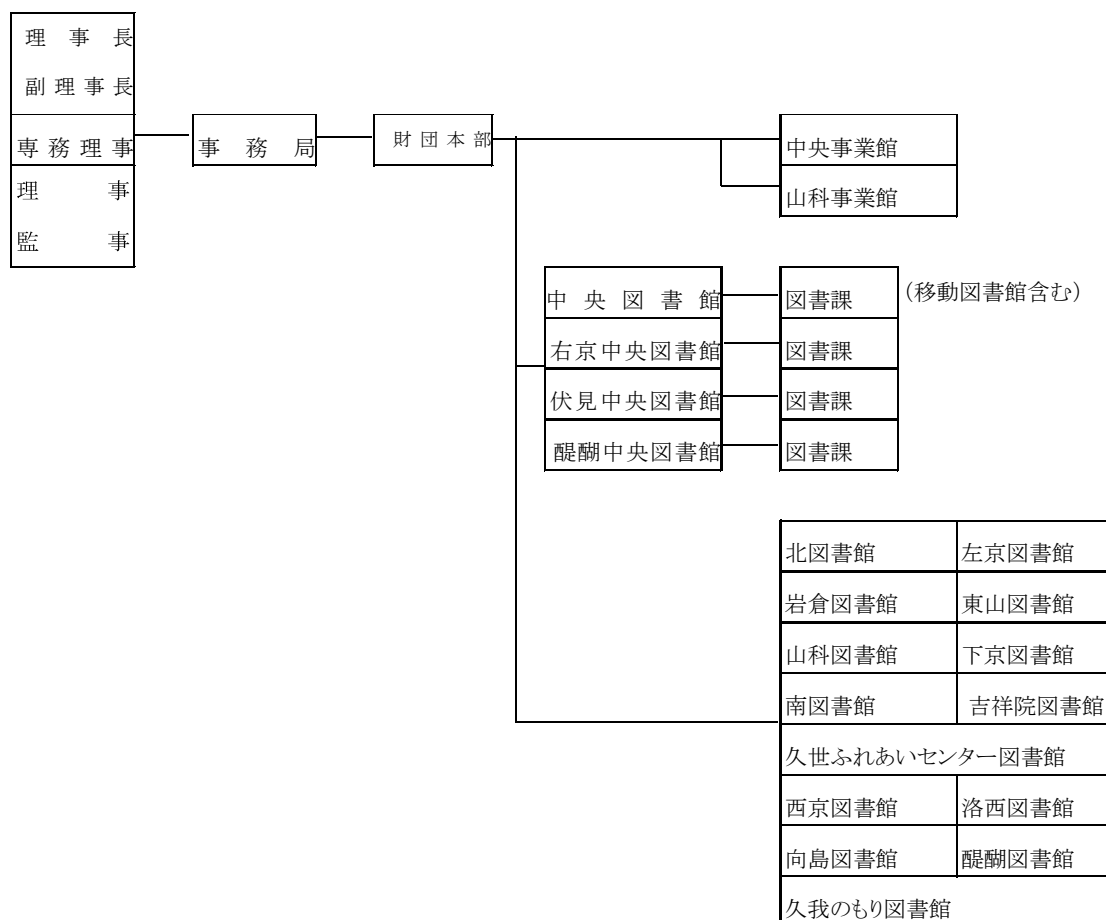
公益財団法人京都市生涯学習振興財団（以下「当財団」という）は昭和56年3月16日に設立され、京都のもつ歴史と文化を活かした生涯学習センター事業を推進し生涯学習の振興を図るとともに、京都市における教育と文化の発展に寄与することを目的としている。

京都市の出えん団体であり、京都市出えん額は80,000千円、出えん率は100%である。当財団の業務内容は以下のとおりである。

- ① 講座、講演会及びその他の催しの開催
- ② 体験活動事業等の実施
- ③ 生涯学習情報の収集及び提供等
- ④ 博物館等における展示事業の実施
- ⑤ 生涯学習施設における貸館事業
- ⑥ 生涯学習のための図書、資料等の購入・収集・貸出・返却、並びに参考業務及び読書推進事業の実施
- ⑦ その他公益目的を達成するために必要な事業

具体的な事業概要としては、生涯学習センター事業（京都アスニー、アスニー山科）と、中央・地域図書館事業（中央図書館4件、地域図書館14件）がある。

2 組織



3 生涯学習センター事業

3.1 財団事業（自主事業）

当財団の独自事業として、教養講座、実技講座、コンサート、文化祭など専門的な学習事業を行っている。平成27年度は7事業177講座（京都アスニー）と6事業72講座（アスニー山科）となっており、主なものは以下のとおりである。

3.1.1 京都市生涯学習総合センター（京都アスニー）

① 講座 講演会及びその他の催し

主たるものとして、セミナー、アトリエ（趣味実技講座）、コーラス、コンサート、京都学講座、子ども映画会、文化祭などがある。各講座の参加者は概ね良好に推移しているものの京都学講座は、平成27年度は開催回数を前年度の23回から28回に増加させたが参加者は減少している。

② 文化誌等の発行及び友の会の運営

京都アスニーでの学習へ参加しやすくする目的で、生涯学習情報の提供や主催講座

受講の優待等の特典を設けた友の会を設置している。

3.1.2 京都市生涯学習総合センター山科（アスニー山科）

① 講座、講演会及びその他の催し

主たるものとして、アトリエ（趣味実技講座）、コーラス、シネマ、文化祭などがある。各講座の参加者は概ね良好に推移している。

3.2 受託事業

「京都市平安創生館」の展示等をはじめ、京都の歴史・文化等をテーマとした教養講座「ゴールデン・エイジ・アカデミー」や古典文化にふれあう「古典の祭典 2016」など、京都市からの受託事業を行っている。平成 27 年度は 4 事業 94 講座（京都アスニー）3 事業 96 講座（アスニー山科）となっており、主なものは以下のとおりである。

3.2.1 京都市生涯学習総合センター（京都アスニー）講座、講演会

① 「古典の日記念 京都市平安京創生館」の運営（常設展示、企画展・特別展の開催、子ども対象事業）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
来場者数	63,591 人	70,873 人 (+7,282 人)	78,360 人 (+7,487 人)

来場者数は、各年度前年比 10%程度増加している。

② ゴールデン・エイジ・アカデミー

京都市内在住者等を対象とした教養講座（受講料無料）で歴史・文化・文学、伝統芸能はじめ健康、人権、環境など様々な分野から月毎にテーマを設定し開催している。アスニー山科で同時中継している。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業回数	47 回	49 回	49 回
来場者数	28,728 人	29,180 人 (+452 人)	27,555 人 (-1,625 人)

来場者数は、前年比 1,675 人減少している。

③ 視聴覚センター事業

(1) アスニーこどもコンサート・キッズシネマ

フィルムライブラリーの新規購入ビデオを中心に、毎月第 1 土曜日に映写会を実施。児童・生徒中心に市民に広く公開し教材の利用促進を図っている。入場は無料。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
来場者数	1,723 人	1,976 人 (+253 人)	2,036 人 (+60 人)

(2) アスニーシネマ

平成 8 年度から「懐かしの映画鑑賞会」を開催。視聴覚センターが保有する DVD ほか 433 タイトルの中からアンケート結果を取り入れて上映している。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
開催回数	26 回	13 回	14 回
来場者数	7,423 人	6,940 人 (-483 人)	6,184 人 (-756 人)

平成 27 年度は、開催回数が増加しているものの来場者数は減少している。

④ 古典の祭典

古典の日を中心に、記念講演・伝統芸能の公演、コンサートなど多彩な企画により古典の大切さを振り返り、気軽に古典に親しむ学習機会として開催。平成 27 年度で 8 回目である。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
来場者数	595 人	614 人 (+19 人)	374 人 (-240 人)

平成 27 年度は、前年度に比較して 240 人の減少となった。

3.2.2 京都市生涯学習総合センター山科（アスニー山科）講座、講演会

① 学びのフォーラム山科

京都市内在住者などを対象として、教養を高め、相互の親睦を図ることを目的に、文化、歴史、健康、食生活、時事問題など、市民が興味・関心のあるテーマで、毎週水曜日に開催している。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業回数	44 回	44 回	44 回
延受講者数	9,408 人	10,559 人 (+1,151 人)	9,928 人 (-631 人)

4 行った監査の内容

当財団が行っている各事業について、担当者に内容と参加者の動向についてヒアリングを行った。また、受託事業については、京都市との契約書に基づいて事業内容の聞き取り

を行った。

京都市生涯学習総合センター（京都アスニー）にて往査を行い、施設の利用状況を確認した。契約事務について決算書・会計帳簿及び原始証憑の確認を行うとともに、備品台帳にもとづいて備品の管理状況の確認を行った。

4.1 監査結果

講座、講演会及びその他の催しにかかる事業内容が多種多彩であり、各事業の内容も世界有数の歴史都市京都の独自性が見事に発揮されていて充実したものとなっている。季刊情報誌「まなびすと」の発行等、広報活動も充実している。概ね参加人数は良好であるが、減少傾向にある事業も見受けられる。

京都市生涯学習総合センター（京都アスニー）は京都市の公民館でもあり、その行政的役割を踏まえたうえで、多数ある講座、講演会、その他の事業について、個々に参加者の動向を確認し、時代や社会の流れと照らし合わせ、参加者のニーズに合っているかどうか一定の見直しが必要と思われる。

5 中央・地域図書館事業

当財団は、市との随意契約により、京都市の中央図書館 4 館と地域図書館 16 館のうち 14 館の運営を行っている。

5.1 図書館施設の一覧

当財団が運営する図書館施設は以下のとおりである。

(京都市図書館ホームページより)



5.1.1 中央図書館（4件）

- ① 中央図書館（中京区聚楽廻松下町 9-2）2,148 m²



- ② 右京中央図書館（右京区太秦下刑部町 12 番地 サンサ右京 3 階）3,000 m²



- ③ 伏見中央図書館（伏見区今町 659-1）1,033 m²



- ④ 醍醐中央図書館（伏見区醍醐高畑町 30-1 パセオ・ダイゴロー西館 4 階）2,106 m²



5.1.2 地域図書館（16 件、うち財団の管理は 14 件）

⑤ 北図書館（北区紫野雲林院町 44-1）672 m²



⑥ 左京図書館（左京区高野西開町 5 左京合同福祉センター 2 階）600 m²



⑦ 岩倉図書館（左京区岩倉下在地町 16）564 m²



⑧ 東山図書館（東山区清水五丁目 130-8 東山区総合庁舎南館 2 階）452 m²



⑨ 山科図書館（山科区竹鼻四丁野町 34-1 山科合同福祉センター 4 階）671 m²



⑩ 下京図書館（下京区新町通松原下る富永町 110-1）616 m²



⑪ 南図書館（南区東九条南山王町 5-5）540 m²



⑫ 吉祥院図書館（南区吉祥院池田町 1 塔南高校東館 1 階）562 m²



⑬ 久世ふれあいセンター図書館（南区久世築山町 328

久世ふれあいセンター 1 階）303 m²



⑭ 西京図書館（西京区山田大吉見町 20-3）455 m²



⑮ 洛西図書館（西京区大原野東境谷町 2 丁目 1-2 洛西総合庁舎 1 階）546 m²



⑯ 向島図書館（伏見区向島二ノ丸町 151-35）576 m²



- ⑰ 醍醐図書館（伏見区石田西ノ坪 1-2）393 m²



- ⑱ 久我のもり図書館（伏見区久我東町 216）601 m²



- ⑲ こどもみらい館子育て図書館（市直営）

（中京区間之町通竹屋町下る楠町 601-1）135 m²

- ⑳ コミュニティープラザ深草図書館（市直営）

（伏見区深草西伊達町 82-3 京都市立深草小学校内）384 m²

5.1.3 各図書館別貸出量と行政区ごとの状況

貸出冊数

	24 年度 (千冊)	25 年度 (千冊)	26 年度 (千冊)	27 年度 (千冊)	区合計 (千冊)	区人口 (千人)	1 人 あたり
中央図書館	775	764	777	779			
右京中央図書館	1,399	1,401	1,386	1,395			
伏見中央図書館	525	495	475	479			
醍醐中央図書館	605	642	560	564			
北図書館	382	403	370	466	466	119	3.9
左京図書館	489	489	517	525			
岩倉図書館	293	286	290	293	818	168	4.8
東山図書館	155	149	142	139	139	38	3.6
山科図書館	372	361	375	408	408	135	3.0
下京図書館	350	341	339	351	351	82	4.2
南図書館	264	242	236	235			
吉祥院図書館	235	227	216	219			
久世ふれあい	181	169	165	172	626	100	6.2
西京図書館	353	354	367	372			
洛西図書館	371	371	376	382	754	150	5.0
向島図書館	188	181	172	168			
醍醐図書館	113	0	119	131			
久我のもり	210	194	195	202	501	280	1.7
こどもみらい	204	209	227	246			
コミュニティー	67	64	65	67			
移動	56	52	51	52			
合計	7,598	7,405	7,432	7,654			

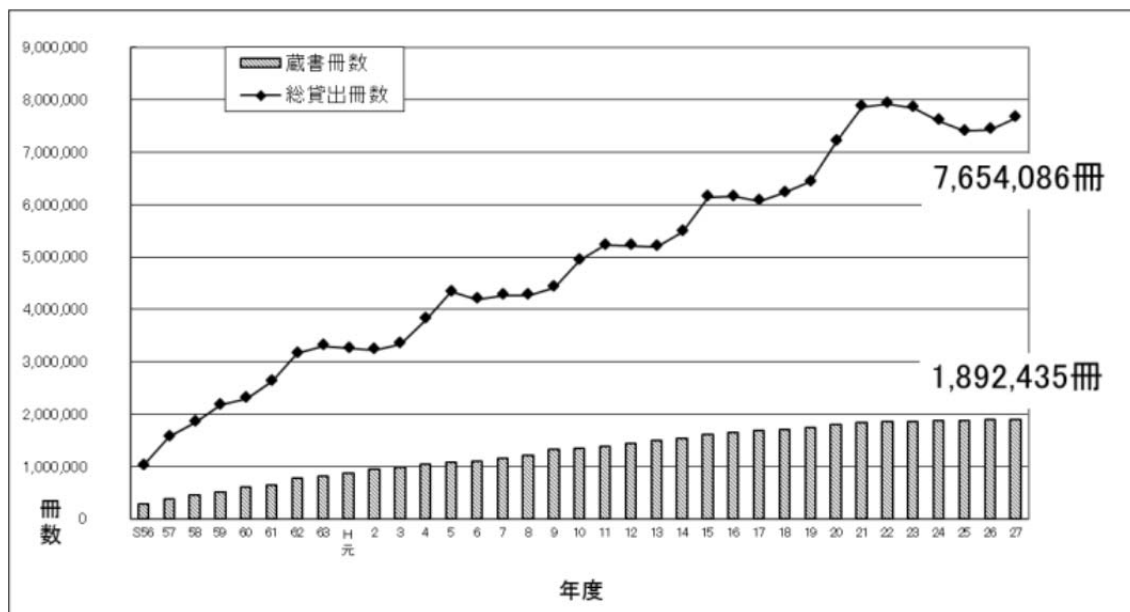
5.1.4 各図書館別利用者数と行政区ごとの状況

入館者数

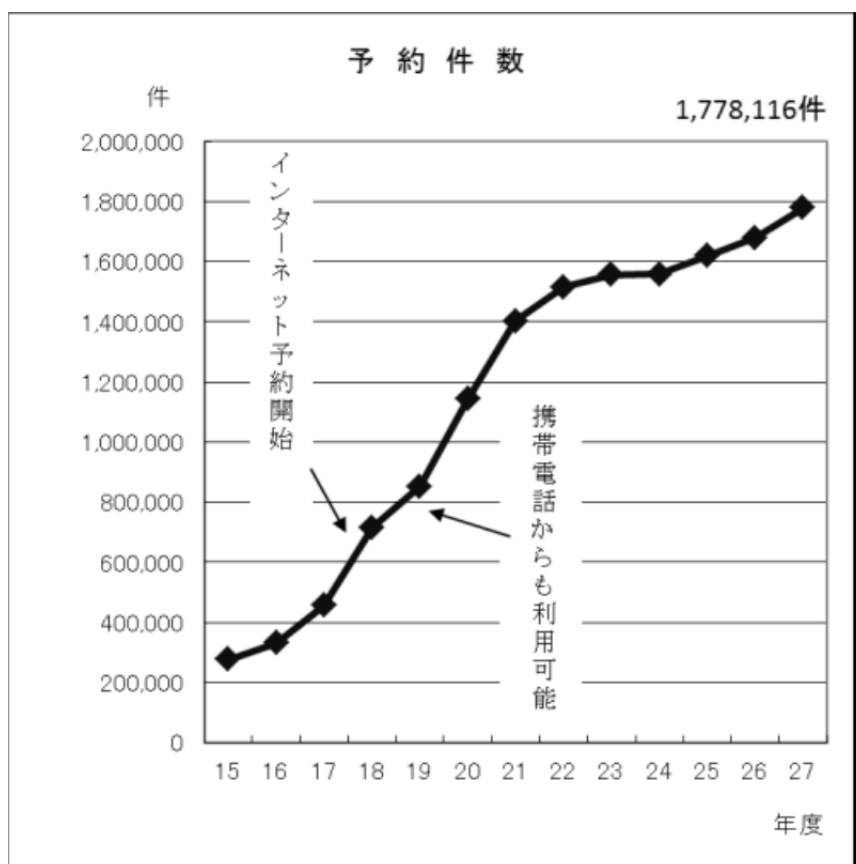
	24 年度 (千人)	25 年度 (千人)	26 年度 (千人)	27 年度 (千人)	区合計 (千人)	区人口 (千人)	1 人 あたり
中央図書館	447	417	431	436			
右京中央図書館	668	668	659	661			
伏見中央図書館	292	292	286	288			
醍醐中央図書館	403	409	363	365			
北図書館	212	229	215	261	261	119	2.1
左京図書館	235	236	257	257			
岩倉図書館	125	122	129	127	384	168	2.2
東山図書館	87	84	86	84	84	38	2.2
山科図書館	215	210	220	229	229	135	1.7
下京図書館	114	143	162	169	169	82	2.1
南図書館	143	141	149	150			
吉祥院図書館	103	99	100	105			
久世ふれあい	81	75	75	76	331	100	3.3
西京図書館	162	161	172	171			
洛西図書館	260	272	285	289	460	150	3.0
向島図書館	123	118	120	125			
醍醐図書館	83	休館	76	85			
久我のもり	112	111	112	117	327	280	1.1
こどもみらい	222	214	217	224			
コミュニティー	35	33	33	33			
移動							
合計	4,132	4,044	4,156	4,261			

5.1.5 図書館利用状況の推移

① 蔵書冊数と総貸出冊数の推移



② 予約件数の推移



5.1.6 利用人数とコストの関係

① 貸出量(全体)

(京都市事務事業評価より)

	利用人数 (千人)	貸出利用者数 (千人)	単価 (京都市負担年間経費 ÷施設の総利用者数等)
平成 21 年度	4,083	2,145	466
平成 22 年度	4,096	2,191	446
平成 23 年度	4,057	2,192	450
平成 24 年度	3,910	2,146	453
平成 25 年度	3,830	2,269	445
平成 26 年度	3,938	2,288	430
平成 27 年度	4,036	2,349	413

② 平成 27 年度

	主な統計数値		前年比
①	総貸出冊数	7,654,086 冊	2.9%増
②	個人貸出冊数	7,589,093 冊	2.8%増
③	団体貸出冊数	64,993 冊	15.6%増
④	個人貸出人数	2,425,885 人	2.8%増
⑤	予約件数	1,778,116 件	5.89%増
⑥	入館者数	4,261,176 人	2.5%増
⑦	蔵書冊数	1,892,435 冊	0.1%増
⑧	個人登録者数	449,476 人	1.0%増
⑨	京都市の人口 (平成 27 年 10 月 1 日現在)	1,474,570 人	0.3%増
			前年数値
⑩	個人登録者率 (⑧／⑨×100)	30.5%	30.3%
⑪	市民一人あたり貸出冊数 (①／⑨)	5.2 冊	5.1 冊
⑫	登録者一人あたり貸出冊数 (②／⑧)	16.9 冊	16.6 冊
⑬	蔵書回転率 (①／⑦)	4.0 回	3.9 回

③ 市民一人当たりの貸出冊数の推移

年度	一人当たり貸出冊数 (冊)	一人当たり利用回数 (回)
22	5.4	1.4
23	5.3	1.4
24	5.2	1.4
25	5.0	1.5
26	5.1	1.5
27	5.2	1.5

④ 国民一人あたりの貸出冊数（参考）

年度	一人当たり貸出冊数 (冊)	一人当たり利用回数 (回)
22	5.3	1.5
26	5.2	1.4

5.2 行った監査の内容

図書館の運営について、京都市との契約書に基づいて担当者にヒアリングを行った。

図書館所蔵資料について蔵書の発注から除籍までの流れ、図書返却のルール、図書の予約申し込みから受取り、及び図書の長期延滞状況について聞き取りを行った。

京都市中央図書館、右京中央図書館、下京図書館、山科図書館について、現地にてその利用状況を確認した。それ以外の中央及び地域図書館 12 件の現地状況調査を行った。

図書館の契約事務等に関し会計帳簿や原始証憑を確認した。備品台帳と現物をチェックし、備品が正しく管理されているか確認した。

5.3 監査結果

5.3.1 図書館の利用状況（全体）

平成 27 年度は、前年度に比較すると貸出冊数、入館者数ともに増加している。

これは、平成 26 年 4 月からの地域図書館における第 2・第 4 水曜日の開館及び同年 6 月から全館 9 時 30 分開館を実施したことが利用者に根づいたこと、前年度に引き続き蔵書点検日数を短縮し開館日数増を図った図書館が増えたことが利用促進に結びついた。

「第 3 次京都市子ども読書活動推進計画」にもとづき、中学生の不読率減少のための各図書館と学校との連携により、学校団体貸出が大幅に伸びたことも貸出冊数増加の要因である。

しかし、上記 5.1.6③に示すように市民一人当たりの貸出冊数は平成 22 年度（ピーク値）

に比較して減少している。これを国の統計と比較しても、市民一人当たりの貸出冊数、貸出者数ともほぼ同等である。

その原因としては、インターネットやスマートフォン等の急速な普及による活字離れ等の影響が考えられる。

一方、予約件数については、平成 18 年 1 月のインターネット予約開始以来、毎年着実に増え続けている。

平成 27 年度は前年度比 5.89%増となっており、携帯電話、OPAC、インターネットによる予約が前年度比 6.59%増の一方、窓口予約も前年度比で 2.43%増加している。また、ホームページのアクセス件数は前年度比 0.5%と微増ながらインターネット利用者が確実に増え続けている。

図書館ホームページの他、市民しんぶんへの情報提供、京都市図書館情報誌「京図ものがたり」を発行するなど、広報活動にも力を入れている。

図書を有効活用し市民の読書活動に役立てようと、図書館の蔵書から外れた図書を市民に無償で譲渡するブックリサイクルも開始されている。また、利便性向上の観点から図書館に立ち寄ることなく図書や雑誌が返却できる「郵送・宅配による返却」の実施や、平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法を見据え視覚に障害のある方や普通の印刷物を読むことが困難な方にむけてこれまでのテープ図書に加え CD 型録音図書 DAISY (デイジー) 資料の貸出がはじまった。

障害のある人へのサービスとしての特別貸出や、在宅貸し出しも増加の傾向にある。

さらに、第 3 次子ども読書活動推進計画を踏まえた取り組みとして、引き続き施設の整備や、軽ワゴン車「青い鳥号」による貸出やブックトーク等の出前事業を実施し、学校や地域との連携を強化している。

児童生徒の書籍にふれる機会を作るために、学校連携も行われている。学校への貸出や図書館見学の受け入れ件数も年々増加している。

平成 28 年 6 月より「京都版ブックスタート」として保健センターで実施する 8 ヶ月児健康診査において、絵本 1 冊とリユースできる手提げ袋等を合わせた「読み聞かせスタートパック」を贈呈するなど、親と子が絵本と触れ合い親しむきっかけづくりを推進している。

また、平成 28 年 4 月から宇治市・大津市との相互利用サービスが開始されており、利用できる図書数が増えるだけでなく、市境界の図書館の利用も伸びている。

5.3.2 地域図書館、図書館別利用状況について

地域図書館の貸出冊数および利用者数を見てみると、各行政区の人口に占める割合は、地域によって差が大きかった。伏見区（向島、醍醐、久我のものの合計）の 1 人当たりの貸出冊数は 1.7 冊、また入館者数は 1.1 回と極端に低い。

向島図書館の貸出冊数は年々減少の傾向にある。

伏見区には、伏見中央図書館、醍醐中央図書館も含めると 5 館の図書館が存在する。

醍醐中央図書館は、地下鉄東西線醍醐駅と直結した建物の4階に位置する。

一方、醍醐図書館は、地下鉄東西線石田駅から徒歩5分程度のところで、以前はクリーンセンター敷地内の施設で温水プールも併設されていたが、現在はクリーンセンターもプールも閉鎖され、1Fの老人施設と2Fの醍醐図書館だけとなっている。

周囲には、総合病院、石田団地、小栗栖団地に囲まれており、来館対象人口は多いと思われるが、平日夕方の時間帯に、大人の来館者が1人という状況も見受けられた。

5.3.3 貸出図書の長期延滞について

① 各図書館別の動向

(冊)

	26 年度 ※ 1	27 年度 ※ 2	増減
中央図書館	264	211	－53
右京中央図書館	191	147	－44
伏見中央図書館	129	142	13
醍醐中央図書館	103	53	－50
北図書館	73	40	－33
左京図書館	72	114	42
岩倉図書館	14	16	2
東山図書館	9	11	2
山科図書館	61	117	56
下京図書館	51	80	29
南図書館	70	74	4
吉祥院図書館	21	45	24
久世ふれあいセンター	25	42	17
西京図書館	14	27	13
洛西図書館	45	47	2
向島図書館	89	122	33
醍醐図書館	13	9	－4
久我のもり図書館	4	4	0
こどもみらい館子育て	47	25	－22
コミュニティプラザ深草	14	5	－9
合計	1,309	1,331	22
総貸出冊数（千冊）	7,405	7,465	60
長期延滞率	0.018%	0.017%	－0.001%

※1 平成 25 年度中の貸出で 27 年 3 月 31 日に未返却

※2 平成 26 年度中の貸出で 28 年 3 月 31 日に未返却

5.3.4 未返却の場合の督促の流れ

メールアドレス登録者には、返却期限の翌々日から督促を開始。2週間後、1ヶ月後を目安にEメールを送信している。

3ヶ月を経過してなお返却されない場合には、電話による督促に切り替える。メールアドレス未登録者の場合は、返却期限の2週間後から電話による督促を行うことにしている。

連絡方法がFAXのみの場合や連絡先が勤務先の場合は、はがきによる督促を行う（自宅宛に送付）。

返却期限から1年を経過してもなお返却されない場合は長期延滞とする。

予約のある資料については上記の方法によらず、随時電話により督促を行う。

5.3.5 監査の結果及び意見

① 地域図書館について

（意見）

今後、新たな図書館を開設する場合には、出来る限り地域ごとの偏りがないように計画するべきである。

（理由）

地域図書館の貸出冊数は各行政区別に人口に対する割合でみると1人あたり1.7冊から6.8冊である。また入館者数は1人あたり1.1回から3.8回と行政区ごとではばらつきがみられた。

図書館ごとに、蔵書のニーズや書架のレイアウト、開館時間、地域による密集度やアクセスなど図書館の利用者の動向を年代ごとに定期的に分析することが、今後ますます重要であると思われる。

また、極端に利用状況が低迷している図書館に関しては、図書館本来の機能を確保しつつ、自習室、セミナールーム等の付随サービスの拡充などの見直しが必要と思われる。

② 地域図書館の蔵書選定

（意見）

今後さらに、世界有数の歴史文化のまちならではの情報発信や、地域に根差したローカルな書籍の掘り起しなどを期待する。

（理由）

地域図書館の蔵書について、新刊は定期的に図書館流通センターから送られてくる情報を基準に選定している。あわせてそれぞれの地域図書館の独自性に鑑みて、図書館流通センター以外の情報収集も行っている。

各地域図書館ではその地域の特色に因んだ蔵書のコーナーも多く、図書館ごとに工夫は見受けられた。また生涯学習センター事業との連携が行われていることは有意義であると思われる。

③ 貸出図書の長期延滞について

（意見）

期日までに返却しない場合は、返却されるまでは追加の貸し出しが出来ないこととなっており、これは公立図書館としては比較的厳しい措置が採られている。それをさらに

進めて、特段の理由なく期日までに返却しない場合は、一定期間貸し出しが出来ないよう取扱いを変更するなどの方法も含め、利用者が蔵書は公共の財産であることを認識し、図書館利用のマナーが守られるよう講じられたい。

(理由)

期日までに返却がなされない場合、図書を貸し出した図書館がメール、電話、はがきによる督促を行っている。メールアドレスを登録することにより、督促の手間は以前に比べると減少の傾向にあるようだが、未返却のチェック、電子メールの送信、複数回にわたる電話、はがきの送付にかかる時間は、図書館の規模にもよるが、1日あたり概ね従業員1名から2名で1時間から2時間程度かかるということである。

貸出期間内に図書等を返却しない利用者（延滞者）がいると、蔵書回転率が低下し、督促作業による事務効率も低下するうえ、督促の経費が増加する。ルールを守らない利用者のためにこのような時間を費やすことは非常にもったいない。

④ 市との業務契約について

(意見)

効率性、透明性の観点から、京都市との契約にあたっては、今後生涯学習センター事業と中央・地域図書館事業についてそれぞれの事業ごとに事業費を個別に算定し、各事業及び図書館ごとに収支の把握をするべきである。

そのうえで、京都市は「生涯学習センター事業」と「中央・地域図書館事業」とを分けて契約することも検討すべきである。

(理由)

当財団が京都市と契約により行っている受託事業の内容は、生涯学習センター事業と中央・地域図書館事業である。受託料は京都市からの受託事業をまとめて1事業年度ごとに契約している。

受託事業費のうち大半を占める給料手当、賞与等の人件費科目については、期中の会計処理は、生涯学習センター事業と中央・地域図書館事業とで一括処理されており、年度末で生涯学習センター事業と中央・地域図書館事業と共通費及び収益事業に按分されている（各事業への按分は、当財団に対する京都府からの会計的な指導によるものとのことである）。

ヒアリングによると生涯学習センター事業と中央・地域図書館事業に関して、従業員の配置は区分されていて、これらの事業間で年度途中の従業員の行き来はほとんどないということであった。

(参考)京都市からの委託料等

(千円)

		H25 (決算)	H26 (決算)	H27 (決算)
委託料	生涯学習センター事業の実施	1,463,212	1,483,566	1,505,652
補助金	各種講座・講演会等事業補助	2,886	2,887	2,887

当財団の京都市からの財政支出は平成 27 年度、1,508,539 千円で、委託料としては外郭団体 29 件中、京都市住宅供給公社、(公財) 京都高度技術研究所に次いで 3 番目である。また、全額が随意契約となっているが、これは当財団と京都地下鉄整備株式会社のみとなっている。

随意契約になっている理由として地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号で、性質又は目的が競争入札に適しないものをするときとなっているが、下述の観点から生涯学習センター事業、中央・地域図書館事業を区分し、その一部について民間委託を検討する余地がある。

特に図書館については、利用者のニーズや地域課題の多様化、図書館運営環境の変化などに対応するため、平成 24 年「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示第 172 号)が改正され、図書館は、地域を支える情報拠点として、これまで以上に重要な役割を担っていくことになる。

図書館は、従来のサービスに加えて、学習活動を支え、情報提供を行うことによって、地域の課題解決や地域の振興を図ることを求められている。一方で、公立図書館の運営環境は多様化し、財政面・人材面ともに厳しい状況にある。その中で、重要なサービスと位置づけられた課題解決支援サービスの取組についても充実が図られることが求められている。

そのような中で、広く市民の利用しやすいサービスを拡充するため、事業の企画・立案・実施に当たっては、市民のニーズを分析したり、コンペなどで専門家のアイデアを募集する機会を図ったりすることが有意義である。

このように競争性を高め、経営の効率化を図るとともに、公平性、透明性の確保を行っていくための検討が必要である。

⑤ 公募による民間委託の検討

(意見)

市と当財団の間で、随意契約により委託されている生涯学習センター事業、中央・地域図書館事業について、次の観点から、その一部を公募による民間委託の検討を行うことが必要である。

(理由)

(1) 競争性の観点

これからの生涯学習センター事業、中央・地域図書館事業においては、従来の資料提供型サービスのみではなく、一歩前に出るサービスとして、公の目的を保持した上で、新たな価値創造が必要である。

公募を行うことにより幅広い事業者の参入が見込め、多種の経験や強みを生かした運営が行われることにより、事業のさらなる活性化が期待される。例えば、ビジネス支援や職業訓練連携を含むサービスの充実化など生涯学習ニーズの多様化に対応することによるシニア層以外の幅広い層の取り込みなどが挙げられる。

あわせて、事業コストの観点からも有用であると考ええる。

(2) 公平性・透明性の観点

事業者の選定を、選考委員会が選考基準を設けて行うことにより公平性が確保される。あわせて選定の過程が公表されることにより透明性が確保される。

6 物品購入手続き

往査を行った各所における物品購入手続きについては以下のとおりである。

6.1 京都アスニー（中央事業館）

決算期近くの3月の納品書について、日付のみ手書きになっているものや年度末納品書で、物品購入伺いが見当たらないものがあつた。

図書、雑誌の購入は購入単価が決まっていることから購入先の選定方法は随意契約となっている。CD、DVDの購入について、購入先の選定方法10万円を超える場合は3社で見積合わせとなっている。

6.2 アスニー山科（山科事業館）

見積書、納品書共に日付欄は記入されていないものが大半であつた。担当者に確認したところ、納品書については、基本的には業者が納品してきた際に、面前で記入しているとのことであつた。

6.3 右京中央図書館

① 納品書

納品書は事業者が日付を印字しているものは少なく、ほぼ右京中央図書館側による日付スタンプにより記入が行われていた（一部手書きを含む）。

② 見積合わせについて

1万円を超える場合について見積合わせを行うこととしている。日付については他所と同様に大半が空白で日付スタンプ押印。一部は手書きで日付を記入が行われていた。見積合わせ方法は基本的には電話で依頼し、郵送もしくは持参してもらう。見積

合わせについて事業者の組み合わせが決まっているものも少なくなかった。

6.4 山科図書館

日付は大半が空欄で、日付スタンプを押している（日付の記入について、一部手書きのものもあった）。納品書も同様である。

6.5 下京図書館

① 納品書について

納品書はほぼ図書館側での日付スタンプによる（一部手書きを含む）。

② 見積合わせについて

当財団本部と同様に、税込1万円を超える場合の物品購入に際し見積合わせを行う（10万円を超える場合は3件から見積書を徴する）。日付については他所と同様に大半が空白で日付スタンプ押印。一部は手書きで日付記入を行っていた。見積書は基本的には電話で依頼し、郵送もしくは持参して徴することとしていた。

見積合わせについては、見積書を徴する事業者の組み合わせが決まっているものも少なくなかった。

6.6 監査の結果及び意見

（指摘事項）

① 見積書、納品書、請求書の日付欄未記入について、日付欄は事業者側で記入の行われたものを徴すること

（理由）

見積書は手書きではなくコンピューターで作成されたものが大半である一方、日付欄には記入がなく、日付スタンプが押印されていたり、手書きで日付が記入されていたりするものが大半であった。

日付が空欄のままであることについては、当財団側から空欄で持参するよう指示をしているものではないが、事業者から空欄で持参されとのことであった。負担行為手続きの関係で、日付欄が万一間違っていたりすると、再度発行を依頼することになるため、そのことも理解している事業者側が自発的に空欄のままにしているものと思料される。

しかし、日付を空欄にするということは予算執行面において年度を調整するなどの操作が可能となり、契約及び予算執行の透明性が担保されない。今回、特段の違法行為が発見されたわけではないが、疑念を挟みうる手法が採られていることを放置すべきではない。

（意見）

② 見積合わせについて、事業者が偏ることのないよう留意すること

(理由)

事業者の組み合わせが決まっているものが少なかった。見積合わせが形骸化することのないようにするため、見積合わせで事業者が偏ることのないよう留意すべきである。

7 サービス事業・委託料勘定

業務委託を行っている業者の交通費として、京都市バス・地下鉄共通全区間定期代 99,580 円を半年ごとに支払っているケースが見受けられた。当該業務委託料は年 240,000 円である。交通費の額は業務委託の内容に照らして高額と思われる。

7.1 監査の結果及び意見

(意見)

① 外注事業者に対する交通費について

本ケースは、京都市バス・地下鉄共通全区間定期券を現物で外注事業者に対して支給したものであるが、交通費については、業務の実態に即し、実費で精算するなど適正な支給を行うべきである。

8 久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金

8.1 引当預金の概要及び発生の経緯

久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金の内容は下記のとおりである。

資産の区分	貸借対照表・特定資産
場所・形態	京都銀行本店・定期預金
金額	24,219,200 円（平成 28 年 3 月 31 日時点）
使用目的	公益目的事業として実施する久我の杜生涯学習プラザ運営基金事業の運営基金引当預金

久我の杜生涯学習プラザの運営は、生涯学習の名を冠しているが、設立当初から当財団は生涯学習センター事業の運営に一切関与していない。地域住民により構成された「久我の杜生涯学習プラザ管理運営協議会」が、指定管理者として全く別形態の事業として運営を行っている。また、久我の杜生涯学習プラザ管理運営協議会と当財団との間では事業及び運営上の交流も全くない。

(京都市HPより抜粋) (参考資料)

【広報資料】京都市都市計画局所管の公の施設の指定管理者の候補となる団体の選定結果について（2016 年 10 月 28 日）

1 施設概要		
施設名	所在地	施設規模等
京都市久我の杜生涯学習プラザ	京都市伏見区 久我東町 216 番地	敷地面積 2,870 m ² (「京都市久我のもり図書館」と共用) 延べ床面積 361 m ²
6 公募施設の選定の概況		
ウ 京都市久我の杜生涯学習プラザ		
・久我の杜生涯学習プラザ管理運営協議会は、地域住民により構成される組織であり、地域に根差した自主的な運営が展開できている。 ・事業の企画実施については、提案が施設の設置目的に沿った内容であるとともに、パソコン教室の開催など、自主事業についての努力も見られる。中でも、地域の再発見につながる映画上映会の取組は、地域における生涯学習及び文化的創造の核となるものと期待される。 ・地域の大学との連携等の事業提案や情報発信の強化により、地域住民の交流の核となる施設として、より活用される場所となることを期待する。		

久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当金の発生の経緯として、まず久我の杜の施設の利用形態が、1階を図書館、2階を生涯学習プラザとされたところから始まっている。1つの施設を当初から1階を教育委員会の管轄、2階を都市計画局の管轄としている。

当初から当財団（教育委員会側）と京都市住宅供給公社（都市計画局側）との間で覚書がかわされ、それと同時に京都市と京都市住宅供給公社との間でも覚書が交わされた。この時に交わされた覚書によって、平成2年3月に京都市住宅供給公社が3,000万円を京都市へ拠出した。その金銭を京都市から当財団が預かり、当財団の「久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金」として運用管理が始まったことが確認された。

京都市との覚書（抜粋）平成2年7月5日付

京都市（以下「甲」という）と財団法人京都市社会教育振興財団（以下「乙」という。）とは、京都市住宅供給公社が京都市伏見区久我東町に開発した久我の杜団地内における文化施設の一部として甲が建設した久我の杜生涯学習プラザ（以下「学習プラザ」という。）を甲が管理運営するに当たり、管理運営に伴う費用の一部を負担するために甲と乙が協力して設置する久我の杜生涯学習プラザ運営基金（仮称、以下「基金」という。）について、以下のことを確認するものとする。

（設置の目的）

第1条 甲が平成元年3月に策定した「京都市生涯学習のむら整備計画」に基づいて、

平成2年3月に建設した学習プラザの管理運営に必要な財源に充てるため、基金を設置する。

(維持等)

第2条 乙は、次の各号に掲げる収入を基金として維持し、又は積み立てるものとする。

(1) 甲と京都市住宅供給公社が平成2年3月1日に締結した覚書に基づき京都市住宅供給公社が学習プラザの管理運営に係る協力金として負担する。

(2) 前条の目的のための寄付金

第3条 乙は、基金に属する財産を金融機関への預金その他确实有利な方法により運用する。

2 甲は、基金の運用について乙に報告を求めることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、甲又は甲が指定する者の請求に基づいて乙が支出し、学習プラザの管理運営に必要な財源に充てるものとする。

2 前項の規定による必要な財源にあて、なお剰余金があるときは、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、学習プラザの管理運営に必要な財源に充てる場合に限り、甲の請求に基づいて乙が支出し甲がこれを処分することができる。

8.2 久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金の費消の流れ

久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金の費消の流れは、概ね次のとおりである。

平成26年3月決算と平成27年3月決算では

(事業費)		(特定資産)	
久我の杜生涯学習プラザ交付金	50万円	/ 久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金	50万円

という会計処理で支出されている。

平成28年3月決算では、久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金の取り崩しと久我の杜生涯学習プラザ交付金の出金のタイミングが合わなかったため、翌28年度に2年度分計上される予定（当初は、久我の杜生涯学習プラザ交付金（事業費）50万円としていたものを決算時に仮払金50万円に振り替えられている）である。

平成2年3月の覚書で管理・運用を任されたのが発端で「基金運用から生ずる収益は京都市または市の指定する者へ拠出する」となっているが、超低金利の現在、運用の果実は年間千円以下であり、拠出すること自体当初の覚書の内容に合っていない。

8.3 監査の結果及び意見

(指摘事項)

久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金の発生の経緯及び例年の費消処理の内容は前

述したとおりである。

当財団の実質的な管理下でない久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金は、実質的な管理者である京都市に返還を要する。

(理由)

当財団は、久我の杜生涯学習プラザ運営に関与していないにもかかわらず、特定資産として運営基金事業の引当預金（定期預金）を有する状態となっている。

例年の支出は京都市主導で行われているため、当財団のコントロール下に置かれておらず、久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金を当財団が保有すべき積極的な理由は存在していない。実質的には、京都市の保有資産である。逆に言えば、市税が、当財団によって不相当に資金プールされている形に外見上はみえる。したがって、当財団の運営に必要な金銭に該当し、当初かわされた覚書の内容に積極的な合理性もないため、直ちに京都市へ返還すべきである。また、当財団としても返還によって受ける痛みは存在していない。

なお、久我の杜生涯学習プラザ管理運営協議会（指定管理者）は、生涯学習プラザの事業運営資金として京都市から指定管理料を受領しているにもかかわらず、当財団の久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金から支出される久我の杜生涯学習プラザ交付金も生涯学習プラザの運営資金として受領している。本件包括外部監査の範囲外かもしれないが、久我の杜生涯学習プラザ管理運営協議会の指定管理料の金額設定にあたっては、当財団の久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金の存在を考慮した上で熟考すべきではないかと考える。どちらにしても京都市へ返還がない場合、別の問題が内包されたままとなり得る。

① (参考)平成 27 年度京都市からの財政支出等及び人件費

団体名	出資率 (%)	本市からの財政支出等					人件費						
		補助金 (千円)	委託料 (千円)	うち競争性のない、 随意契約 (千円)		貸付金 (千円)	常勤役員(※1)		非常勤役員(※1)		役員報酬及び 有給職員の 給与・賞与の 合計額 (A)+(B)+(C)		
				うち再委託 金額 (千円)	有給 役員 数 (※2)		報酬総額 (千円) (A)	有給 役員 数	報酬総額 (千円) (B)	有給 職員 数 (※3)		給与・賞与 合計額 (千円) (C)	
(公財)京都市環境保全活動推進協会	95.5%	0	179,139	2,924	0	0	1	5,054	8	1,923	18	69,595	76,572
京都市土地開発公社	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	1	600	1	624	1,224
(公財)京都市国際交流協会	100.0%	11,625	198,443	6,457	0	0	1	5,152	0	0	19	113,458	118,610
(公財)大学コンソーシアム京都	50.0%	0	173,169	2,495	0	0	0	0	0	0	27	88,219	88,219
(公財)京都市埋蔵文化財研究所	100.0%	0	515,262	489,363	27,015	650,000	0	0	8	200	44	217,121	217,321
(公財)京都市ユースサービス協会	100.0%	6,005	347,938	49,494	0	0	0	0	9	1,920	54	201,909	203,829
(公財)京都市男女共同参画推進協会	100.0%	0	181,810	1,810	0	0	1	4,549	11	1,704	27	83,062	89,315
(公財)京都市体育協会	25.4%	1,982	24,304	20,557	0	0	1	5,739	0	0	21	86,568	92,307
(公財)京都市音楽芸術文化振興財団	53.4%	691,651	790,423	10,303	0	0	1	6,203	10	392	185	1,014,705	1,021,300
(公財)京都市芸術文化協会	30.0%	24,776	151,026	17,623	3,332	18,942	1	5,809	13	953	21	70,035	76,797
(公財)京都市森林文化協会	100.0%	0	74,369	46,687	1,728	0	0	0	13	2,205	10	30,744	32,949
(公財)きょうと京北ふさと公社	83.3%	36,460	49,785	44,285	307	0	2	5,688	6	305	45	97,380	103,373
(公財)京都伝統産業交流センター	45.5%	4,724	53,094	53,094	3,992	0	1	4,596	14	187	7	17,514	22,297
(公財)京都高度技術研究所	33.3%	333,198	1,304,172	397,998	31,950	0	0	0	1	3,840	135	574,615	578,455
(株)京都産業振興センター	60.0%	0	54,630	54,630	0	0	1	6,480	0	0	35	118,260	124,740
(公財)京都市障害者スポーツ協会	100.0%	0	229,959	0	0	0	0	0	0	0	38	116,367	116,367
(公財)京都市健康づくり協会	100.0%	0	103,419	24,806	0	0	2	5,769	0	0	49	63,601	69,370
(福)京都福祉サービス協会	100.0%	115,552	352,088	164,416	0	0	1	5,713	6	370	2,940	6,083,839	6,089,922

団体名	出資率 (%)	本市からの財政支出等					人件費						
		補助金 (千円)	委託料 (千円)	うち競争性のない 随意契約 (千円)		貸付金 (千円)	常勤役員(※1)		職員		役員報酬及び 有給職員の 給与・賞与の 合計額 (A)+(B)+(C)		
				うち再委託 金額 (千円)	有給 役員 数 (※2)		報酬総額 (千円) (A)	有給 役員 数	報酬総額 (千円) (B)	有給 職員 数 (※3)		給与・賞与の 合計額 (千円) (C)	
京都市住宅供給公社	100.0%	0	4,738,541	1,133,620	697,268	4,575,000	3	18,535	1	1,800	248	757,672	778,007
(公財)京都市景観・まちづくりセンター	100.0%	61,252	55,160	9,800	0	0	1	7,279	0	0	17	46,572	53,851
京都御池地下街(株)	58.4%	324,292	361,524	201,740	11,587	6,730,223	2	10,941	0	0	16	57,936	68,877
京都醍醐センター(株)	29.4%	0	119,165	17,758	9,019	0	2	9,936	1	360	24	57,980	68,276
(一財)京都市都市整備公社	100.0%	0	336,645	112,692	0	0	3	17,747	0	0	149	547,641	565,388
(公財)京都市都市緑化協会	100.0%	0	164,358	12,158	7,204	0	0	0	8	1,694	26	84,015	85,709
京都シティ開発(株)	49.9%	0	208,946	62,901	21,809	0	3	17,112	7	866	20	113,109	131,087
(一財)京都市防災協会	100.0%	0	142,924	0	0	0	1	5,454	0	0	15	34,936	40,390
京都地下鉄整備(株)	55.0%	0	280,151	280,151	32,654	0	1	6,000	1	300	43	147,494	153,794
(一財)京都市上下水道サービス協会	25.0%	0	1,054,002	706,910	79,194	0	2	9,629	0	0	116	562,821	572,566
(公財)京都市生涯学習振興財団	100.0%	2,887	1,505,652	1,505,652	6,541	0	0	0	16	227	217	843,853	844,080
合 計	-	1,614,404	13,750,098	5,430,324	933,600	11,974,165	31	163,385	134	19,846	4,567	12,301,645	12,484,876

(注) 平成 28 年 3 月 31 日現在

(※1) 役員に評議員は含まない。

(※2) 有給役員数については、役員と職員を兼務している場合、役員報酬として支払っている場合は役員に含め、職員給与として支払っている場合は職員に含めている。

(※3) 有給職員数は、正規職員、非正規職員及び本市派遣職員の合計である。また、有給職員数は、平成 28 年 3 月 31 日時点の人数であり、平均額は年度途中の職員数の増減を反映したものである。

(※4) 給与・賞与の合計額は、各団体が職員に支払った給与及び賞与の総額である。

② 京都市生涯学習振興財団の財務諸表

貸 借 対 照 表

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増
I. 資産の部			
1. 流動資産			
小口現金	69	66	3
普通預金	163,669	189,884	△ 26,215
未収金	169	2,054	△ 1,886
棚卸資産	1,849	2,524	△ 674
商品券	2	2	0
仮払金	1,045	843	202
前払金	858	760	99
繰越税金資産（流動）	1,731	2,170	△ 439
流動資産合計	[169,392]	[198,302]	[△ 28,911]
2. 固定資産			
（基本財産）			
定期預金	40,000	40,000	0
投資有価証券	40,000	40,000	0
基本財産合計	(80,000)	(80,000)	(0)
（特定資産）			
退職給付引当資産	199,580	320,562	△ 120,982
退職給付引当投資有価証券	267,980	167,980	100,000
減価償却引当資産	0	305	△ 305
駐車場積立資産	14,465	12,465	2,000
久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金	24,219	24,213	6
特定資産合計	(506,244)	(525,525)	(△ 19,281)
（その他の固定資産）			
建物附属設備	3,460	4,240	△ 780
構築物	1,492	1,766	△ 274
什器備品	6,385	8,040	△ 1,655
電話加入権	5,812	5,812	0
商標権	128	76	53
繰延税金資産（固定）	1,601	1,673	△ 72
その他固定資産合計	(18,878)	(21,607)	(△ 2,728)
固定資産合計	[605,123]	[627,132]	[△ 22,009]
資産合計	774,514	825,434	△ 50,920
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	94,207	89,334	4,874
未払法人税等	1,046	1,835	△ 788
未払消費税等	16,202	46,877	△ 30,676
前受金	2,662	2,554	108
仮受金	0	440	△ 440
預り金	8,533	8,618	△ 85
賞与引当金	60,859	55,866	4,993
流動負債合計	[183,510]	[205,524]	[△ 22,014]
2. 固定負債			
退職給付引当金	467,560	488,542	△ 20,982
固定負債合計	[467,560]	[488,542]	[△ 20,982]
負債合計	651,070	694,066	△ 42,996
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
京都市出資金	30,000	30,000	0
京都市寄付金	50,000	50,000	0
指定正味財産合計	[80,000]	[80,000]	[0]
（うち基本財産への充当額）	(80,000)	(80,000)	(0)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	[43,444]	[51,368]	[△ 7,924]
（うち特定財産への充当額）	(38,684)	(36,983)	(1,701)
正味財産合計	123,444	131,368	△ 7,924
負債及び正味財産合計	774,514	825,434	△ 50,920

正味財産増減計算書
27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	329	540	△ 211
特定資産運用益	484	18	466
事業収益	75,914	75,387	527
受取補助金等	1,508,539	1,486,453	22,086
雑収益	1,713	1,500	214
経常収益計	1,586,979	1,563,898	23,081
(2) 経常費用			
振興事業費	47,408	45,472	1,936
受託事業費	1,524,215	1,510,842	13,374
サービス事業費	20,869	21,817	△ 948
生涯学習施設基金交付金	0	500	△ 500
管理費	777	933	△ 156
経常費用計	1,593,269	1,579,563	13,706
当期経常増減額	△ 6,290	△ 15,666	9,375
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
什器備品除却損	76	866	△ 790
構築物除却損	0	86	△ 86
経常外費用計	76	953	△ 877
当期経常外増減額	△ 76	△ 953	877
税引前当期一般正味財産増減額	△ 6,366	△ 16,618	10,252
法人税、住民税及び事業税	1,046	1,835	△ 788
法人税等調整額	511	△ 2,554	3,065
当期一般正味財産増減額	△ 7,924	△ 15,900	7,976
一般正味財産期首残高	51,368	67,268	△ 15,900
一般正味財産期末残高	43,444	51,368	△ 7,924
II. 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	329	540	△ 211
一般正味財産への振替額	△ 329	△ 540	211
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	80,000	80,000	0
指定正味財産期末残高	80,000	80,000	0
III. 正味財産期末残高	123,444	131,368	△ 7,924

第8 むすびにかえて

1 総括

平成 27 年 4 月「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る」として「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行された。そこで、従来の教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」の設置、総合教育会議の設置が求められることとなったが、本市においては当該法改正に対応すべく、いち早く条例を整備したところである。

このように教育を取り巻く状況は変化を見せつつあるなか、今年度の監査テーマとして「教育関連事業」に注目したのであるが、冒頭に記したように本市予算の 6 % 超を費やす大事業であり担当部課が多岐に亘っていることから、相当数の方々にご対応頂く事となった。文部科学省によると、教育委員会が所管する業務は一般的に以下のようになっている。

教育委員会の事務

○教育委員会は、地域の公共事務のうち、教育、文化、スポーツ等に関する事務を処理。

学校教育の振興	学校の設置管理 教職員の人事及び研修 児童・生徒の就学及び学校の組織編制 校舎等の施設・設備の整備 教科書その他の教材の取扱いに関する事務の処理
生涯学習・社会教育の振興	生涯学習・社会教育事業の実施 公民館、図書館、博物館等の設置管理 社会教育関係団体等に対する指導、助言、援助
芸術文化の振興、文化財の保護	文化財の保存、活用 文化施設の設置運営 文化事業の実施
スポーツの振興	指導者の育成、確保 体育館、陸上競技場等スポーツ施設の設置運営 スポーツ事業の実施 スポーツ情報の提供

(文部科学省HPより抜粋)

本市では、「市長と教育委員会との間の事務処理についての覚書」により、市民の文化芸能に関すること、市民のスポーツに関すること等については、市長の事務部局の職員に補助執行させるものとしていることから、教育委員会はこれらを除く膨大な業務を所管することとなるが、その全てに財務事務が伴うことから、それらを適切に管理運用する事は並大抵のことではない。本市ではその膨大な事務量ひとつひとつに精力的に取り組んできた経緯が見て取れる。しかし整然とした体制もいわゆる「経年劣化」を起こしてくる事態も避けられない。我々の監査を期に更なる安全な財務執行ができる環境になる事を期待したい。

さて、監査結果としての意見・指摘についてはここまで記した通りであるが、監査人として特に重要視している項目について以下にまとめる。

2 各学校の状況

2.1 瑕疵担保責任と法律的判断の在りようについて

監査対象年度における大規模な学校施設の取得、修繕工事は、統廃合による京都工学院高等学校に限定されるが、取得・改修・修繕で多額の予算を投じている。その中で、売主が負担すべき瑕疵と考えられる補修工事が一部見受けられたが、その負担を売主に請求するどころか協議すらしていない。どの工事の全部または一部が売主の瑕疵担保責任に帰するかは協議（必要とあれば裁判）の結果次第となるが、一般的な不動産売買でこのような補修が発生した場合には売主・買主双方で協議する事は当然である。今回の場合は、全ての補修工事は引渡後に発生した不具合によるものまたは、新設校としてふさわしい施設とするための美化修繕であるとの回答を得ている。

民法の定める瑕疵担保責任は「買主が事実を知った時から1年」とあるところを、わざわざ売買契約書で特約を設けて「引渡し完了の日から2年間」とその期間を伸長した事は、当該物件の規模や引渡し前後の使用環境等を鑑みての事であり、契約時の法務判断は適切であった。一方、引渡後に発生した不具合であると断定するあまり、適正に判断できる者に意見を求めることなく、当該条文が適用できるか否かの検討ができずに失効してしまった結果は残念である。

「判断した」のであればその検討した事実を記録すべきであり、また法律的判断が必要であれば専門家の意見を含めた議論がなされるべきである。当該補修工事が必要となった時の実施判断は適正であったものと思料する。その判断と瑕疵担保責任を売主と協議する判断は別である。本件の場合、消極的な判断により売主に対して瑕疵担保責任を問うていないが、客観的に見ても売主と協議すべき「隠れた瑕疵」がなかったとは言い切れない。金額の多寡が問題ではない。予算執行されているのは税金であり、市民からの預り金であるという認識のもと、外部の専門家の活用も視野に入れて、今後は契約書条文の適切な法的判断及びその適用を徹底されたい。

2.2 契約手続きの不備や形骸化

往査の対象が偏重しないよう対象校を選定したところであるが、全ての学校において物品購入にかかる見積もり合わせ等の手続きで不備が見受けられた。代表的なものは以下に述べるが、契約の公平性・透明性を高める趣旨で整備されている契約手続きを十分に理解せず事務処理をしている事例が確認できた。

今回の監査の中ではルールに基づいて行われているか（合規性）のほか、教職員に過度な負担とならないよう事務負担は必要十分なものに止められているか（効率性）も重要視して行っている。そしてその要因が制度を改善すべきなのか、現場の意識の問題なのかを

考慮し、指摘等を行ったつもりである。今後は適正な処理が行われるよう改められたい。

2.2.1 日付が未記入の書類群

見積書・納品書・請求書の大半について、事業者が日付を未記入で提出していることが慣例化している事実を確認した。

指摘したとおり、日付を学校側で記入するのであれば、予算執行年度を意図的に操作・調整することが可能となり不正の温床となり得る。ここでは、今回の監査において、予算執行年度の操作・調整が為されていたことを確認した訳ではないが、「操作・調整を行い得る状態にあること」自体に問題がある。契約手続きの透明性・公平性を担保するために諸手続きが整備されているにもかかわらず、その趣旨が反映されていない。

2.2.2 各学校園における契約手続きの見直し

各学校園では、百円単位の物品購入についても複数社の見積もり合わせをしているが、このことが事務量を増加させ、見積もり合わせ全体の形骸化につながりかねない。また、今回の往査においては、単一業者の見積書の書式が市販様式を含めて数種類存在していたり、別の業者が作成したとされる見積書であっても筆跡がよく似たものが散見された。当然、筆跡については、別人であっても似ていることがあり得ることなどから、確定的なことは言えないが、本文中で意見したように、こういった状況も踏まえ、今後は教育委員会で状況を把握すべく調査を行い、現場の事務作業を考慮しつつ、例えば一定金額以下の物品購入については見積もり合わせを不要とする等、契約の透明性・公平性を担保できる手続きを整備されたい。

2.3 学校徴収金の現金決済

修学旅行等の学校行事にかかる見積もりについては意見したとおりであるが、選定業者への支払いが現金で為されている事に不安を覚える。

事故や不正を排除する目的で現金での授受を極力避けるのが一般的であるし、本市が導入している財務システム（預り金システム）を利用すればそういったトラブルを排除できるものとする。しかし、「この業者は昔から」という理由だけで現金払いの慣習を継続している事を確認した。百万円単位の現金を担当者が金融機関から持ち帰る時や保管の安全確保、それに対応する為の物的・人的・時間的コスト等を考慮すれば、現金払いの必要性は感じられない。むしろ避けるべきである。

加えて、このような現金決済を継続する理由を市民から推測され「不正をしているのではないか」といった疑いを持たれる事にもなりかねない。あらぬ疑いを避けるためにも、可能な限り振込で決済すべきである。

また、当該学校徴収金の支払いについても負担行為同様、見積書等の保存は必須であり、このような行事についての業者選定は価格の多寡だけで判断できない場合がある事を鑑み

ても、現金決済の理由を含めてその業者の選定判断理由書等を記録・保存すべきである。

3 学校給食について

本市の小学校給食では、「和食～日本人の伝統的な食文化～」のユネスコ無形文化遺産登録を受け、和食推進の日「和（なごみ）献立」をはじめとする様々な施策に取り組んでいる事は評価に値する。食材調達価格高騰のなか、予算内で安全かつ適切に提供される努力は並大抵の事ではないと拝察する。

そのような中、自校調理方式を維持する為の人員確保、通勤困難とされる地域での外部委託、児童・生徒の少子化や職員の高齢化等未来を見据える対応等々について、給食の在り方にかかるロードマップ策定が喫緊の課題と考える。

また、副食物資の調達・提供を担う公益財団法人京都市学校給食協会へ、本市から無利子・無担保で1億円近くが貸し付けられているが、同協会は民間企業とは一線を画するとはいえ貸倒れリスクが完全に払拭できるものではない。ほぼ1年を通じて貸し付けておくのではなく、資金が逼迫する時期の数ヶ月に限定して貸し付ける等、貸し付けの必要性や状況を捕捉しながら一定分を毎年減額する（貸付金額を減少させる）など、当該貸付金にかかる指摘について早急に改善されたい。

4 補助制度について

今回の監査テーマに則り監査を進める上で、全国で22億円とも言われる未納給食費がポイントのひとつであった。全国のデータから本市は未納率が低いことは当初から確認できたが、その理由についても確認する必要があった。未納給食費は全ての学校園でゼロではないものの、その未納率の低減には給食費徴収担当者方の、日々の努力に帰するところが大きいと考えられる。

そのひとつの施策として「就学援助」制度の活用がある。担当者が積極的に事情を聴取し、当該制度の利用を勧めているとの事であった。その適用に際して世帯所得確認手続が必要であり、本市の確認作業には国からの指導を仰いだ上で適正に執り行われていた。しかし、本文中の意見の理由に記したような事も想定されることから、当該所得確認手続の更なる適正化・厳格化に努められたい。

全国的に見ても、このような地方公共団体の補助制度は、不正受給の標的とされる事も少なくない。全ての補助金・扶助費が必要かつ有効なものかの確認はもちろんのこと、支給効果のトレーサビリティの確保等の運用面の検討をされたい。

5 むすびにあたり

以上、今回の監査結果を振り返ったが、財務事務の執行における手続が十分に理解されないまま行われている事例については、不正や事故を招く原因となりコンプライアンスの観点から看過できない。

今回の監査に先立ち、本市教育委員会が管轄する全学校園に共通内容のアンケートを実施する事を検討したが、膨大な分析量となる事を考えると断念せざるを得なかった。もしも実施していたら、規模別・地域別・組織別等の全体像を認識するのには有効であったろうが、その結果を意識するあまり個別の監査で先入観を抱いてしまった可能性もある。何れにしても、可能な限りの情報収集をする上でその手法の取捨選択をしなければならなかった事は、我々監査する立場での教訓となった。

各学校の往査における確認項目については共通するところも少なくないが、各校に合わせて検討するポイントを絞って臨んだ部分もある。その結果を報告書にまとめるにあたり、監査結果、指摘事項や意見の記載を項目ごとに表記するか、あるいは学校ごとに表記するかを検討した結果、各学校の項で監査結果の説明を行い、指摘事項や意見を述べているところである。しかし、これらの意見等は往査を行った学校に止まるものではない。往査を行わなかった他の学校園でも同様の案件は生じていると思われることから、各学校園に対して横断的に意見等を述べているものとして理解いただきたいことを改めて付言する。

監査における時間的制約のため、推測の域に止まる意見等もあるが、これについては今後の確認及びあるべき方向性について提示した。教育委員会を中心として調査を行い、契約事務手続きがその趣旨に沿って適正に為されるとともに、事務手続きの省力化が図られるよう願う。

むすびにあたり、対応頂いた皆様の迅速かつ丁寧なご対応の中で監査を進めることができたことを報告すると共に、この場を借りて御礼を申し上げたい。膨大な量の資料提供、ヒアリング対応、往査対応等々、我々が監査を進めるにあたり速やかに対応して頂いたことで、本報告書を取りまとめることができた。全ての担当者に感謝申し上げるとともに、本報告書の指摘事項等が市政に反映されることにより、本市の適切な財務事務執行の一助となる事を期待する。

以上